目次

序章		2
第1節	研究の視座と目的	2
第2節	先行研究と本研究の意義	4
第3節	研究方法	9
第4節	調査地の選択1	.1
第5節	本論文の構成1	3
第1章	生態保護政策と定住化プロジェクトの実施背景及びプロセス1	4
第1節	生態保護政策の実施背景1	4
第2節	生態保護政策の諸制度と実施プロセス1	7
第3節	「定住化プロジェクト」の実施目的2	1
第4節	「定住化プロジェクト」の実施プロセス2	2
小括		4
第2章 内	Rモンゴル東部における「退牧還草」、「禁牧」制度とその影響―ゲルチョロー	•
ソムを事例	リに	5
第1節	ゲルチョロー・ソムの概要2	5
第2節	ゲルチョロー・ソムにおける生態保護政策の実施と新農村建設の現状 2	9
第3節	「退牧還草」、「禁牧」政策下における牧民の生業・生活3	2
第4節	考察-「退牧還草」、「禁牧」制度が牧民の生活文化に与えた影響4	2
第5節	調査地における「退牧還草」、「禁牧」政策の問題点と議論4	4
小括	4	5
第 3 章 青	青海省における「遊牧民定住化プロジェクト」との影響―海西モンゴル族・*	チ
ベット族自	治州を事例に4	-7
第1節	青海モンゴる族の歴史的・社会的背景	:7
第2節	海西州の概要及びモンゴル族の遊牧史	9
第3節	海西州における「定住プロジェクト」の実施現状5	3
第4節	定住化プロジェクト下における牧民の生業・生活5	4
第5節	考察―2 タイプの定住区の比較考察7	0
第6節	定住化プロジェクトの問題点と議論	2
小括		4
第4章 内	7モンゴルと青海地域の比較考察7	6
第1節	生産活動にもたらした影響-共通点と相違点7	6
第2節	日常生活と伝統文化への影響―共通点と相違点8	0

第3節 2地域に関する先行研究についての検討	83
小括	86
第5章 生態保護政策と定住化における問題と議論	87
第1節 先行研究についての検討	87
第2節 生態保護と定住化政策の本質について	92
小括	94
終章 結論と今後の課題	95
写真	97
資料	102
参考文献	103
Web サイトによる参考資料:	110
付録	112

序章

第1節 研究の視座と目的

モンゴル族は数多くのエスニック集団から構成され、各エスニック集団は現在モンゴル高原を中心にユーラシアに広く分布し、それぞれの所属する国家において、様々な生活を営んでいる。全世界のモンゴル族の総人口は 1000 万人に達しない程度とされるが、その多くはモンゴル国や中国内モンゴル自治区¹(以下内モンゴルと略称)に居住している²。中国では、約 598 万人のモンゴル族が居住し、総人口の約 0.45%を占める。そのうち、約 70%が内モンゴルに分布し、そのほかは遼寧省、新疆ウィグル自治区、吉林省、黒竜江省、甘粛省、青海省³などの地域に分布している(図 0-1 を参照)。



図 0-1 中国におけるモンゴル族の分布図 (ヴィキペディアの地図を基に筆者編集)

¹ 内モンゴルにおける現行行政区制度は、自治区→盟(盟級市)→旗・県→鎮→郷・ソム→ガチャ→村となる。

² モンゴル国のモンゴル族人口は 300 万 (2015 年の統計)、内モンゴル自治区のモンゴル族人口は 422 万 6,093 人, 自治区総人口の 17.11%を占める (2010 年の統計)。

³ 青海省の現行行政制度は、省→地区・自治州→県→郷・ソム→ガチャ→村となる。

従来、モンゴル族の主な生業は、四季を通じて高い移動性を特徴とする遊牧であった⁴。ところが、自然環境の要因と国家政策の影響を受け、現在、内モンゴルと、その他辺境地域でその生業・生活が大きく異なる。

内モンゴルでは、中華人民共和国が成立以来、土地改革、大躍進、人民公社 時代の集団化、生産請負制度などの様々な政策を経て、1990年代になると、従 来の牧畜地域⁵は、農耕、半農半牧、定住牧畜、半定住牧畜、半遊牧、遊牧など の多様な生業形態に変化してきた。それでも、内モンゴルでは、西部のアラシ ャー盟から東部のフルンボィール盟までの広い範囲で牧畜が行われていた⁶。

しかしながら、20世紀の末までに、多くの地区で定住化が進み、21世紀以降、 伝統的牧畜はごく限られたいくつかの地区に、不完全な形で生き残るだけとなった(阿拉騰 2006:23)。民族の構成からみても、内モンゴルでは主体となるモンゴル民族が17.11%に過ぎず、漢民族が約80%近くを占めるようになった。

さらに、2000年から「西部大開発」が実施されると、西部地域⁷の生態環境破壊問題が重視され、生態保護政策は西部大開発の一環として強化された。従来の伝統的牧畜は「粗放的・後進的」様式とされ、「科学的発展」という指導思想の下で、生業の転換を強いられる一方、最終段階の「遊牧民定住化プロジェクト」を中心に牧民の定住化及び他産業への転業は多様な手段で奨励された。政府は、「自然放牧から畜舎飼育への転換、粗放的経営方式から集約的経営への転換、頭数重視から品質・収益重視への転換など生産経営方式の転換を目指す方策を探った」(ネメフジャルガル 2013:4)。

生態保護政策及び定住化の実施と強化に伴い、それまで牧畜を維持してきた 地区は一変した。特に、内モンゴルでは、牧畜における移動はますます制限され、場合によっては牧畜という生業そのものもが無くなり、牧民の生活が危機 にさらされるという事態も起こっている。また民族文化の継承においても、重 大な問題に直面している。

そうした内モンゴルの状況と比較すると、青海、新疆などの辺境地域では、 地理条件や自然環境により農耕に適さない地区において、生態保護政策と定住 化政策が緩やかに進められ、牧畜に対する規制も緩い傾向が見られた。現段階

⁴ 遊牧とは、家畜の群れを放牧し、その放牧地を季節的に移動させる牧畜を言う。それは生業様式であるにとどまらず、生活様式でもある(小長谷 1997:70)。

⁵ 牧畜地域とは、基本的に放牧用の草原牧草地を利用した牧畜業が営まれる地域を指す(ネメフジャルガル 2013:4)。

⁶ 現在、中国全体で牧畜県が 120、農牧混合県 146 があり、国土面積の四割強を占める。その内、 内モンゴルの県レベルの行政単位 101 のうち牧畜地域は 33 旗(旗は県に相当する)ある。(ネメ フジャルガル 2013:4)。

⁷ 「西部大開発」の 12 対象地域:重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、 甘粛省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウィグル自治区、内モンゴル自治区、広西チワン族自治 区を指している

で、定住化が進行中であるが、農耕への移行が困難な地域で遊牧は維持されている。そのため、モンゴル族独自の牧畜生活と伝統文化は、それぞれの地域において主体となる民族や漢民族の影響を受けながら、根強く維持されてきた。

生態保護政策と定住化政策は、モンゴル族牧畜社会にどのような影響をもたらしたか。本論文では、そうした問題意識をもって、モンゴル族の多くが居住する内モンゴルと、小人数の集団が居住する青海地域を事例に、「退牧還草」及び「禁牧」、「定住化プロジェクト」の実施と影響に注目し、文化人類学の方法を用い、比較考察を行う。

ここで、「生態保護政策」を強調するのは、生態を「保護」するために実施されているにも関わらず、生態破壊の核心に焦点を当てていないという筆者の認識に基づくものである。なお、本稿と同様のテーマを扱った研究は、「生態移民」、「定住化政策」、「退牧還草」、「禁牧」などの用語を用いて展開されてきた。これらの政策は研究者たちによって様々な範囲を含めて定義され、論じられてきた。なかでも「生態移民」政策と「禁牧」政策として扱うケースが多く見られる。しかし、これらの政策は密接に関連し、生態保護政策のなか定住化が進められたり、「定住化プロジェクト」のなかでも生態保護諸制度が同時に実施されたりするため混同しやすい。そのため、本論では、中国現代牧畜社会の直面している共通の問題として「生態保護政策」と「定住化プロジェクト」の実施に注目した。

第2節 先行研究と本研究の意義

(1) 先行研究

モンゴル族による牧畜は、極めて古い歴史をもち、それに関する研究は、世界の研究者たちの注目を浴び、歴史学、人類学、社会学、政治学などの様々な視点から研究され、豊富な成果を蓄積してきた。最も古い研究としては、13世紀に書かれた著者不明の『蒙古秘史』、13~14世紀のイランの政治家・歴史家のラシード・ウッディーンによる『集史』、ヨーロッパの旅行家や探検家、また宣教師などによる記載が多く残され、牧畜社会の研究に欠かせない資料となっている。近代の研究からソ連の東洋語学者のウラジミルツォフ(1884~1931)による『蒙古社会制度史』、アメリカの中国学者・モンゴル学者のオーウェン・ラティモア(1900~1989)による『中国のアジア内陸辺境』、また日本の生態学・民族学者の梅棹忠夫(1920~2010)、生態学・文化人類学者の今西錦司(1902~1992)などの学者による成果が挙げられる。

最近の研究では、モンゴル国を対象にした研究が多く、牧畜社会の市場経済

化や定住化、都市化などの問題を扱った研究は盛んになってきた。

本研究と関連する先行研究に関しては、以下で、内モンゴルの現代牧畜社会に関連する研究と青海モンゴル族現代牧畜社会に関連する研究と大きく二つに分け、中国と日本における研究を中心に整理したい。

① 内モンゴルの現代牧畜社会及び生態保護政策に関連する研究

内モンゴルの牧畜社会に関する研究は、生態学、経済学、人類学などの様々な分野からそれぞれ検討されており、それらの研究を、大きく 2000 年以前の現代牧畜社会の問題に注目した研究と 2000 年以降の諸問題に注目した研究と大きく二つに分けることができる。

まず、2000年以前の問題を扱った研究は、主に社会主義的建設や改革開放後の草地利用の変化及び漢民族の移住と農耕化による社会文化の変容に注目した研究が中心である(稲村・尾崎ら 1996、色音 1998、立入・武内 1998、フルルシャ 2003、王 2006、阿拉騰 2006、ボルジギン・ブレンサイン 2003、リンチン 2008など)。

そして、2000 年以後の問題を扱った研究は、主に砂漠化・草原退化という環境問題と経済発展問題を中心に、「西部大開発」による牧畜社会の資源開発とその影響に注目した研究(ネメフジャルガル 2011、小島 2011、楊 2011、白 2013、司 2013 など)と生態保護政策とその影響に注目した研究が盛んになってきた(中尾 2005、小長谷 2005、シンジリト 2005、ナラン 2006、アルタンボリグ 2008、ダグラ 2007、ナムラ 2009、謝 2009、金 2010、淡野ら 2011、双喜ら 2011 尾崎 2012、児玉 2012、司 2014 など)。

また、西部大開発に連動して、民族的伝統文化の開発や変容を扱う研究も多く見られるようになった (ダグラ 2011、ナランビリゲ 2009、ソロンガ 2012 など)。

なお、本稿で扱う生態保護政策に関する研究に焦点を当ててみると、その研究の内容によってさらにいくつかに分けることができる。

まず、生態保護政策の諸政策・制度のなかでも、生態移民政策に注目した研究が多数を占める(中尾 2005、小長谷 2005、シンジリト 2005、アルタンボリグ 2008、ダグラ 2007、ナムラ 2009、謝 2009、金 2010、双喜ら 2011、児玉 2012 など)。これらの研究によって、内モンゴルにおける各地の生態移民政策のマイナス的影響が指摘され、移住と生業の転換による牧民の生活水準の低下、経済的損失、文化の喪失などの側面から検討されている。

なお、「退耕還林」、「退牧還草」、「禁牧」、「草畜均衡」(これらの内容について、後述する)などの政策・制度などの実施とその影響に関する研究は、主に

生態移民などの移住を免れた牧民社会でも、牧畜に対する様々な規制によって、遊牧の強制的な転換が行われ、飼料栽培に頼る産業化へ強いられているという実態が明らかになっている(ナラン 2006、王 2009、淡野ら 2011、尾崎 2012、司 2014 など)。

生態保護政策の実施背景にある草原の砂漠化・草原退化の要因に関する研究も多くあり、その人為的要因について活発な議論がなされ、それが牧畜の生業様式をめぐって展開されてきた。まず、国内外の一部の学者による遊牧業は粗放的・後進的生産様式であり、それが砂漠化の主要因であるという主張があった(関谷・全亮 2009、秋山ら 2009、劉・郝 2002、劉・山本 2008、邢ほか 2002など)。それに対して、砂漠化の原因は草原における人口増加や「過開墾」に問題があるという指摘もあった(立入・武内 1998、フルルシャ 2003、ボルジギン・ブレンサイン 2003、楊 2011 など)。さらに、草原の砂漠化・退化はやはり不合理的草地利用制度に原因があるという指摘もある(ナラン 2006、巴図 2007、暴 2002、王 2009、王 2013、蘇徳斯琴・佐々木 2014 司 2014、司 2015 など)。

ほかにも、内モンゴルの生態保護諸政策下における牧畜地域の動向に注目した研究(ネメフジャルガル 2013) も見られ、諸問題の実施と影響をコンパクト的に扱っている。

② 青海省の現代牧畜社会及び定住化政策に関する研究

青海地域における現代牧畜社会に関する研究は、内モンゴルと比べて極めて少ない。近年、三江源地区®の保護プロジェクトによる生態移民や「遊牧民定住化プロジェクト」の実施に伴い、それに関する研究も増加した(張 2009、索南 2009、韓 2010、艾 2010、楊・李 2010、韓 2011、ガザン 2013、石 2013、別所 2014、司 2015 など)。そして、これらの研究は、遊牧民の定住政策を中心に、議論が展開されている。

ここで、定住化政策の時代背景に注目し、21 世紀以前の定住化政策と 21 世紀 以後の定住化政策と区分することができる。

まず、21 世紀以前の定住化政策は主に、社会主義建設による土地改革、人民公社などの社会集団化及び1980年代の生産請負制度、1990年代の牧草地の所有化などの政策を経て定住化が進められてきた。「遊牧民定住化プロジェクト」は、その延長線にあり、中国における最終段階の定住化政策とされる。

「遊牧民定住プロジェクト」に関する研究は、定住化政策に対して賛否 2 つの立場から検討されている。

まず、賛成側の研究は中国経済発展の方針に従い、定住化プロジェクトの経

⁸ 三江源地域とは、中国の揚子江、黄河、澜沧江(メコン河上流部)の流域を指している。

済的効果に注目し、評価している(石 2013、索南 2009、艾 2010 などの研究が挙げられる。例えば、石は、「定住政策が民族の進歩、文明程度を向上させる必然的な選択である」、「都市に定住、農村に放牧」する定住タイプは牧民の都市化の最高の道である」(石 2013:14、15)と評価している。また、索南加措は、「定住化政策が牧民の生活環境を完璧に改善し、生活水準を向上させ、調和のとれた社会を構築するための重要な方策である」(索南 2009:4)と主張している。

それに対して、定住化プロジェクトが少数民族の伝統社会や生業・文化に与えたマイナス的な影響に関して指摘する研究も増えている(韓 2010、韓 2011、ガザン 2013、別所 2014、司 2015 など)。例えば、韓 (2010) は、青海省のチベット族の「定住化」に関して研究調査を行った結果「環境問題と貧困問題の解消をできず、生活水準を向上させるどころか,日常生活すらも成り立たない貧困という問題が引き起こされた」と指摘し、牧民側は伝統的な生活への回復を望んでいるとのべている。司 (2015) は、「定住タイプの如何によらず、牧民に不必要な投資を進めた結果、牧民の生活を向上させるより、むしろ不安定にさせた」(司 2015:130)と述べている

その他、青海省の生態環境悪化に関して、「過放牧」問題に注目した研究も見られる(張 2009、楊・李 2010)。

定住化プロジェクトの実施に伴い、定住化問題に関するシンポジウムも開かれ、発生している問題が活発に議論されるようになった。

2010年の8月に、青海省西寧市に中国社会科学院民族学と人類学研究所及び 中国科学院西北高原生物研究所が共催した「西部牧区生態移民と遊牧民定住シ ンポジウム」が開かれた。同シンポジウムには、45人の発表者がそれぞれの視 点から問題の分析を行っている。まず、国家発展・改革委員会農村経済司の副 司長方言氏は「牧民の定住化をスピードアップさせ、牧区の発展を促進する」 というテーマで発表し、チベットと新疆を事例として定住化プロジェクトの実 施における問題点を分析した。そこで、定住化プロジェクトの効果を牧民の生 活改善、社会インフラ設備の建設、防災能力のアップなどの側面から評価し、 同時に、定住化政策におけるいくつかの問題について指摘した。即ち、定住化 プロジェクトが草原生熊保護問題と牧区の様々な困難などを無視し、牧民の生 業の転換と転業の長期性と制限性に対して認識不足と主張した。そして、定住 化プロジェクトを推進するには、地域差を十分考え、焦らずに、牧民の意向を 尊重し多様な定住のタイプを試みる方法を提示している。草原生態保護業務の 監督と管理を強化し、民族文化の継承と慣習を尊重し、「定得住、穏得住、能発 展」(日本語では定住と安定を維持し、発展できるという中国語)の目的を達成 すると述べた。

また、アメリカの NGO 福特基金会の指導人である白愛蓮氏は、草原持続的利用は人為的活動の作用であるため、生態問題を牧民自身に解決させると主張し、同時に、移住による牧民が新しい環境に生態問題を惹き起こすのではないか、また生態改善の基準は何か、未来の牧畜区の景気はどうなるのか、これに国際的経験を参考することができるのではないかと議論を展開した。そのほか、青海地域の草地退化の問題を巡って、研究者たちの活発な議論がなされたが、趙新全氏により草地退化における牧畜の圧力と対策が検討され、大企業の導入と人工栽培草地の拡大が主張された。青海科学技術庁の庁長に務める解源氏により、経済発展と生態保護の矛盾性が言及され、青海地域には天然放牧を中心に、科学的飼育方式を探索し、人工草地を拡大させ、高原地域の寒冷草地タイプの転換を試みることが提示された。。

同会議からも分かるように、定住化プロジェクトは、生態的・社会的問題と 絡み合って、定住化の複雑さと困難さが認められている。

ここまで見てきたように、青海省における牧畜社会の研究は、主に定住化プロジェクトを中心に展開され、検討されてきた。しかし、これらの研究は主に政策の実施内容や規模、定住区の建設現状などを扱ったものが多く、定住化が少数民族社会にもたらす影響について、十分に論じたとは言えない。また、それが主に青海省で人口の多数を占めるチベット族社会を対象にした研究がほとんどであり、本稿が扱うモンゴル族牧畜社会を対象にした研究は極めて少ないため、青海省におけるモンゴル族エスニック集団の現代牧畜社会の実態が見えてこない。これは、青海モンゴル族の現代問題を扱った研究はないというわけではない。例えば、青海省黄南州河南県を調査地として、青海モンゴル族の文化変容と民族的アイデンティティを扱った研究(シンジルト 1998)、また日常生活、民族的紛争、教育問題を扱った研究(シンジルト 1998、シンジルト 2003)とその伝統的文化に関する研究(オ仁東徳布編 1998、薩仁格日勒・小長谷 2002、納・才仁巴力 2007、巴義編 2012、司 2015 など)もある。

(2) 本研究の意義

前述したように、これらの研究は主に内モンゴル自治区を対象に行われ、まだ辺境地域において根強く維持されてきたエスニック集団に関する研究は極めて少ない。そのため、現代中国におけるモンゴル族牧畜社会を全体として把握することができない。

また、内モンゴルの牧畜の場合は、比較的に遊牧が行われてきたオルドスや

http://www.cuaes.org/content-EA0200-2010121017304982977.htm (2015、5、8 月検索)

⁹ 中国民族学人類学研究会サイト:作者、劉真

アルシャーなどの西部とシリンゴル盟フルンボィール地域を対象にした研究が多数を占め、定住化がより進んだ半農半牧地域を特徴とされる内モンゴル東部地域(歴史的に通遼市、ヒンガン盟、赤峰市を指す)を対象にした研究は少なかった。そのため、すでに定住化された地域といまだに定住化が進行中である牧畜社会の実態と特徴が明白になっていない。また、国家政策・制度がもたらす影響は十分に分析されていない。

そして、生態保護政策のなかでも「生態移民政策」が研究者たちの関心を引き、注目を浴びてきた。それに比べて、「退耕還林」、「退牧還草」、「禁牧」、「休牧」、「区画輪牧」、「畜舎飼育」などの問題はそれほど問題視されていない。そのため、生態移民を免れた地域における牧民たちの生活変化が十分に明らかにされていないと言える。

青海地域における海西州の現代牧畜社会の研究は、ほとんど政策の実施状況 に留まっており、民族社会文化に与えた影響や民族的アイデンティティなどに 及ぼした影響に関する分析が極めて少ない。

本研究は、以上のような、これまでの研究で欠けていた地域とテーマにも光を当て、国家政策がモンゴル族社会に与える影響をより包括的な視点から検討するものである。

第3節 研究方法

本研究では、文化人類学の視点からフィールド調査を行い、一定の参与観察、聞き取り調査、及び地方誌などを含む先行研究や関連行政機関の公文書などを用いて、分析する。なお、中国語やモンゴル語資料・文献の翻訳は筆者による。また、地名や人名などを含めたモンゴル語は現地の人々の発音に従って、カタカナ語で表記した。現地調査における使用言語は中国語、モンゴル語であった。

本論の執筆に向けて、筆者は内モンゴル自治区では 2011 年~2015 年の間、4 回の現地調査を行い、青海省では 2012 年から 2015 年まで 3 回の現地調査を行った。2 地域のフィールドワークはそれぞれ次のように行われた。

(1) 内モンゴルにおけるフィールドワーク

内モンゴル自治区では、東部地域におけるジャロード旗のゲルチョロー・ソムを中心に現地調査を行った。計 4 回の現地調査はいずれも学校の春休みと夏休みを利用した短期間の調査である。ゲチョロー・ソムの 16 のガチャから 4 つのガチャを調査の対象とし、計 30 世帯、60 人以上の牧民に対して聞き取り調査をした。

第1回目は、2011年の8月~9月にかけて、ゲルチョロー・ソムとその周辺 ソムを対象に現地調査を行った。現地調査では、主にゲルチョロー・ソムのフォリゲ・ガチャとボルホショー・ガチャの15世帯以上の牧民の家を訪問し、地 下資源開発や生態保護政策によって、牧民たちが直面している問題に関する聞 き取り調査を行った。そこで、環境問題、経営様式への影響、経済的影響、伝 統的文化への影響、就業ルートなどの側面に着目した。

第2回目は、2012年8月10日~9月5日まで、ゲルチョロー・ソムを中心に、その周辺にあるシリンゴル地域の牧民も含めて、現地調査を行った。ゲルチョロー・ソムの夏営地と冬営地における牧民の家をそれぞれ5、6世帯訪問し、聞き取り調査を行った。

第3回目は2013年の7月末~9月まで、ハダー・ガチャとチャガンエリギ・ガチャを中心に現地調査を行い、生態保護政策がもたらす影響について、10世帯、20人に対して詳細なインタビューをした。

第4回目は、2014年2月~3月まで、主に冬営地における牧民の家を訪問し、 また牧民が国からの援助を受けて設立したいくつかの牧民合作社を訪問し、責 任者に対して聞き取り調査を行った。

現地調査では、ソム政府のアルタンサン氏とハス氏にお世話になり、各ガチャ書記や秘書、インフォーマントの牧民たちにお世話になった。

(2) 青海省海西州におけるフィールドワーク

2012年から2014年まで、青海省海西モンゴル族チベット族自治州のモンゴル族牧畜社会について、州都デレンハ市とドラン県のバルーン・ソムを中心に3回に渡って現地調査を行った。デレンハ市に移住させられたモンゴル族牧民の内、計25世帯、ドラン県のバルーン・ソムの牧民の内、計25世帯に対して聞き取り調査を行った。

第1回目は、2012年9月14日~24日で、主に青海省海西モンゴル族チベット族自治州の州都であるデレンハ市周辺を中心に、都市周辺に移住させられたモンゴル族牧民の家とまた移動放牧を維持している牧民家を、それぞれ5、6世帯訪問した。牧民に対する聞き取り調査では、生態保護政策の具体的な内容、それに牧民がどう認識しているか、またそれによって牧民の生活にどんな変化が生じているかに焦点を当てた。

第2回目は、2013年9月7日~20日まで、海西州の2地区、つまりデレンハ市と、ドラン県のバルーン・ソムに現地調査を行った。当調査では、家畜が比較的に多い世帯と、少ない世帯、また家畜がない世帯の代表的な世帯を選び、また労働力の状況、学校に通う子供がいる世帯などを含め、できるだけ問題の

普遍性に注目し、合わせて 15 世帯を訪問した。ここで留意しておきたいのは、 事例として挙げる二つの定住村の牧民だけではなく、その周辺村にも足を運び、 牧民の生活の実態を知ることに力を入れ、生態保護政策の影響をさらに掘り出 すために努力した。

第3回目は、2014年3月10日~30日まで、デレンハ市の「トルガン・ウル グィー」定住区とドラン県のバルーン・ソムのクル村に詳細な現地調査を行っ た。

この 3 回の調査を通じて、牧民たちが放牧生活を維持するために、どれだけの時間を費やし、どれほどの不必要な費用を払っているかということが分かった。例えば、インフォーマントたちの状況からみて、放牧地と定住区の住宅の距離がかなり離れていて、春・冬営地から平均距離が約 30km、夏営地から約 50km~100km の距離もある。このような時間的にも、空間的にも人間の生活能力の実態に合わない、人間と自然との密接な関係を反した行為の背景に一体どのような要素が働きかけているのか。まず、牧畜文化の特徴について、文化相対主義の視点から議論したい。

青海地域における調査の難しさを実感した。それは、チベット族の独立運動に対する政府側の警戒と絡み、また牧民たちの住まいの状況にもよる。例えば、デレンハ市の定住区では、玄関受け付が設置され、警備が立っているため、自由に出入りすることが出来ない。またマンション・タイプの住宅であるため、どの世帯が家にあるかどうか分かりにくく、訪問する前の連絡が必要となる。放牧地にいる定住区では、夏以外の季節において、常住する牧民が少ない。放牧地に訪問するには、一定の長距離があるうえ、道路状況も悪く、交通手段を確保するのが難しく、一日2世帯しか訪問できない。

この様な状況のなか、現地調査を進めることができたのは、いずれも、海西州テレビ局の高衛星氏やその家族や親戚の協力による。

第4節 調査地の選択

(1) 内モンゴルにおける調査地の選択

冒頭でも触れたように、これまでの先行研究は、内モンゴルを対象にした研究が多く、なかでもシリンゴル、オルドス、アラシャーなどの中部と西部地域を対象に研究されたものが多数を占め、東部地域の牧畜民に対する研究が極めて少ない。内モンゴル東部は、歴史的に最も早い時期に漢人の移住によって農耕化され、生業は多様化された地域である。農業、半農半牧業、牧業という三

種の生業が並存し、2000年になると、牧畜地域は数か所だけ維持されている状態になった。これらの小規模の牧畜は、2000年以降の開発や生態保護政策などの影響を受け、様々な問題に直面した。ここで、農耕化された地域において根強く牧畜を維持してきたモンゴル族サブ集団の代表地域としてゲルチョロー・ソムを選択した。

(2) 青海省における調査地の選択

現代モンゴル族牧畜社会に関する研究は、内モンゴル自治区以外の辺境地域を対象にしたものが極めて少ない。そのため、本研究はこれまで研究がほとんどなされていない青海省の西部におけるモンゴル族牧畜社会を選択した。

生態保護政策のなかでも、定住化プロジェクトによって定住させられた牧民社会の研究はチベット族やウィグル族を対象にした研究が主になされ、それらと混住するモンゴル族牧畜社会に対する研究はほとんどなされていない。また、すでに移住させられた牧民を対象に、移住前後の比較研究が多数に行われてきたが、定住化が進行中である地域の牧民を対象にした研究がほとんどなされていない。本論では、この点に注目し、定住化が進行中である青海地域のモンゴル族牧畜社会を選択し、現地調査を行った。

調査地は、青海省海西モンゴル族チベット族自治州 (以下海西州と略称)の二つの定住区である。

政府側は牧民を定住させるため、2種類の定住区を建設している。それは、都市化の促進を狙い、州・県中心都市の近くの牧民をできるだけ都市に集中させるという大型定住区と、都市から遠く離れた地方の牧民を現地の道路から近い場所に定住化させるという小型定住区である。

都市か地方のどちらかに定住化されることによって、牧民の生活、生産様式、文化慣習などの変化が異なり、それによって、定住化政策に対する牧民の認識と対応も異なる。そこで、「遊牧民定住化プロジェクト」によって建設された 2種類の定住区で調査を実施し、比較することにした。都市型定住タイプとして、海西州の州都であるデレンハ市の郊外に建設されたモンゴル族定住区「トロガン・ウルグィ」(以下都市型 A 定住区とよぶ)を選び 10 、地方型定住タイプとしてドラン県のバルーン・ソムのクル村(以下地方型 B 定住区とよぶ)を選んだ 11 。

具体的な事例としては、この 2 つの定住区において、家畜飼養を維持する家族と、商業などへ転換した家族を、それぞれ 2 世帯取りあげながら、全体の傾向についても述べる。

-

¹⁰ 中国語の表記は、「海西蔵族蒙古族自治州徳令哈市陶尔根家园」。

¹¹ 中国語の表記は、「都蘭県巴隆郷科爾村」。

第5節 本論文の構成

本論文は、序章と終章とその他4章から構成される。

第 1 章では、中国における生態保護政策と定住化政策の実施の背景及びその うち容とプロセスについてまとめ、本論が注目する「退牧還草」プロジェクト と「定住化プロジェクト」について、詳述した。

第 2 章では、生態保護政策下における内モンゴル自治区のモンゴル族牧畜社会の動態について、「退牧還草」、「禁牧」政策の影響に焦点を当て、ジャロード旗のゲルチョロー・ソムを事例対象地として考察した。

第3章では、青海省のモンゴル族牧畜社会の動態について、「遊牧民定住化プロジェクト」に焦点を当て、海西モンゴル族・チベット族自治州を事例に考察した。定住化政策の実施の特徴によって、定住タイプを都市型と地方型に分けて、事例分析を行い、考察した。

第4章では、調査地の内モンゴル自治区と青海省のモンゴル族牧畜社会の比較考察を行い、比較考察に当たっては、現地調査の結果だけではなく、先行研究の成果も活かしてその他地区の現状も含め、より総括的な比較をすることを試みた。

第5章では、生態保護政策の問題点を整理し、生態保護政策の本質に迫り、「科学的発展」について検討する。そして、牧畜文化と政策の相互影響について、 文化人類学の視点から、議論を展開する。

第1章 生態保護政策と定住化プロジェクトの実施背景及びプロセス

本章では、中国国務院の重要な通達および環境保護局や国家発展と改革委員会などの公文書に基づき、生態保護政策と定住化政策の実施背景およびプロセスについて、整理し、両政策の関連性と独自性を明らかにしたい。

まず、実施背景について、砂漠化・草原退化問題の深刻さによる影響と、西部大開発の実施による影響と2つに分けてみたい。そこで、砂漠化・草原退化の人為的主要因とされる牧畜社会の「過放牧」問題について、先行研究によって概観したい。

第1節 生態保護政策の実施背景

(1) 砂漠化・草原退化問題と「過放牧」

中国が、砂漠化・草原退化の問題が最も深刻な国の一つで、1977 年にナイロビで開催された国連会議でその深刻さがすでに挙げられており、1990 年代後期から、砂漠化の防止は国家政策の重要なプロジェクトとして実施されるようになった。そして、様々な生態保護政策が打ち出され、その焦点はほぼ砂漠化・草原退化の人為的主要因とされる牧畜地域に当てられ、従来の生産様式と「過放牧」問題が最も問題視された。

それでは、中国の砂漠化・草原問題の深刻さと西部大開発とはいかに影響しているのか。また、「過放牧」の基準と現状はどうなっているのか。以下、全国と調査地の2地域の現状についてここでまとめてみたい。

① 砂漠化の現状

まず、1999年の第2次全国砂漠化の観測結果によると、砂漠化に影響される総面積は332万㎢に達し、そのうち砂漠化した土地面積は267万㎢に達しており、国土陸地面積の28%を占める。砂漠化面積は年々拡大し、1950年代から70年代まで全国で毎年砂漠化土地は1,560㎢、1990年代初期には2,460㎢に達し、さらに1990年代後半には3,436㎢に及んだ。毎年砂漠化によってもたらされた損失は540億元に達している。2002年砂漠化の土地面積がすでに全国の耕地面積を超えた(劉・山本2008:114)。

調査地の内モンゴルと青海省の生態状況をみると、それぞれ次の状況に置かれている。

内モンゴルは、中国の北部に位置し、総面積は約 118 万㎢で、中国国土面積

の12.3%を占める。基本的に平均標高は約1000m以上の高原で、気候は多様な温帯大陸性季節風気候に属している。年平均降雨量は少なく、東部は約500ミリで、西部は約30ミリあまりで、年間の降雨量はほとんど6月~8月に集中している(劉ほか1999)。近年、内モンゴルの荒漠化(砂漠化・草原退化)が進行し、その面積は65.9% 端に達し、全国の荒漠化面積の25.1%、内モンゴル土地面積の55.7%を占める。荒漠化のなか、草原退化面積は2992~クタール、利用できる面積の44%を占め、毎年67-133万~クタールのスピードで退化している。関連する資料分析によると、内モンゴル草原は1960年代には20%が退化し、1980年代には30-40%が退化し、1990年代には60%が退化した。そして、水土流失面積は27.17万~クタールに達し、それが草原面積の21.5%を占める。中国の2001年に起こった砂嵐は32回発生し、その14回は内モンゴルで形成したとされる(暴2002:205-206)。

青海省の総面積は74万㎢であるが、そのうち草地面積は36.45万㎢で、全省 土地面積の 50.63%、全国草地面積の 1/10 を占め、全国第 4 位に並べる。しか し、砂漠化と牧草地の退化が深刻であり、生態環境の悪化が著しくなっている。 全省における砂漠面積は 12 万㎢、全省土地面積の 17%を占める。そして、砂漠 化したた面積は 12.5 万㎢、潜在的砂漠化の面積は 0.98 万㎢あり、合わせて全 省面積の18.7%を占める。現在、砂漠化の面積は毎年1330 ㎢のスピードで拡大 しているが、1959年の調査を見ると、年平均1.66%のスピードで進行し、1994 年の調査を見ると、年平均 2.14%で進行している。このままだと 2030 年になる と全省の 1/5 の土地は砂漠に埋もれる恐れが推測されている。さらに、草原退 化状況をみると、牧草地の退化が最も深刻である草原面積は 440 万ヘクタール に達し、省草地面積の12.2%を占める。中度以上退化した草地面積は733万へ クタール、省草地面積の20.3%を占める。そして砂漠化された牧草地の面積は、 193 万へクタール、省草地面積の 5.3%を占める。20 世紀の 50 年代と比べると、 一定の単位面積における草産量は 30%~80%までに低下し、載畜量は 30.86% に低下した。青海省の砂漠化された土地は主にツァイダム盆地、共和盆地、青 海湖の周辺、黄河の源流区域に分布する(張 2009:71-76)。

② 「過放牧」の現状

「過放牧」とは、一定の草地に対して、載畜量¹²を決め、その指標を基準とし、 家畜飼育の頭数がそれを超える現象を指している。「過放牧」による砂漠化・草 原退化の議論も、それによって展開されている。

-

¹² 載畜量とは、牧草地の生産力を図る指標。一定の放牧期間に、一定の草原において、収容できる家畜の頭数。ヒツジを標準単位として、4頭のヒツジを1頭のウシでに換算する。

国家環境保護局が2007年にの環境状況公報において指摘したは、重点天然草原家畜の過剰率は33%で、前年と比べ1%で低下した。6大牧畜区とされる内モンゴル、青海、甘粛、新疆、四川、チベットの過放牧率はそれぞれ20%、38%、38%、39%、39%、40%である。なお、全国266の牧区、半農半牧旗(県)において、過放牧率が20%を上回るのは178旗(県)に達している(王2009:2)。

全国において、1961年には1億7,100万頭だった家畜の数が、2002年には4億2,700万頭に急増した(劉・山本2008:117)。

内モンゴルでは、1990年前後には 4,000 万頭前後であったものが、1990年後半になると 5,000 万頭に急増し、2009年になると家畜飼育頭数は 6,748万6千頭に達した¹³。市・盟別での飼育頭数をみると、1,047万頭の通遼市や 924万頭の赤峰市をはじめとする自治区東部、および 808万頭のオルドス市や 709万頭のバヤンノール市などの自治区中西部で最も多いとされる(淡野 2011:53省略)。

青海省では、前述したように、2007年の過放牧率はすでに38%まで達しており、調査対象地の海西州の場合、過剰放牧の頭数は、2005年では13万9700頭、2007年では26万5,600頭、2009年では33万9,400頭である(楊、李2010:155)。

(2)「西部大開発」の影響

「西部大開発」の実施の背景には、中国が 1978 年からの改革開放以来の 30 年間では、急速な経済発展を見せたが、20 世紀末になると、それに伴う国内の経済的地域格差の拡大や環境問題¹⁴の深刻化が国内外の注目を浴びた。中国西部地域は、東部の沿岸地域と比較して、経済的にも社会インフラ設備も最も立ち遅れたとされる貧困地域である。そして、生態環境の面では砂漠化・草原退化問題が深刻であり、河川上流域での破壊による河川下流東部地域での洪水などの発生及び黄砂による沿岸地域や周辺の国々への被害などの問題の発祥地でもあった。

中国政府は、こうした東西地域の経済的格差の拡大と生態環境の悪化状況を打開するために、第十次五カ年計画(2001~2005 年)によって五大戦略¹⁵ を策定し、「西部大開発」をその重要な戦略として実施した。2000 年の 12 月に、「西部大開発実施に関する若干の政策措置についての通知」を発表し、同通知では西部大開発の重点任務として、①インフラ建設の加速、②生態環境保護の強化、

_

¹³ そのうちウシ、ウマ、ラクダロバなど大型家畜が 868 万 9 千頭、ヒツジ・ヤギが 5197 万 2 千頭、ブタが 683 万 7 千頭である。

^{14 1992}年の「環境と開発に関する国連会議」をはじめ、中国の環境問題は国際的にも関心を集めるようになり、工業汚染、森林伐採、砂漠化・草原退化の拡大などの問題が最も重視された。 15中国の第十次五カ年計画では、経済構造の戦略的調整という方向に沿って、西部大開発、都市化、内需拡大、持続可能な発展及び科学技術による立国を重点として五大戦略が実施された。

③農業基盤の強化、④工業構造の調整、特色ある観光業の発展、⑤科学技術・教育・文化・衛星事業の発展など5点が挙げられている(加藤2003:154-155)。

西部大開発の実施に伴い、西部地域の生態破壊問題は重視され、生態保護政策はその一環として強化され、後に牧畜社会全体を取り巻くことになった。

西部地域の草原面積は3.3億ヘクタールで、全国の84.4%を占め(中国年鑑2010:392)、少数民族が集住し、その多くは牧畜業に従事するため、生態保護政策の実施は自然環境問題だけではなく、経済的問題、民族問題、少数民族の伝統的社会・文化の保護問題などと絡み合っている。「西部大開発」実施以来、中国経済発展の需要に応じ、西部地域の地下資源が大規模に開発され、急速な経済成長をみせたが、それにより「民族政策の要である民族区域自治政策は、民族地区におけるエネルギー資源の開発や漢族人口の増加を受けて、少数民族を優遇する「民族自治」から、各民族を平等に扱う「区域自治」に大きく舵を切ったのである」(愛知大学現代中国学会【編】2011:1)。

馬(2004)は、西部大開発が少数民の教育にもたらす影響について以下のように論じている。

「西部大開発が単なる経済規模の拡大と先進技術の導入ではなく、必ず西部地域の元来の国有経済を主体とした経済構造の調整と就業メカニズムの転換が伴う(省略)。この様な新しい競争メカニズムのなか、エスニック集団の卒業生の就業問題に直面し、もし西部のエスニック集団の学校などは相応した措置を定め、少数民族学生の漢語能力や専攻能力を向上させないと、これらの学生が卒業後労働力市場の無情な淘汰に遭遇する。」(馬 2004:393-394)

彼のこの議論は、経済発展、労働力市場の需要だけに重視し、学校の義務を 企業に人材を育て、提供することに定めただけではなく、漢語の使用を強制的 に進め、少数民族地域の民族言語や文化の価値を無視していることが明らかで ある。

第2節 生態保護政策の諸制度と実施プロセス

(1) 諸制度

冒頭でも触れたように、従来の研究では、生態保護に関する政策・制度を「生態移民」という広義の政策として包括的に見るケースもあれば、「禁牧」という政策として総括的に扱ってみるケースもあった。諸政策・制度の関連性が密着

していて、区別しにくいという特徴がある。ここで、生態保護諸制度を大きく 二つに分類してみた。

「生態移民」

生態移民¹⁶政策は、生態保護政策の一環として実施されるにつれて、様々な定義がなされている。総括的にみると、「生態環境を改善、保護し、経済を発展させるため、環境の脆弱な地域に散らばっている人々を移民の方式で分散させ、新しい村や町を建設し、生態脆弱な地区の人口、資源、環境、経済の協調的な発展を図るもの」¹⁷とされる(中国環境問題研究会 2009: 292)。言わば、生態移民とは生態を保護するために移住させられた人々を指し、移住先では政府からの指示どおりの生業に従事すると同時に一定の期間で補償を受ける人々である。

生態移民政策の実施には、伝統的牧畜が生態破壊の原因、また地域発展の阻害とされ、内モンゴルでは、シリンゴル盟、オルドス市、アラシャー盟などの移動放牧が中心とされる地域に焦点が当てられ、生態が極度に悪化したとされる場所の牧民を移住先にて酪農業や農耕に従事させた。

しかし、現在は生態移民として移住される対象は生態が破壊された地区や貧困地域とは限らない。工業鉱山開発のために移住させられた生態移民も多数を占め、または、生態重要地(良好な自然環境が維持されている地区)に住み続けてきた住民も、自然保護区や「無人無畜」地区などの設立により移住させられていることが広く見られる現象となっている¹⁸。

② 「退耕還林」・「退牧還草」

2002 年に公布された「中華人民共和国国務院令(第 367 号)」には、土地を耕すことをやめて、その土地を森林に戻す「退耕還林」条例が盛り込まれた。翌 2003 年には、家畜を放牧することをやめて、放牧地を草原に戻すことを意味する「退牧還草」事業も実施されることとなった。「退牧還草」事業の方法は、一定期間、放牧することを完全に禁止する「禁牧」と、牧草が萌芽から結実するまでの期間内において放牧を禁止する「休牧」、自然状況や人為的判断に基づき

¹⁶ 小長谷・シンジルト・中尾(2005)によると、「生態移民」という言葉が研究論文のなかで使われるようになったのは1993年の三峡ダム建設による移民に関するコンテキストによる。

¹⁷ 最初の生態移民は、1982 年寧夏回族自治区の南部山岳地域における貧困地域の住民を移住させたプロジェクトに始まるが、生態保全に焦点を当てたのは 2000 年に入ってからである。

¹⁸ 例えば、筆者が調査を行ったジャロード旗では、資源開発や自然保護区の設立のために移住させられた牧民がほとんどであり、ゲルチョロー・ソムの罕山あたりの 25 万ムーの草地は「無人無畜」の地区に計画された。

牧草地をいくつかの単位に区切り、順次牧草地をかえて放牧する「区画輪牧」の三つに分類される(淡野ら 2011:53)。そして、禁牧と休牧制度の実施によって、畜舎飼育の期間が決められた。そのほか、区域内の草原における一定期間の提供できる牧草の量を決め、飼育家畜の頭数を決める草畜均衡制度も実施された。

また、「収縮転移」といい、生態重要地とされる地域を「無人無畜」の地域として保護する政策も実施されている。

(2) 実施プロセス

中央国務院は生態環境保護業務を非常に重視し、相次いで『全国生態環境保護網要』[国発【2000】38 号]及び『草原保全と建設の強化に関する国務院の若干意見』[国発【2002】19 号]と『科学的発展観実現と環境保護強化に関する決定』[国発【2005】39 号]を公布し、生態保護の強化と建設を持続可能な発展戦力の実施、調和のとれた社会の構築の重要な内容とした。

まず、2000年に公布した【全国生態環境保護綱要】は、全国の生態環境保護事業推進の基本方針である。その綱要には、生態環境の悪化が深刻である状態が強調され、それが経済社会の持続的発展と国家生態環境安全に悪影響をもたらしていることが挙げられている。そして、生態悪化の人為的要因を、資源の不合理的な開発によると指摘し、一部地域の環境保護意識の不足による略奪的採取と管理部門の監督不足、また生態環境保全と建設に対する投資不足などの問題が重視され、これらの問題と矛盾を解決することは、中国が長期的に直面している任務であると指摘した。

当綱要では、全国生態保護政策の指導思想について、「鄧小平理論の偉大な旗を高揚し、持続的発展戦力と経済成長方式の転換を中心に、生態環境質の改善と国家生態環境安全を保護する」とした。そして、全国生態環境保護の基本原則として、「生態環境保護と生態建設を同時に行うことを堅持する」と決めた。また、全国生態保護の目標について、「生態保護を通じて、生態環境破壊を抑制し、自然災害を軽減する。自然資源の合理的、科学的利用を推進し、自然生態システムの良性循環を実現する。国家生態環境安全を保護し、国民経済と社会の持続的発展を確保する」とした。そして、近年の目標を、2010 年までには基本的に生態環境破壊の趨勢を抑制し、2030 年までに全面的に生態環境破壊の趨勢を抑制し、2050 年までには生態環境を全面的に改善するという長期的な計画を提出した。

2002年に公布した『草原保全と建設の強化に関する国務院の若干の意見』は、中華人民共和国が成立してからの初めての草原事業に対する政策的な公文書で

ある。同公文書によって、「基本草原保護」¹⁹、「草畜均衡」、「禁牧」、「休牧」などの重大な制度が確立された。そこで、「政府から退牧還草された牧民に補助金や食料の支給を前提に、牧畜地域に禁牧・休牧・区画輪牧・畜舎飼育などの制度を実施する。次第に牧民の天然草原に依頼する伝統的な生産様式を変え、天然草原における放牧の圧力を減少させ、砂漠化と草原退化に休養と回復の機会を与え、草原の自らの修復機能を発揮させ、植生を回復させる。基礎インフラ設備として囲いと水利を重点に飼料栽培地などの建設に取り組む」などが挙げられている(『中国農業発展報告』2003:38)。

2003年3月1から「中華人民共和国草原法」が実施されることが公布された。 草原法では、草原を科学的に企画、全面的に保護、重点的保護、合理的に利用 する方針が出された(『中国農業発展報告書』2003:37)。

2003 年 4 月、農業部により全国草原事業会議が北京に開催された。同会議では「中華人民共和国草原法」と「草原保護と建設の強化に関する国務院の若干意見」をテーマにした。具体的に、草原工作の戦略は「生態保護と経済発展が同様に重要であるが、生態は優先」とした。そして、草原保護の任務として以下の3つのプロジェクトが強化された。①「退牧還草」と「退耕還林」プロジェクト、②「基本草原保護制度」と「草畜均衡制度」、「禁牧・休牧」・「区画輪牧制度」、③「草原請負制度」、「草原基礎インフラの建設」などを通じて、牧畜業の生産様式の転換と草原工作を目標とした責任制を全面的に実施すると決定した(『中国農業発展報告』2004:43)。

2005年に公布された『科学的発展観の実行と環境保護強化に関する決定』は、「全面的に科学的発展観を実行し、社会主義の協調した社会の構築を加速し、全面的小康社会²⁰建設の奮闘目標を実現するため、環境保全を一層重要な戦略的地位に置かなければならない」と強調した。

2007年に「国家環境保護局「十一五」計画」【国発[2007]35】に関する国務院の通達」を発布した。通達では、環境保護事業は新段階に入ったことを強調し、国務院が環境保護を最重要視し、科学的発展観を着実にし、環境保護に根本的な保証を提供していることを強調し、また鄧小平の理論「三つの代表」²¹の重要な思想を指導として、環境保護と経済発展の関係を改善し、持続可能な過画的発展を実現するとことが挙げられている。

科学的発展を指導思想として、自然生態系の完備性と機能を維持し、人と自然との調和の促進を目標とする。区画別分類指導を実施し、自然生態系の保護

_

¹⁹ 基本草原とは、人工草地、改良草地、重要な放牧地、草刈り地及び草地資源保護区などの特別な生態機能の草地を含む。

²⁰ 豊かな社会の意味を表す中国語である。

²¹ 三つの代表とは、①中国先進生産力の発展要求を代表②中国先進文化の進行方針を代表③中国一番多数の住民の根本的利益を代表、の三つを指す。

と農村生態環境の保護に重点的取り組み、不合理な資源開発と人為的生態破壊活動を抑制する。生態環境の質の評価を強化し、監督管理水準を高め、小康社会の全面的な建設に堅実な生態安全補償を提供する(国家環境保護局『全国生態保護「十一五」計画』)。

『全国生態保護【十一五】計画』における生態保護政策の重点任務は次のようである。

第 1 に、自然生態保護業務をさらに推進する。また、全国生態機能区画の整備、重点生態機能保護区の建設、自然保護区建設及び管理水準の向上、自然生態系保護の強化などの任務が挙げられている。

第 2 に、区域生態保護監督及び管理を強化する。また、資源開発の生態環境 監督管理の強化、生態多様性に関する条約履行及び管理能力の向上、生態敏感 区及び脆弱区の保護が挙げられている。

第3に、農村環境汚染防止の度合いを強化する。また、「農村小康環境保護行動計画」の実施、土壌汚染の総合防止、農村の汚染抑制の強化、家畜及び水産養殖汚染の防止が挙げられている。

第 4 に、生態モデル創建業務を強化、推進する。また、生態県・市・県の建設を推進、環境優美郷・鎮創建業務の積極的推進、生態村建設の強力な実施などが挙げられている。

その後、2013 年 1 月に『全国生態保護「十二五」計画』、2013 年十月に『全 国生態保護と建設計画』が公布され、生態保護政策が益々強化された。

第3節 「定住化プロジェクト」の実施目的22

本論が扱う定住化は、「遊牧民定住化プロジェクト」を中心に、中国において 最終段階の遊牧民定住化政策として実施されているが、中国における遊牧民の 定住はそれに始まるものではない。これまでの多くの先行研究から分かるよう に、それが清末から始まっており、中華人民共和国が成立してから、牧民の定 住化をすでに半世紀を渡って進めてきた。

定住化プロジェクトの実施の目的は、遊牧民の生活条件を改善し、草原牧畜業の転換、牧畜区の全面的発展を推進し、民族団結や辺境地域を安定させる重要な手段として挙げられている。同プロジェクトの実施の必要性では、遊牧民の生産生活状況は①住居条件が不便、②牧畜業の生産が低い、③牧民の収入水準が低い、④基礎インフラ設備の不足、⑤社会事業発展が遅れている、⑥冬と春の家畜飼料供給不足とオオムギの供給不足の拡大、という6点にまとめられ、

-

²² 国家発展和改革委・住房和城郷建設部・農業部が公開した「全国遊牧民定居工程建設【十二五】」資料を基に、まとめた。

その条件を改善することが挙げられている。

定住化プロジェクトの指導思想は、鄧小平理論と「三つの代表」の思想であり、科学的発展観を徹底的に実施し、総体的目標は2015年までに、遊牧民の定住化を完成させることである。また、実施の意義として、①全面的に裕福な社会を建設する必然的需要、②牧畜地域の牧業発展方式を転換させる重要な経路、③牧畜地域の草原生態を保護する重要な手段、④民族団結と辺境地域の安定を守る有効な措置、などが挙げられている。

第4節 「定住化プロジェクト」の実施プロセス23

定住化プロジェクトの対象となったのは、全国における 44 万世帯の 200 万人のすべての遊牧民である。まず、定住化プロジェクトが 2001 年に、中央第 4 回 チベット業務座談会の主旨によって実施された。そこで、チベット自治区を対象に、パイロットプロジェクトが実施され、2001~2008 年までに 2.6 万世帯の遊牧民を定住させた。そして、その経験を基に、2009 年から、チベット、青海、四川、甘粛、雲南、内モンゴル、新疆など七つの地域のチベット族、モンゴル族、ウィグル族、カザフ族、キルギス族、ユーグ族、トゥー族、回族、羌族、オロチョン族、サラル族などの少数民族の遊牧民を対象に定住化政策が拡大され、そのプロジェクトが牧畜の全地域を覆った。

これらの牧畜地域における牧民の生活環境の不便や人と家畜が混住するための衛生条件の悪さ、また生産水準の低い特徴や自然繁殖による品種退化などの多くの問題が挙げられ、遊牧が病気や貧困の源とされている。さらに、教育、病院などの社会インフラ設備の不足などの問題が重視され、牧畜民の定住化が科学的な発展観を普及させ、生態環境の保護と地域発展を実現するスローガンとなっている。

具体的に、定住地をできるだけ鎮・県などの小都市の建設と合わせて建設することが提唱され、牧民の都市への集中によって、他産業への転換、都市化の促進が強調されている。また、牧畜地域の人口を都市へ移住させることによって、牧草地の回復と牧民の余剰労働力の解決を図り、さらに牧草地使用権の譲渡によって、生態牧畜業の建設を促進することが挙げられている²⁴。

定住のタイプとしては基本的に放牧地域と都市への定住と分けられるが、詳細に分けると、①現地に分散して定住、②近くの郷鎮村落への定住、③集団的

-

²³ 国家発展和改革委・住房和城郷建設部・農業部が公開した「全国遊牧民定居工程建設【十二 五】」資料を参考。

^{24 「}关于加快推进我省游牧民定居工程建设的建议」:

http://www.qhszx.gov.cn/ztzl/jyxc/dybg/2011-04-14/212.html (検索日 2014 年 9 月 8 日)

に都市への集中定住、という3タイプに分けられる。

定住化プロジェクトは、青蔵高原地区と新疆地区と内モンゴル地区という三つの地域に区分され、三段階に分かれて実施された。

第1段階では2001~2008年までに2.6万世帯、約6万人を定住化させた。

第2段階では、2008~2010年までに、16.8万世帯、約78.5万人を定住化させた。現在はすでに第3段階に置かれ、2010~2015年までに、24.6万世帯、約115.7万人を対象に、すべての牧民を定住化させるという計画で進められている。

第3段階のプロジェクトの実施において、中央政府の総投資金額が176.54億元(約3000億円)に達し、そのうち、中央政府側から79.83億元を分担し、総投資の45.2%を占めるが、地方政府側から42.99億元を分担し、牧民側から53.73億元を分担するという方案で実施している(表1を参照)。

住宅地の補助金支給の基準として定められたのは、一世帯の牧民の投資は約6.8万元、そのうち、中央投資3万元、地方政府投資1.6万元、牧民が2.2万元を分担する。

		, ,			
対象地	投資金	総投資額に占	2010年末までの未定	全国未定住世帯	
	額	める割合	住遊牧民の人口(世	数に占める割合	
	(億元)		帯)		
新疆	68. 81	39%	9.0万	36%	
青海	46. 12	26.1%	6.0万	25%	
四川	42. 95	24.3%	6.7万	27%	
チベット	8. 68	4.9%	1.3万	5%	
甘粛	6. 59	3.7%	1.0万	4%	
内モンゴル	2.05	1.2%	0.3万	1%	
雲南	1. 34	0.8%	0.2万	1%	

表 1 定住化プロジェクトの 2011-2015 年の実施方案

『全国游牧民定住プロジェクト「十二五」計画』に基づき、筆者作成

以上、全国における「遊牧民定住化プロジェクト」の実施規模とプロセスについて概観した。注目すべき点は、ここで挙げられる遊牧民の人口の統計基準である。定住地に家屋を購入すれば定住したということなのか、あるいは移動放牧をやめ、定住放牧か他生業に転換した人口の数なのか詳細な説明がない。

定住化プロジェクトの実施に関して、中央政府は高度に重視し、2011年6月に、「牧畜区のより良い発展の促進に関する国務院の若干意見」(中国語で「国务院关于促进牧区又好又快发展的若干意见」国发〔2011〕17号)を公布し、ま

た同年8月に、国務院が全国牧区工作会議を開催し、牧民の定住プロジェクトを2015年までに完成させる目標を強化した。

小括

以上で、生態保護政策と定住化プロジェクトの実施とそのプロセスを、中央政府や地方政府の公文書などを基にまとめ、それらの関連性とそれぞれの目的を明らかにした。生態保護の諸制度や定住化プロジェクトを実施されるには、いずれの場合も中央政府と地方政府が連携し、補助金が支給されている。その支給の額や時間は地域によって若干異なる。

その内容として、退耕還林・退牧還草による補助金、禁牧に対する補助金、 家畜改良に対する補助金、また、草原保護奨励金などの様々な補助金が支給さ れ、定住化の場合は、住宅補助金が支給されている。場合によって、畜舎の建 設にも補助金が支給されている。

生態保護政策・制度の実施には、2011 年、中央財政から 136 億元を投資し、全面的に草原生態保護補助奨励メカニズムを建設し、草地が重度に破壊されている地区に対して「禁牧政策」を実施し、それ以外の利用可能な草原には家畜の数を減らさせる、「草畜均衡制度」を実施した。同時に、牧民に対して、生産補助金制度を実施し、主に家畜改良補助金と生産総合補助金を支給した(陳・肖 2013:42)。

第 2 章 内モンゴル東部における「退牧還草」、「禁牧」制度とその影響―ゲルチョロー・ソムを事例に

本章では、生態保護政策が中国におけるモンゴル族牧畜社会の生活・生産様式、経済、文化に与えた影響について、「退牧還草」、「禁牧」制度に焦点を当て、 内モンゴル東部²⁵におけるゲルチョロー・ソムを事例として考察する。

内モンゴルは、モンゴル民族の自治区であるにも関わらず、人口の面では、漢民族に比べ極めて少ない²⁶。内モンゴルの遊牧社会の開発は清末の「蒙地開墾」政策により行われた開墾から始まり、それにつれ漢人移住が絶え間なく進んだ。20世紀初めに、農耕地域と接する肥沃地はほとんど開墾され、その勢いが弱まらず、1980年代の「生産請負」制度により、食糧生産を増加させるため、内モンゴルは土地開発の基地になってきた(エセルメンド 2006:302)。よって、今日の農業、半農半牧、定住放牧、遊牧・半遊牧という多様な生業様式が形成された。

内モンゴル東部は、土地面積から見ると、内モンゴルの総面積の約 1/6 に過ぎないが、最も早い時期から漢人移住が進み、農耕化が進んだ地区とされる。現在では、人口密度は高く、自治区総人口の 1/3 を上回る。そして、モンゴル族が最も集中した地区であり、内モンゴルにおけるモンゴル民族総人口の 7 割を占めるが、漢民族の人口は圧倒的多数であり、モンゴル民族の 2 倍に近い。

第1節 ゲルチョロー・ソムの概要27

(1) ゲルチョロー・ソムの概要

ゲルチョロー・ソムは通遼市ジャロード旗²⁸の北部に位置し、旗政府中心の魯北鎮から北へおよそ 91km 離れた場所にあり、ゲルチョロー・ソムの行政区は、5つの自然村、16のガチャから構成される。行政区分的には西と南西部は赤峰市のアルホリチン旗と接し、北部は炭鉱都市のホーリン・ゴル市と接し、北西

_

^{25「}内モンゴル東部」は赤峰市、通遼市とヒンガン盟の2市1盟を指す。

²⁶ 内モンゴル自治区の総人口 24,706,321 人の内、モンゴル族はせいぜい 4,226,093 人、17.11% を占める (2010 年の第 6 回国勢調査のデータによる)。

²⁷ 都瓦薩 (2001)、バガナ (2007) などを参照した

 $^{^{28}}$ ジャロード旗:中国語で扎魯特旗と表記する。日本語では「ジャルート旗」「ジャロド旗」という書き方もあるが、必ずしも統一していない。ジャロード旗の総面積は約 $1.7\,\mathrm{T}\,\mathrm{Km}^2$ 、通遼市の総面積のほぼ 1/3 を占める。北部は牧畜を中心とする地域で、中部と南部は半農半牧あるいは農耕地域とされる。人口は $27\,\mathrm{T}\,9371\,\mathrm{A}\,(2010\,\mathrm{年の統計})$ で、モンゴル族は人口の 45%を占め、漢族は 52%を占める(ナラン 2006:139)。

部はシリンゴル盟の東・西ウジュムチン旗と接する。総人口の 9 割はモンゴル族とされる (図 2-1 を参照)。

ゲルチョロー・ソムは、地理的に大興安領の南にある罕山山脈の麓に位置し、地勢は北高南低、地形はほぼ山地丘陵地で、海抜875mである。年平均気温は2.5度、温帯乾燥大陸性季節気候に属し、無霜期は90~100日、年均降雨量は約380mmである。草原の類型は半湿潤草原に属し、山地森林草原と山地湿潤草原が中心であるが、低い丘陵地、砂丘砂地などの草地類型を含んでいる。ゲルチョロー・ソム生業は農牧混合生業とされるが、牧畜が中心に行われている。2010年のソム統計によると、全ソムの家畜の数は564,983頭となり、そのうち、ウシやウマなどの大家畜²⁹が60,885頭を占め、ヒツジやヤギなどの小家畜が492,328頭を占め、ブタが8,416頭を占める。2009年のGDPは9,850万元に達した。1人当たりの平均収入は5,280元である。

ゲルチョロー・ソムの冬営地と夏営地は罕山(自然保護区)によって分けら



図 2-1 調査地ゲルチョロー・ソムの位置

-

²⁹ 中国の場合は、ウシ、ウマ、ラクダ、ロバなどを大家畜と言い、ヒツジ、ヤギなどを小家畜という。

れている。北は夏営地として使われ、南は定住の冬営地として使われている。 夏営地は、定住の冬営地からおよそ 50 km~100 kmの距離にある飛び地になって いるため、冬営地と夏営地の間に移動するには、ほとんどトラックを使ってい るが、かつては、家畜を放牧しながら、馬車を使用して移動するには 2~4 日を 要した。

夏営地での放牧式は、大小家畜の群れを分けているのもあれば、分けていないのもある。家畜の数が多い牧民が一つの世帯で放牧を行っているが、家畜の数が少ない世帯は、労働力が足りない近隣の牧民に委託し2~5世帯の家畜を一緒に放牧している。家畜の群れは小家畜が300頭~1,000頭ぐらいで、大家畜が100頭~300頭ぐらいである。

(2) ゲルチョロー・ソムの歴史的・社会的背景

もともと季節的な遊牧を行っていたゲルチョロー・ソムの牧民は、様々な歴 史背景を通して、現在通寮市において唯一の移動放牧を維持している半遊牧地 となった。

清朝のとき、ホショー・ソム行政制度を実施し、ジャロード旗を右と左に分け、さらにその二つのホショーをそれぞれに4つのジャランと16のソムに分けた。現在のゲルチョロー・ソムは当時の右ジャロードのオーラン・ジャランに属していた。ジャロード旗には、中華民国13年(1924年)、魯北県が建設され、開墾地域を管理するようになり、ホショーと県は同時に存在するようになった。

1933年5月、満州国に支配され、二つのジャロード旗が興安省に管轄された。1935年、二つのジャロード旗が合併され、魯北県に旗政府が設立されたことにより、ジャランとソム制度が廃止され、全旗が6つのノトガに分けられた。現在のゲルチョロー・ソムの範囲は、当時の第一ノトガと第二ノトガの範囲を殆ど含むものである。1945年に、満州国の支配は終わったが、1948年までは行政区分がそのままであった。1948年、6つのノトガを5つの行政区に分けたものの、1951年に、またノトガと改称した。1956年にノトガを郷と改称したのである。

1958年に、郷人民政府が廃止され、人民公社が設立された。当時、現在のゲルチョロー・ソムは民主人民公社と改称されていたが、1975年に、ゲルチョロー公社と改称された。1984年、人民公社をソム、郷、鎮に改称したため、1986年に、ゲルチョロー・ソムと改称され、2000年にバヤンボルグ・ソムがゲルチョロー・ソムに併合された。

(3) 遊牧史

ゲルチョローという名称については、ソム中心地の南方にあるゲルのような 小さな山から由来すると現地住民が説明している。

ゲルチョロー・ソムの牧民たちは昔から遊牧生活を営んできた。四季によって移動して放牧するのが牧民の伝統的生産様式であった。春営地、夏営地、秋営地、冬営地は牧民の遊牧の基本的な移動場所であったが四か所に限られるものではなかった。

しかし、清末から民国初期になると、自由に移動していた生活から、定住して季節によって遊牧するようになった。1930年代に行われた満鉄調査部による現地調査資料(満鉄調査部 1939、吉岡久四郎 1938)にも記録している様に、家畜を多く持つ家は四季によって移動し、家畜が少ない家は定住し、放牧と農業を同時に営むようになった。農業は小規模でありながら、その種類は、主にモンゴル・アム、粟、蕎麦などの伝統的な穀類であった。

1947 年、内モンゴル自治区が成立してから、遊牧地に民主改革が行われた。牧民を貧、中、階層の牧民と牧主という3つの階級に分け、牧主の家畜を没収し、貧、中階層の牧民に分配して、牧草地や耕地を公用のものとした。1948 年から、中国の食糧生産の需要により、放牧をやめさせられ、農業に転換させられた。政府の指示では農耕を重視し、放牧をやめようとしたが、気候の厳しさと牧民の農耕経験の乏しさによって、農耕が失敗に終わり、牧畜も大損失を被った。その結果、1951 年に、また放牧地に戻された。1953 年に、全旗で最初の人民合作社が設立され、定住しながら遊牧するという政策のもとに、現在のアルクンドレン・ソムの範囲に合作社集団で遊牧していた。1958 年に人民公社が設立されてからも、集団的放牧していた。当時は、ジャロード旗において、現在のバインボリグ、ウランハダ、バヤルトホショソムは遊牧を行っていた。1976年にホーリン・ゴル炭鉱が開発され、その後ホーリン・ゴル市が設立されたため、その他のソムの牧民が遊牧をできなくなった。1955 年から 1983 年の請負制度が実施されるまで、春、夏、秋、冬と四か所に移動して放牧していた。

1983年、請負制度が実施され、牧草地と牧畜の分配が行われ、個人単位で放牧するようになった。しかし、牧草地の分配の際に、夏営地は牧民にきちんと分配されていなかったためソム単位で共用していた。1984年に春営地と秋営地にはアルクンドレン・ソムが設立され、四季によって四箇所へ移動していた遊牧から二箇所へ移動する遊牧に変化した。また1997年に、夏営地の25万ムー30の牧草地は罕山自然保護区に区画された。

1983 年の請負制度が実施された際に、牧草地の面積だけを牧民に知らせ、分

³⁰ ムーとは中国の土地面積を図る単位。1 ムーは 1/15 ヘクタールである。

配は行われていなかったため共同で利用していた。2000年に、生態保護政策が 実施されるまでに牧民たちは、春になると自由に家畜を追い夏営地へ移動し、 秋の終わりに冬営地に戻ってくるという状況であった。

第2節 ゲルチョロー・ソムにおける生態保護政策の実施と新農村建設の現状

ゲルチョロー・ソムは、中央政府と旗政府の指示に従って、生態保全と地域 経済発展を目指し、「生態改善によって牧畜を安定させ、農業によって牧畜を促進し、林業によって牧畜を保護する」地域発展観のもと、基礎インフラ設備の強化、生産様式の改善、経営形態の転換を基本理念として、「退牧還草」、「禁牧」を中心に生態保護政策を強化し、同時に地域発展を目指している。

まず、退耕還林、退牧還草、草畜均衡などの制度に従い、家畜の削減、種類の調節、品種改良などを行い、家畜の放牧様式に対して半畜舎飼育を主な転換方式として実施している。そして、畜舎飼育を支えるために、井戸掘り、飼料栽培地の開発、灌漑耕地の建設と耕地保護の防護壁の建設、また牧草飼料の保存庫(穴蔵)、草刈り機械の購入などの一連のインフラ設備の建設に取り組んでいる。さらに、「収縮転移」³¹地区範囲を決め、「無人無畜」の地区の建設、休牧、禁牧政策を強化し、砂漠化が顕著である地区に「封禁治理」³²などの政策を実施した。

以下、これらの政策・制度の具体的な実施状況について、ソム政府の公文書を基に、聞き取り調査の内容も加えてまとめてみたい。

(1) ゲルチョロー・ソムにおける生態保護政策の実施現状

1997年に、草地請負制度(牧草地の再分配)が行われ、30年の使用権が牧民に与えられたが、実際に実施されたのは2002年からである。

「退耕還林」、「退牧還草」、「禁牧」、「休牧」、「区画輪牧」、「草畜均衡」などの一連の政策が相次いて実施された。これらの政策のもと、従来の半遊牧あるいは定住放牧の生産様式が半畜舎飼育へ転換された。

ゲルチョロー・ソムでは、2002年から「退耕還林政策」が実施され、生態保護政策が始まった。それに引き続き2003年から「退牧還草」プロジェクトが始まり、牧草地の状況によって「畜舎飼育」、「休牧」、「禁牧」、「区画輪牧」等の諸制度が実施された。

³¹ 「収縮転移」制度は、生態脆弱な地区の農牧業生産活動を収縮すると同時に生態悪化した地区と生態重要地区の農牧民を移住させることである。

³² 禁封治理は、植被の回復作業などを行うために人の立ち入り禁止を行っている場所を言う。

2003年3月に、「中華人民共和国草原法」が実施され、「草畜均衡」制度が実施され、草原での「過放牧」を防ぐために、地域状況によって、家畜の積載量を決めた。ゲルチョロー・ソムの場合は12ムーの牧草地に対してヒツジ1頭単位、60ムーにウシ1頭を飼う政策が実施され、家畜の数の増加を規制した。「禁牧」は、主に砂漠化の進行が顕著であるソム南部の4つのガチャに実施された。

「退耕還林政策」では、耕地が退耕還林された農牧民に対して、国から1ムーあたりに158元の補助金を与え、8年間適用されるという契約であった。これらの政策によって正常な生産をできなくなった牧民に対して補助金支給制度が適用された(表1を参照)。

表 2 ゲルチョロー・ソムにおける生態保護政策の実施プロセスと補助金状況

実施内容	実施年	補助金
「退耕還林・還草」	2002年~	①158 元/1 ムー(2002~2012)
		③ 193 元/1 ムー(2013 年~)
		契約:8年→16年に変更
「退牧還草」•「禁牧」	2003 年~	「退牧還草」:
		①1.237 元/1 ムー(2006~2010)
		②4.95 元/1 ムー(2010~2011 年)
		③2.31/1ムー (2012年~2017年まで)
		「禁牧」:
		6 元/1 ムー(2006~2017 年)

(牧民とソム政府役人に対するインタビューに基づき、筆者作成)

2004年から冬営地において針金で牧草地を囲い込むことが奨励され、冬営地のほとんどは針金で区切られた。しかし、夏営地は使用権に関わらず、割り当てられた牧草地の面積に従って、牧民たちが共同で利用してきた。「退耕還林」政策の実施には 2002年から国から補助金が給付された。「退牧還草」政策には、わずかな補助金を与えるようになったのは、同政策が実施された 3年後の 2006年からである。

2006 年から 2010 年までに、針金で牧草地を囲んで退牧した牧民に 1 ムーあたりに 1.237 元が支給され、さらに、そこに喬木を植える場合に 1 ムーあたり 100元を与え、潅木を植える場合に 1 ムー200元を与えるという制度もあった。しかし、この補助金は旗林業局からの検査によって合格するものに限り、筆者の聞き取り調査によると、合格したケースは極めて少なかった。

なお、畜舎飼育の費用の 1/10 にも及ばない補助金制度によって、多くの牧民 の抗議の声が高まってきた。その結果、「退牧還草」の補助金制度は一応見直さ れ、2010 年から 2011 年までは 1 ムーあたりに 4.95 元になり、「禁牧」が行われている牧草地には 1 ムー当たりに 6 元を支給した。

2011年12月から「内モンゴル基本草原保護制度」が実施されることによって、「退牧還草」に関する補助金制度が改められた。具体的に、家畜の畜舎飼育期間が1月1日から6月30日までの半年に変化された。

放牧できる期間は 6 月 30 日から 1 月 1 日まで、そのうち夏営地の放牧期間は 7 月から 10 月までに制限されたが、大家畜の畜舎飼育は強制されていない。補助金として、牧草地の面積によって 1 ムー当たり 1 年 2 . 31 元、禁牧が行われている牧草地に対して、1 ムー当りに 1 年 6 元が支給された。この補助金政策は 5 年間変わらないと策定され、退耕還林の契約期間も 8 年間延長され、前後合わせて 16 年間実施することが契約されている。

そのうち、「区画輪牧制度」は、もともと牧草地の面積が家畜の利用に不足している現状に合わないものとして、2005年から2007年までに2年ほど実施され、その後廃止されていた。しかし、2013年からフォリゲ・ガチャ、ゲルチョロー・ガチャ、バインホショー・ガチャを中心に10万ムーの牧草地に区画輪牧を実施するようになった。

ソム政府が生態保護諸制度に積極的であり、近年の状況をみると、筆者が調査を行った4年間あまりで、休牧は約30万ムー、禁牧は約50万ムー、退耕還林は約5万ムー、封禁治理は約20万ムー、収縮転移-いわゆる無人無畜の地区の面積は25万ムー、公益林補植約5万ムー、人工林の増加約2万ムー、人工草地は約10万ムー、退牧還草は30万ムー以上に達し、砂漠化・草原退化が比較的抑制されている。

(2) 生業転換と新農村の建設現状

ゲルチョロー・ソムは、中央政府の生態保護、「科学的な発展観」に従い、家 畜の規模化飼育への生業転換に必死に取り込んでいる。

まず、家畜の構成を調整し、ヒツジやヤギなどの小家畜を削減し、ウシを増加することによって、ウシ飼育の大規模な産業地を建設する計画を打ち出した。それに村ごとに計画してウシを飼うモデル村を建設すると同時に、牧民の「連戸」牧場や地域飼育産業発展を奨励した。

2010年からウシを飼うモデル村(中国語で「養牛専業示範村」)を建設する事業に取り込み、基礎インフラ設備の建設改革から始まった。そこで、母ウシの購入、温暖畜舎の改築、灌漑できる飼料栽培地の拡大とそれを保護するための防護壁の建設、また井戸掘り、草刈り機械の購入などに力を入れている³³。

³³ 具体的に、2010 年はバインホショー、ボルホショー、チャガンエリゲなど 3 つのガチャ、2011

2010年から2013年の現状をみると、16村の7村がモデル村に企画され、畜産業化への発展を目指している。その結果、飼料栽培地をサポートするための井戸掘りは200以上になり、飼料栽培地や灌漑耕地の拡大は50,000ムー以上に達した。また防護壁も2万mに達している。そして、温暖畜舎や牧草保存の穴蔵がそれぞれ約1,000か所に建設された。品種改良の作業を行う場所は58か所に設立され、家畜の品種改良に黄牛に統一されている。また、特徴ある地域の建設が強化され、ヒツジを飼育するモデル村も計画された。

これらの生業転換のインフラ設備に対して、政府から一時的補助金や銀行ローンを与えているが、もともと牧民が飼育していた在来種の家畜をすべて販売させ、外来種のウシやヒツジの品種を外地から高価で購入したため投資が向上している。

ここまで見てきたように、ゲルチョロー・ソムは中央政府の生態保護政策の 実施に積極的で取り組んでいる。同時に、生業転換を地域発展と結び付けよう と膨大な資金と人力、物質を投資し、牧民の生活の向上を目指している。それ ではすでに様々な生態保護政策によって、従来の伝統的放牧が規制され、畜産 業化への発展に巻き込まれた牧民の生活は一体どうなっているのか。次節で牧 民の事例を通してみて見たい。

第3節 「退牧還草」、「禁牧」政策下における牧民の生業・生活

本節では、2011年から2015年までの4回の現地調査の事例から、3つの村の8世帯を取り上げる。地域の牧畜の特徴からみて、事例の8世帯はできるだけ移動放牧をしている牧民、定住に移った牧民、炭鉱開発に攻められる牧民、牧民合作社を設立した牧民などの代表として選んだ。

事例に上げる 3 ガチャの基本状況は表 3 の通りであり(夏営地を夏と冬営地を冬と略称する)、牧畜の構成は次の表 4 の通りである。

年はオボー、フゲト、フォレゲ3つのガチャ、2012年にはバインボルグ、ハルジガチャを肉牛モデル村に建設し、その投資建設の期間を三年間とした。2014年にはハダー、ゲルチョロー・ガチャをモデル村に計画している。

表3 ゲルチョロー・ソムと事例の3ガチャの基本状況(面積単位:ムー)

ガチャ名	人口	土地総	利用可能草地	耕地	林地	1人当たり
		面積		(1人当		平均収入
				たり8.6)		(元)
ハダー	637 人/	16万	15万(冬14万、	4, 960	1.3万	4, 663
	146 世帯		夏 0.78 万)			
チャガン	488 人/	13万	11.2万(冬10	2,655	1.5万	4, 941
エリゲ	130 世帯		万、夏1.6万)			
フォリゲ	826 人/	27.3万	26.1万(冬21.3	9, 175	4.5万	4, 882
	205 世帯		万、夏4.8万)			

(2009年のソム統計により筆者作成)

表 4 ゲルチョロー・ソムにおける事例 3 ガチャの家畜構成

ガチャ名	家畜総数	ヒツジ	ヤギ	ウシ	ウマその他
ハダー	9, 991	5, 195	1, 798	2, 958	40
チャガンエ	7, 127	3, 939	915	2, 222	51
リゲ					
フォリゲ	19, 013	11, 487	2, 341	5, 024	161

(2009年のソム統計により筆者作成)

(1) ハダー・ガチャにおける牧民の事例

ハダー・ガチャは2014年から肉牛モデル村に計画されている。ハダー・ガチャでは、大家畜を一番多く飼っている世帯は80頭、小家畜を一番多く飼っている世帯は500頭に達している。家畜のない世帯は5、6世帯に過ぎない。

事例1

AJ氏。男性、50代、ガチャ書記を務めている。妻と三人の子供と 5人家族。 長女は今年大学卒業して教師として務め、次女と息子は高校に通っている。

1997年の牧草地の再分配の時、弟と分家していなかったため、現在も放牧を共同で行っている。弟は大家畜 60頭、小家畜 400頭を飼っている。7月1日~10月までの夏営地の放牧は弟夫婦に担当させ、AJ氏夫婦は定住地の飼料栽培、草刈りなどの仕事を分担している。

表 5 ゲルチョロー・ソムにおける牧民 AJ 氏の生活基本状況(2013年)

牧草地	耕地	家畜種類・頭数			放牧様態	収入源	
(ムー)	(ムー)	ヒツジ	ヤギ	ウシ	半遊牧	牧畜	補助金
							合計
1,800	35	200	100	80		150,000	5, 558
						元	元

耕地は 35 ムー、青刈りトウモロコシの飼料を栽培している。夏は野菜を少し 栽培して自給自足といえる。

AJ氏の牧畜による収入は、主に5月、6月にはヒツジの毛を売る収入、7月か8月に仔ヒツジを売る収入、10月に仔牛を売って獲得する。牧畜以外の収入は、退牧還草の補助金として、2011年から一年4158元、退耕還林の補助金として、2002年から一年1,400元をもらっている。2004年に夏営地は炭鉱開発に占用され、5人家族は2万元をもらった。AJ氏は、生態保護政策により現在直面している問題について、次のように語っている。

「夏営地の面積が縮小し、小家畜を飼うには合わなくなっている。政府からヤギを減らす政策に従って、ヤギの数を減らした。ウシを飼うのは収入を増加する一つの方法になっている。半年の畜舎飼育の政策は牧民に対して行った社会調査による結果であり、現地の状況にあっていると思っている。収入にはやや満足している。15万元の収入と言っても、畜舎飼育の投資が多く、都市に生活する三人の子供の費用に足り程度である。しかし、周辺の農民の生活と比較して現在の生活には満足している。できるだけ牧畜を維持したい」。

事例 2

BN氏。男、40歳、妻と息子と家族3人、村長を務めている。放牧は弟に担当させ、耕地と草刈りをBJ氏が担当している。

表 6 ゲルチョロー・ソムにおける牧民 BN 氏の生活基本状況(2013年)

牧草地	耕地	家畜種類・数			放牧様態	収入源	
(ムー)	(ムー)	ヒツジ	ウシ	ウマ		牧畜	補助金
2,000	42	80	38	10	半遊牧	100,000	6, 300
					親戚連携	元	元

大家畜はウシ38頭、ウマ10頭、小家畜はヒツジ80頭を飼っている。牧草地は2,000ムー、冬営地は村から15キロ離れている。分配の時は弟と同居していたので、現在も共同で放牧している。弟は100頭のヒツジ、50頭のウシを飼っている。耕地は42ムー、家畜の飼料を栽培している。

今年の収入として、12頭の仔ウシ、32頭の仔ヒツジが増加した。約10万元の収入になる。牧草地の不足により、毎年の秋になると増加分をほとんど売っている。ウシの搾乳を行い、販売している。7頭のウシから毎日6個のチーズを作る。一個30元で売る。今年の夏は約30kgのバターを取った。バターは500g当たり50元で売る。

牧畜以外の収入として、退牧還草の補助金を 4,600 元/1 年、退耕還林の補助金 1,700 元/1 年、をもらっている。

「牧草地を有刺鉄線で囲むことが牧畜業にあっていない。家畜の性格からみても、ヒツジは歩きながら草を食べるので、囲まないほうが望ましい。ウマを飼育する世帯が急激に減少したのは、やはりこの制度に関係がある。ウマの走れる場所がほとんどない。有刺鉄線に沿って、新しい砂漠化現象が起こっている。また、従来の近所との仲良い暮らしを壊している。この村では最近出稼ぎの若い人が増え、20人を超えている。しかし、裕福になったケースはない。それと比較して現在の生活を守り、できれば、放牧生活を続けたい。」

事例3

DD 氏。男、72歳、DD 氏の5人の子供のうち、2人は牧民、3人は都市のほうで働いている。DD 氏は、教師を退職した後、末子の牧民 HD 夫婦と孫の2人と6人の家族一緒に暮らしている。

牧草地は1,200 ムー、牧草の不足する分は購入に頼っている。大家畜のウシ 50 頭、小家畜のヒツジを75 頭飼っている。

表7 ゲルチョロー・ソムにおける牧民 DD 氏の生活基本状況(2013年)

牧草地	耕地	家畜種類・数		放牧様態	収入源		
ムー	ムー	ヒツジ	ウシ	定住放牧	牧畜	補助金	その他
1, 200	50	75	50		60,000 元	11,700 元	90,000 元

天候に恵まれた年は3,000元ぐらいで足りるものの、干ばつの年には3万元以上の牧草を購入している。冬営地は定住地から1kmだけの距離であるため、大

家畜は冬まで自由に放牧している。夏営地には1983年に「請負制」の実施後、移動しなくなった。末子のHDは放牧を担当している。ヒツジは他の世帯から牧草地を賃借りして放牧している。一頭に当たり、一か月8元を払っている。耕地は50ムー、家畜の飼料を栽培している。

牧畜からの収入は、仔ウシ 13 頭から 18 頭、仔ヒツジは 30 頭を販売し、約 6 万元の収入を確保している。ヒツジの毛刈りをやった雇用人に羊毛を報酬として渡している。家畜の搾乳は行っていない。

牧畜以外の収入として、退職金が一か月 5,300 元、売店経営の収入は一年に 2 万元ほか、退牧還草 2700 元/1 年、退耕還林の補助金 9,000 元/1 年、をもらっている。DD 氏は過去の自然環境と生態保護政策について次のように語っている。

「牧草は車輪を覆うほど生え、東部はノニレ、南部はボラガソの木があって、生態は本当に良かった。しかし、現在の畜舎飼育と牧草栽培・牧草刈りについて、「機械による牧草刈りは、草の根を切断し、表土を壊す作業である。牧草を有刺鉄線で区切ることが、個人の放牧に便利になったと言えるが、全体的にみれば、牧草地は悪化している。家畜たちは一年中同じ場所で同じ草ばかり食べるから、栄養のバランスが崩れてしまう。現在の収入には満足しているが、従来の放牧様式に戻りたい。」

(2) チャガンエリギ・ガチャにおける牧民の事例

本ガチャは、2009年に肉牛を飼うモデル村に企画された。肉牛モデル村に企画された最初、家畜のない世帯に5頭の大家畜を買わせ、政府が1頭当たりに800元の補助金を与えられた。当時1頭のウシは2,000元だった。家畜の冬越しのための暖かい小屋が設けられ、政府から3,000元の補助金を支給された。この小屋を建設してから、冬越しには困難である家畜の問題が解決され、収入を増やすことができている。また、青刈り飼料を保存する穴蔵を掘るには政府から2,000元を支給されている。

「草畜均衡」制度を守るため、2011年に、飼料栽培地の灌漑用の20の井を掘り、栽培地を保護するため、長さ5,800mの防風壁を建設した。そして、牧民の飼料栽培の仕事の統一管理を行っている。村全員が春の種撒きから秋の収穫までガチャ組織に従って飼料栽培を行うことである。近年、夏営地から1万ムー以上の牧草地はホーリン河ダムと炭鉱に占用され、一人当たり2800元の補償金が支された。

事例4

MB氏。男、43歳、妻と娘と三人家族。娘は旗中心の高校に通っている。

表8 ゲルチョロー・ソムにおける牧民 MB 氏の生活基本状況(2013年)

牧草地	耕地	家畜種類・頭数			放牧様	収入源		
(ムー)	(ムー)				態			
		ヒツジ	ヤギ	ウシ	定住放	牧畜	補助金	
500	15	50	50	55	牧	50,000	3, 900	
						元	元	

家畜の需要によって草地が不足しているため、近隣から500ムー借りている。 耕地には家畜の飼料を栽培している。飼料栽培地が不足しているため、出稼ぎ に行っている牧民から50ムーの耕地を借りている。賃借り費は、耕地の質と場 所によって違ってくる。平原では1ムー70元、斜面地では30元である。定住地 から10km離れた冬営地に簡単な家屋を用い、放牧を行っている。夏営地へ移動 できなくなって4年経っている。

牧畜による収入は、20頭の増加牛となるが、1頭は秋に5,000元で売れる。 しかし、畜舎飼育による費用が高まったため、純収入は5万元程度である。牧 畜以外の収入は、退牧還草の補助金1,100元/1年、退耕還林の補助金2,800元/1年、である。MB氏は現在直面している問題について次のように語っている。

「夏営地へ移動できなくなった原因は、牧草地は縮小し、砂漠化の問題も深刻化している上、労働力が足りない。現在の収入にはやや満足できる。家畜のない生活は想像できない。ウシを増加し、ウシを飼うモデル村になってから収入はある程度増えたが、労働力が不足で苦労している。1日に3~4回飼料をあげる。2回水をやる。朝は糞を掃除する。狭い場所で家畜を飼うため5号病などの家畜の病気は頻繁に発する。品種改良した家畜は病気になりやすい。畜舎飼育によって収入が大幅に減少した。現在の状況が続くと我々の生活が厳しくなる。」

事例 5

SB氏。男、40歳、妻と息子と3人家族。息子は旗政府中心の小学校に通っている。

表 9 ゲルチョロー・ソムにおける牧民 SB 氏の生活基本状況(2013 年)

牧草地	耕地	家畜種類・数	放牧様態	収入源	
(ムー)	(ムー)	ウシ	定住放牧	牧畜	補助金
900	40	18		10,000 元	2,900 元

牧草地は1997年の牧草地再分配の時、兄と同居していたため、今も共同で利用している。兄の家畜が少ないため、ほかの牧民に委託し、出稼ぎに行っている。夏営地へ移動しなくなって10年間たっている。普段は冬営地にあるトブ(簡単な家屋)に住んでいる。冬営地は村から8キロのところにあり、道がよくないため、種付けの作業の人も来なくて、今年は2頭しか増えていない。比べて去年11頭の仔ウシで5万元の収入だった。今年は定住地に新しい家を建設する作業もあって特に忙しい。それでも、一日2回オートバイで冬営地に行って、ウシに水をやる。

牧畜以外の収入として、退牧還草は 2,000 元/1 年、退耕還林は 900 元/1 年、をもらっている。SB 氏が現在直面している問題について、次のように語っている。

「移動できなくなってから小家畜を飼っていない。種付け作業に頼ってから収入が減少し、困っている。今年から種オスを購入するつもりである。ソム政府からも都市への出稼ぎ呼びかけて、家畜は自分で世話しないと増えない。都市には移住したくない。空気が悪いし、運動するところもない。毎日マンションのなかの食卓とトイレの距離しか歩かない生活は嫌だ。都市に移った牧民は就業できないためマージャンにはまって、怠けてしまうケースは少なくない。」

「針金は秋の草刈りの牧草を保護するには適しているが、牧草地を囲むのは良くない。近所との喧嘩の原因にもなるし、また家畜が食べる草の種類が限定されてしまい、多様な栄養をとることができない。これは家畜の抵抗力が低下している原因である。ウマを飼う人は村では2世帯しかない。ウマの走るところがないからだ。実は、針金を外しても、牧民は自分の労働力と牧草地に合わせて家畜を飼うから過放牧にはならない。」

事例 6

FR氏。男性、67歳、2人の娘は結婚したので、現在夫婦二人で生活している。

表 10 ゲルチョロー・ソムにおける牧民 FR 氏の生活基本状況 (2013 年)

牧草地	耕地	家畜種類・数	放牧様態	収入源	
(ムー)	(ムー)	ウシ	定住放牧	3万元	補助金
1,500	10	30		30,000 元	3,954 元

品種改良したウシを 30 頭飼っている。10 年前から夏営地へ移動できなくなった。家から 2 キロ先にある冬営地に放牧している。家畜は一番多いときは小家畜 600 頭、大家畜 50 頭ぐらいだった。しかし、1998 年の冷雨と 2000 年の雪害に大損失され、家畜が激減した。牧草地は 1,500 ムーを所有している。耕地 10 ムー、青刈りトウモロコシを栽培している。耕地の仕事はすべて人を雇って行っている。

収入は、仔ウシを販売することに頼っている。一年に10頭の仔ウシを売る。 今年はメスの仔ウシが多いため、6頭しか売れない。FR氏が生態保護政策の 影響について、次のように語っている。

「搾乳は行っていない。日帰り放牧している。畜舎飼育のため、労働力が不足し、ウシだけ飼うようになった。現地産のウシは飼うには比較的に楽であるが、収入を多く得るのは改良したウシである。妻は心臓の病気であるため、家畜の世話は全部一人でする。飼料栽培の投資により、収入が減少した。」

(3) フォリゲ・ガチャにおける牧民の事例

本ガチャは2011年から畜産業モデル村として建設が始められた。牧草地は、近年、炭鉱開発に年々と占用され、2013年までは2万ムー以上に達し、夏営地の面積が急速に縮小している。そのため、夏営地へ移動する世帯は減少し、冬営地だけに放牧する牧民が増えている。

205 世帯牧民の内、ゲルを持って夏営地へ移動している牧民は 40 世帯あまりで、全世帯の約 1/4 を占める。冬営地と夏営地の間に移動するには、現在ほとんどトラックを使っている。理由については、罕山自然保護区を通って行くときに払う罰金はトラック代よりも高く、また、改良後のウシは移動に適さないからと言っている。

事例 7

JN氏、男性、50代、妻と2人の子供と4人家族。牧民合作社を試みる牧民の事例である。長女は高校卒業してから近隣村の牧民と結婚し、長男は高校卒業してから牧畜に従事している。

表 11 ゲルチョロー・ソムにおける牧民 JN 氏の生活基本状況 (2013 年)

牧草地	耕地	家畜の種類と数		収入源
1,500 ムー	40 ムー	ウシ ヒツジ		牧畜
		50	100	50,000

近年炭鉱開発に夏営地は占用され、260 ムーしか残っていない。村単位で共用している。ヒツジの放牧は夏営地に移動する牧民に委託している。一か月の放牧代として、1頭のヒツジに13元を払っている。紛失の場合は放牧を担当している牧民の責任となり、病死などの自然災害による損失は所有者の損失となる。ウシは1年中冬営地に放牧している。牧草地が不足し、1ムーを5元で借用している。

2011年から、5世帯牧民が連合し、「フォリゲ・ガチャの飼育専門合作社」を設立した。それに5世帯の牧民が60万元、ガチャから20万、旗政府から5万元を投資し、また24万元のローンを借りた。主に雄の仔ウシを肥育して販売する産業である。ジャロード旗でも初めての牧民合作社とされる。JN氏は現在の生活現状について次のように語っている。

「夏営地は炭鉱開発により、すでに縮小され、汚染が酷くて、見るに堪えない。牧草地は埃に覆われ、家畜の成長や健康に障っている。そこまで牧草が汚染されると、膝まで牧草が生えても家畜が食わずに移動している。雨が降ると上の部分から少し食べるから家畜が痩せている。」

「現在、半年の畜舎飼育に代わって、家畜を削減した牧民が多いが、本当に 全年の畜舎に変われば、生きる道がない。家畜の質を上げ、頭数を制限する ことは今の環境には合っていると思う。」

「合作社の温室畜舎は約66頭の仔ウシの肥育が可能で、2012年から毎年70頭のウシを肥育して販売している。ただし、5世帯がそれぞれ自分の家畜を肥育しているため、収入の増加があまり見られない。投資はインフラ設備に留まり、運営の資金が不足しているため、効果が出ていないままである。飼育肥料などの投資を生産すると一頭の仔ウシから収入が見られないが、母ウシを肥育すれば1年1頭の仔ウシを確保できる(普段は2年1頭)。現在、家畜の飼育者を2人雇って、1人当たり月給は3,000元を払っているが、収入増加が見られず焦っている。」

事例 8

RN 氏、男性、70 代。子供 7 人、6 人の娘と一人の息子。6 人の娘がみんなモンゴル民族の人と結婚し、現在息子と嫁、孫 1 人で 4 人の家族。現在、フォリゲ・ガチャでは家畜を一番多く飼っている牧民である。

牧草地	耕地	家畜の	種類・	数	放牧様	収入源	
					態		
3,550 ム	65 ム	ヒツ	ウシ	ウマ	定住放	牧畜	補助金
<u></u>	<u> </u>	ジ			牧		
		100	70	30		90,000 元	1,550元

表 12 ゲルチョロー・ソムにおける牧民 JN 氏の生活基本状況 (2013 年)

主な収入として、家畜の販売では、小ウシを約 20 頭 (20×3000 元)、小ヒツ ジ約 50 頭 (50×600 元) とすれば、総収入は約 9 万元である。

夏営地の面積は330 ムー、冬営地の面積は3,220 ムーを占める。耕地は65 ムー、家畜用の青刈りトウモロコシを栽培している。冬営地の940 ムーを退牧還草したので、現在放牧できるのは2,260 ムーの牧草地となっている。「退牧還草」の補助金として、一年1,200 元をもらっている。ウシの改良費として1年1頭のウシに50元支給されている。

しかし、大家畜の数を制限し、質を向上させる地方政策の実施のため、種付け作業によりウシは50%しか出産できない状況になっている。

夏営地の牧草地の徴用された面積が大きい。2006 年からの炭鉱開発に徴用された牧草地の総補償金は約13万元である。その補償金は今まで5回にわたって支給されている。

以上3つのガチャから8世帯の事例を挙げているが、フィールド調査では計30世帯、60人以上の牧民、10人以上のソム政府に務める役人とガチャの書記や秘書などに務める牧民に対してインタビューを行った。ここで、生態保護政策に関する牧民の意識について、政府側の役人の観点を含めてまとめることにする。

「遊牧が後進的生業」、「砂漠化・草原退化の原因が過放牧」という政府側や 一部の研究者の観点に対して、「遊牧こそ草原を守ってきた。遊牧によってわれ われの草原が他の農耕地域と比べ、砂漠化の問題が顕著ではなかったが、近年 の炭鉱開発、針金で牧草を分けたことによって進行した」、「草原退化が起ったのは旱魃と乱開墾、乱開発の結果だ」と言及した牧民が大半数を超える。

なお、「遊牧が貧困の原因であり、科学的な発展には生産様式の転換が必要」という政府側の観点に対しては、ソム・ガチャの役人と牧民の認識が異なる。 役人側はほとんど「耕地を十分に利用して飼料栽培を行い、穴蔵を掘って貯蔵することがいい、これは昔から自然に頼っていた放牧より、収入が安定し、雪害などからも牧畜を守る」という解釈を用い、賛成している。それに対して、牧民側は、「労働力が不足」、「コスト高になって収入が減少した」という声が高まり、不満を表す人は90%以上だった。

家畜の品種改良について、ソム・ガチャの役人側は「地域経済を発展させ、 牧民の生活を向上させるには行うべき」と評価しているが、牧民側は「改良された家畜の抵抗力が弱く、損失しやすい」、「飼うには手間をかかる」、「種付け作業の失敗によりウシの生産率が低下した」という意見が強かった。「品種改良は売るためには良いが、食べるなら現地産のウシとヒツジの肉が美味しい」と語る牧民がほとんどだった。

都市への出稼ぎと移住について、若い世代が増えているに対し、年配の牧民 はほとんど「移住したくない」という意識を表した。

第4節 考察-「退牧還草」、「禁牧」制度が牧民の生活文化に与えた影響

以上の事例に基づいて、生態保護政策が牧民の生活・生産様式にもたらした 影響について、「退牧還草」、「禁牧」政策を中心に考察する。

(1) 生活・生産様式にもたらした影響

伝統的生業は、四季によって移動する放牧であったが、退牧還草や禁牧により一部の所は一年中の畜舎飼育制度に変化し、全体的に半年の畜舎飼育に変化している。それにより、労働力の不足と飼育家畜頭数の現象及び家畜種類の削減などの影響をもたらした。

畜舎飼育による、飼料栽培、草刈りなどの仕事が増え、労働力の少ない世帯や年配の牧民は夏営地へ移動できなくなり、定住を余儀なくされた。過去、一人や二人でできる仕事の変わりに多くの労働力が必要となった。家畜に草や水をやるか家畜の糞を家畜小屋の外へ出すなどの一連の仕事が増えたため、労働力の少ない世帯や年配の牧民は牧畜を維持できなくなり、牧畜を諦めた世帯も現れた。

経営方式にも新たな変化が見られ、飼料栽培、草刈りなどの仕事により、夏

営地へ移動できなくなった牧民が隣接に放牧代を払い、委託する家庭が増えている。かつては、牧民たちは牧畜業を中心となし副業とする耕地ではモンゴル・アム、蕎麦などの必要な分だけを栽培していたが、現在家畜の飼料となる青刈りのトウモロコシを耕地全体に栽培しなければならない、また、秋になると大量の草刈を行わなければならない。

(2) 経済的にもたらした影響

半年の畜舎飼育制度への転換に伴い、生産コストが向上し、牧民の収入が大幅に減少した。聞き取り調査によると、2008年から2010年までに3年間が旱魃の災害に襲われ、牧草の値段が一番高い時に1kg牧草は2元に達し、収入は赤字になった牧民も少なくない。

また、ヒツジとヤギの放牧制限、飼料栽培の投資によって、数や種類を減らし、肉牛を飼うことを余儀なくされた。特に、ヤギは草原を破壊する最も危険なものとして見られ、ヤギの数を減らす政策が出され、牧民の収入源の一つになっていたカシミヤの収入が減った。また、ウシだけの飼育に転換した牧民の収入が安定しない問題も発生している。

ガチャ単位のモデル村、裕福な世帯による「連合牧場」など多様な経営タイプが現れた。また貧困牧民が裕福な牧民に雇用されるなどのケースもみられ、 所得格差拡大問題が顕著になった。

生態保護政策の実施による補助金は、牧草などの購入に対してある程度役に立っているが、それによって牧業の持続的な発展を図ることができない。しかし、補助金の支給が停止されると牧業を維持できなくなる牧民が増えることが推測される。

労働力の不足と生産コストの上昇により、牧畜業の規模を縮小させられた牧民や、牧業をやめた牧民が増加する傾向をみせた。これらの牧民にソム政府から都市への出稼ぎを奨励している。しかし、言語、学歴、経験などの原因によって、容易に就業できないのは事実である。政府側は、失業される牧民の今後の生計をいかに立てるかということが生態保護政策のもう一つの無視できない問題である。ゲルチョロー・ソムでは2010年から出稼ぎの牧民が増え、2011年には、すでに3,629人に達している(資料⑨)。

(3) 伝統的な文化にもたらした影響

ゲルチョロー・ソムでは、牧民の生産様式を転換させることがソム政府の生 態保護を図る重要なスローガンとして実施されているが、「伝統文化を保護する」 というスローガンも打ち出されている。しかし、伝統的な文化の土壌となる生業形態の転換に伴い、牧民の自然と調和してきた知恵と技術が喪失されることは言うまでもない。ゲルチョロー・ソムでは畜舎飼育制度と肉牛モデル村の建設により、牧民の生活はすでに市場経済に巻き込まれ、家畜の単一種類への変化が見られた。これまで、モンゴル人の生活に重要であったウマは淘汰され、急激に減少している。ウマは、昔からモンゴル人の智慧と英雄のシンボルとして語られ、伝統的なナーダム祭りには欠かせない重要な動物であり、伝統的な食生活にも馬乳酒が好まれた。このように、ウマの減少につれて、ウマに関わる伝統文化も継承できなくなると考えられる。

第5節 調査地における「退牧還草」、「禁牧」政策の問題点と議論

(1) 生態的効果について

中国政府は、砂漠化・草原退化の対策として、多額の資金を注ぎ込み、生態保護政策を中心に、草原の生態回復及び保護を促進してきた。そして草地資源管理を強化し、その焦点を伝統的牧畜業の転換におき、様々な生態保護政策を実施している。しかし、それにもかかわらず、砂漠化・草原退化の進化を食い止めることができていない状態である。その原因として、いままで実施してきた生態保護プロジェクトの中心は、「過放牧」という問題に重点が置かれ、経済発展を優先に、不適切な開墾と無秩序的な鉱山工業開発による生態破壊をそれほど重視していなかった点に問題がある。

(2) 「退牧還草」や「禁牧」による畜舎飼育制度について

事例調査からみて、「退牧還草」や「禁牧」により、保護政策の強化につれて、 畜舎飼育の期間が益々延長され、調査地の一部のガチャでは放牧がすでに禁止 され、その他のガチャには半年の畜舎飼育を行うようになっている。

家畜を狭い場所に長期に囲い込むことで、家畜が運動不足になり、また長期的に、乾かした牧草や人工飼料を摂取するため、家畜の栄養のバランスが崩れ、体内免役力が下がり容易に損失することが発生してきた。ゲルチョロー・ソムの家畜が2007年の7月の一回だけの冷雨に3万頭に近い家畜が損失したことについて、政府側は自然災害によって損失したと解釈しているが、多くの牧民が畜舎飼育や品種改良により家畜の免役力が降下したのが原因であると非難を訴えている。

長期間の畜舎飼育制度は、経済的に生産コストを向上させ、労働力不足など

の問題をもたらしただけではなく、人と家畜と自然と調和を崩すため、生態系システムの正常な機能が働かなくなる恐れがある。このように、牧民と牧畜による「破壊」から草原が「保護」され、「大地に落ちた草の種を家畜の蹄が踏んで地中にいれてやらないと次の春に新しい草が生えない」、「ある程度育った草を家畜が刈って食べないと高く成長しない」といったモンゴル民族の知恵は無視されている(楊 2011:128)。

(3) 新しい経営発展方式について

「牧民合作社」や「連戸牧場」の背景には、国策として、2007年に制定された「農民専業合作社法」による畜産業化の推進が考えられる。このような「連合牧場」の出現について、阿拉坦沙他(2012)は、赤峰市アルホルチン旗の事例を挙げて分析し、牧民の収入増加などからみて、「伝統的な牧畜業」が「現代的な牧畜業」へ移行する段階的形態であると捉えている。しかし、連戸牧場が出現してからまだ普及していない状態であり、牧畜地域の全体的な傾向として捉えることが難しいと筆者が考える。

小括

本章では、生態保護政策がモンゴル族牧畜社会の生活文化にもたらした影響について、「退牧還草」、「禁牧」政策に焦点を当て、内モンゴル東部における農耕化された地域で維持されている小規模な牧畜集団を対象に考察した。前述したように、調査地において生態保護政策の実施により発生している問題がいくつか明らかになった。

ゲルチョロー・ソムでは、環境を保護するためには、禁牧、休牧、退牧還草などの政策に積極的に取り込む一方、炭鉱開発の拡大によって、牧草地を占用されてきた。また、畜舎飼育を維持するため、飼料栽培を拡大させ、その灌漑用の井を増加し、地下水を多量に利用している。自然条件から見れば、ゲルチョロー・ソムはほとんど山地草原であり、農耕にはあまり適さない。冬の寒冷な期間がかなり長く、北西の風が強く、年平均温度はせいぜい 2.5 度に過ぎない。そのため、農耕化によるステップの破壊と地下水の低下による草原退化も予測される。

「退牧還草」、「禁牧」政策が、砂漠化・草原退化を抑制するために、牧民の 生産様式を変えることによって、生活文化に大きな影響を与え、生態環境にも 新たな問題を引き起こしている。結局のところ、これらの政策が草原に果たす 役割は、あくまでも牧畜を畜産業へ変えるためのインフラ建設への投資という 効果にとどまってしまい、「生態保護と牧民の生活向上」という目的から程遠い と言える。

ここでは生態保護政策の影響に焦点を当てたため、牧畜社会のもう一つの重要な問題である地下資源開発による影響について詳しく検討することができなった。しかし、筆者は、同地域の地下資源開発が牧民の生活にもたらした影響について、司(2013)に検討した。ゲルチョロー・ソムでは炭鉱開発の拡大による草原破壊と環境汚染問題が深刻である。牧畜業における「科学的な発展」とは、あくまでも家畜の品種改良、畜舎飼育、畜産業化への転換を指しており、「開発」を優先にした誤った政策であることが明らかである。そのため、草原を保護するには、牧民の生活文化を保護することを前提に、今まで実施してきた「生態保護政策」の核心を始めから見直す必要がある。

これまで、生態保護政策に関する先行研究では生態移民による移住に伴う伝統的文化の喪失や文化変容についての指摘が多かったが、実は移住を行わない牧畜地域における牧民の生活文化にも大きな影響を与え、伝統的な牧畜社会を根本から変えつつある。

第3章 青海省における「遊牧民定住化プロジェクト」との影響—海西モンゴル族・チベット族自治州を事例に

本章の目的は、中国の生態保護政策がモンゴル族牧畜社会の生活・生産様式、経済・文化に与えている影響について、「遊牧民定住化プロジェクト」(以下「定住化」プロジェクトと略称し、場合によって「定住化政策」とも使う)に焦点を当て、チベット地域におけるモンゴル族エスニック集団を事例として論じ、考察することである。調査地域は、青海省海西モンゴル族チベット族自治州(以下海西州と略称)の二つの定住区である。

定住化プロジェクトが、これまでに行われてきた生態移民性政策や退牧還草、禁牧などのプロジェクトによる定住化と違って、牧畜社会の一部だけではなく、全体を取り巻き、2015年まですべての牧民を定住させることを目指している。

「科学的発展」という指導思想の下で、従来の「後進的・粗放的」生産様式を転換させ、牧民を定住させることにより、砂漠化・草原退を食い止め、牧草栽培や畜舎建設などによって、自然災害による家畜の損失を抑え、牧民の生活を改善し、最終的に民族の団結と辺境地域の安定を守るという目的に達する。換言すれば、定住化プロジェクトを通じて、西部地域の生態的・経済的・社会的効果を期待している。

しかし、牧民の立場から見れば、定住政策の影響はその段階に留まるだけの ものではなかった。それが新農村・新牧区の建設、都市化などの政策と相まっ て、牧畜社会の徹底的な崩壊を招いている。

青海省では、2008 年の統計で 16.12 万世帯 (73.39 万人) の遊牧民がいた。 そのうち、定住化プロジェクトの対象となったのは 11.26 万世帯 (56 万人) の 牧民である。1、2 段階の定住化政策によって一部の牧民が定住され、2010 年末 には遊牧民の人口は6 万世帯になった。それが全国未定住牧民の25%を占める。 これらの牧民を定住させるには 46.12 億元を投資する。それは全国総投資の 26.1%を占める (表 1 を参照)。そして、2012 年末までに、青海省に 173 定住地 が建設され、そのうち 68 は県級市に、105 は郷・鎮に建設された。84,260 世帯 の住宅を建設し、82,024 世帯が完成し、入居率が 80.61%であった (石 2013)。

第1節 青海モンゴる族の歴史的・社会的背景

青海省では、9 万 9,815 人のモンゴル族が居住し、全国モンゴル族人口の約 1.5%、省総人口の 1.7%を占めるエスニック集団である 34。彼らは、主に青海

^{34 2010}年の第六次全国人口調査によると、青海省の総人口は562万6722人、その内、漢民族が

省の海西モンゴル族・チベット族自治州、河南モンゴル族自治県、または海北チベット族自治州に分布している³⁵。この三地域はともに言語、服装、生活習慣などの面でチベット族の影響を受けている。ただし、海西州や海北、とりわけ海西州のモンゴル族居住地域は、地理的に他のモンゴル族居住地域(新疆、甘粛)と隣接し相互交流もあったため、モンゴル語やモンゴル文字を現在でも保持しており、青海モンゴル社会の中においても、注目されやすい「中心」的な存在となってきた(シンジルト 2003:81)。

これらのモンゴル族が青海省に移住したのは、主に二つの時期に分けられている。その第一移住期は、13世紀にモンゴル帝国が西へ征戦した時であり、第二移住期は、17世紀の中葉に新疆のホショード部族がグーシ・ハンの率いによって移住した時期である。しかし、13世紀に青海地域へ入ったのは、主にモンゴル族兵隊の活動であったため、戦後はほとんどモンゴル高原に戻り、ただ小人数の一部だけが青海地域に残った。現在の青海地域のモンゴル族の多くは17世紀に新疆から移住したホショード部族の末裔とされる(羋1996)。

グーシ・ハンはゲルク派の軍事援助の要請を受け、1636 年に青海地域へ侵入し、1642 年に青蔵高原を統一支配に入れた。そして、1723 年、ロブサンダンジン (グーシ・ハンの孫) の清朝政権に抵抗した蜂起が失敗すると、清朝は青海モンゴルを 5 つの部族 (ホショード、チョロース、トロゴード、ホイド、ハルハ) 部族、29 旗 に分けて、管理するようになった。29 旗の 21 旗はホショード部族である。その後、青海地域におけるモンゴル族の勢力が弱まり、チベット族の移住により、支配の土地が縮小され、徐々に貧困に陥った。そのため青海モンゴル人の一部は内地へ移住し、一部は辺境地域へ移動し、牧畜生活を続けた。

民国の時代に旗制度と官僚制をそのままにしたが、国民党の支配期の税金増加やカザップとの衝突などによって、モンゴル族の人口が急激に減った。1949年になると22,474人になり、それは雍正時代の18%に過ぎず、当時の省総人口の1.5%であった(資料2を参考に)。

現在、海西州のモンゴル族は、主にデレンハ市、ドラン県、オラン県に分布している。彼らの多くは、グーシ・ハンの六番目の息子ドロジと七番目の息子ホロモシ、八番目の息子サンガルジャの後裔とされる。彼らは、これまでの伝統的な生業を保ち、おもに牧畜を行ってきた。農耕が可能であるドラン県などの牧民は小規模の農業を副業として行っている。

省総人口の53%を占め、チベット族が24.44%を占める。その他は回、土、サラル族などの民族がいる。

³⁵ 全省のモンゴル族の内、海西州は30%、海北州は16%、河南県は31%をそれぞれ占める(羋1993:1)。

第2節 海西州の概要及びモンゴル族の遊牧史

(1) 海西州の概要

海西州は、チベット高原の北部、中国四大盆地の一つであるツァイダム盆地に位置している³⁶。平均標高は約3,000m以上、土地総面積は約30万k㎡であり、青海省の約42%を占める(海西蒙古族蔵族自治州概況編写組(編)2009:1-8)。海西州の行政区分は、デレンハ(徳令哈)とゴルモド(格爾木)の2市、ウラン(烏蘭)、ドラン(都蘭)、天峻の3県、冷湖、大柴旦行、茫崖の3行政委員会から構成され、32郷鎮、305行政村を管轄している(図3-1)。そのうち、農業村は154、牧業村は151を占める。そして、牧畜業に従事している牧民は8945世帯、約4万人であり(党2012:90)、2013年農牧民の平均年収は9,183元である。

州総人口は 48 万 9,338 人で、漢族が多数を占め、民族自治州の主体としてのモンゴル族は 2 万 7,043 人、チベット族は 5 万 3,498 人に過ぎない³⁷。

海西州の生態環境は、州東部の降水量は比較的に多く、典型的な荒漠草地類型に属しているが、西部は一年を通じてシベリアの寒冷な気流にさらされ干ばつが続いている。そのため、年平均降水量はわずか16.8~25.2mmであり、大部分の土地には草が生えず、大面積のゴビと流動砂丘が分布している(楊・李2010:153-154)。州東部は農牧地帯、州西部は鉱工業地区となっている。

海西州は青海省の重要な牧畜生産地であり、豊富な天然牧草地の資源がある。 しかし、近年、草原退化と過放牧が問題視され³⁸、家畜の頭数は牧草地の「載畜量」を超え、その過剰放牧の頭数が増加しているとされる。

『海西蒙古族蔵族自治州概況』によると、草地生態から見て、2.33万㎢に達するツァイダム盆地の天然草地の大面積が退化した。現在、ツァイダム盆地の砂漠化面積が12.26万㎢、毎年1273㎢のスピードで進行している(『海西蒙古

_

³⁶ 西は新疆ウイクル自治区、北は甘粛省、南は青海省の玉樹チベット族自治州およびゴロク・チベット族自治州、東は青海省の海北チベット族自治州および海南チベット族自治州と接する。
³⁷ 海西州では、漢族人口は 32 万 2,996 人,総人口の 66.01%を占める。その他少数民族人口は 16 万 6,342 人、総人口の 33.99%を占める。その内、モンゴル族は 2 万 7,043 人,総人口の 5.53%を占め、チベット族は 5 万 3,498 人、総人口の 10.93%を占め、回族は 6 万 5,828 人、総人口の 13.45%を占め、土族は 9,953 人,総人口の 2.03%を占め、サラル族は 4,665 人、総人口の 0.95%を占める。その他少数民族は 5,355 人、総人口の 1.1%を占める(青海省政府門戸網:http://www.haixi.gov.cn/html/main/col1513/2013-08/01/20130801173030900384402_1.html (2015 年 5 月検索)。

 $^{^{38}}$ 全州の利用できる牧草地の面積は 731 万 5,100 ヘクタールで、その内 65 万 6,600 ヘクタールの牧草地が砂漠化状態にあり、178 万 5,700 ヘクタールの牧草地は退化状態にあるとされる (楊、李 2010:155)。

族蔵族自治州概況』: 466)。過剰放牧の頭数は、2005 年では 13 万 9,700 頭、2007 年では 26 万 5,600 頭、2009 年では 33 万 9,400 頭である(楊、李 2010: 155)。

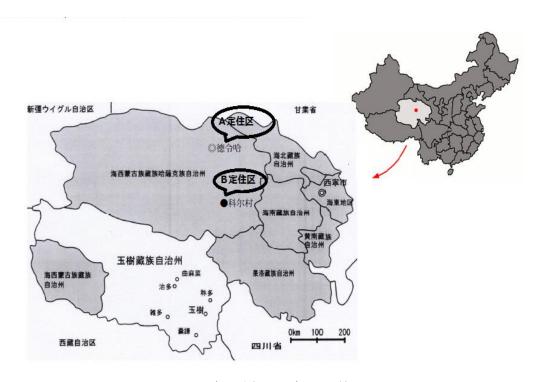


図 3-1 海西州の調査地の位置

(2) 海西州におけるモンゴル族の遊牧史

彼らの伝統的な牧畜は、主に親族や家族によって構成し、高原地域の自然環境や気候に合わせ、「五畜」と呼ばれるヒツジ、ヤギ、ウマ、ウシ、ラクダのほか、ヤクを主な家畜として放牧し、生計を立ててきた。そもそも砂漠性の乾燥地域である盆地や高山草地にとっては、水資源の利用や高山の温度差の利用がポイントであり、季節的移動によってその需要が図られてきた。清朝時代では、経済的に主に貴族(王、タイジ、タブナン)の所有制、ラマと寺の所有制、民の所有制という三つの所有制を実施していた。生産関係は基本的に牧主と牧民の関係で、牧主は主に王や権力のある人とその親戚であり、所有する家畜と牧草地が比較的に多かった。そのため、一部の家畜のない牧民が放牧などの仕事に従事した。

中華人民共和国が成立後、「民主改革」が行われ、初期は旗長、その他官僚た

ちや裕福な牧主たちの家畜の私有制をそのままにしたゆえ、家畜所有者と労働者との賃金関係などについて改革を行った。その後、牧草地を国有と共同資産にし、管理協会を設立し管理させた。

民主改革後、政府から牧民の協同連携組織³⁹を通じて、牧畜地域の社会主義的 改革を実施し、散在していた個人経営を共同経営の経済にした。それには、財 産と家畜に値を付けて買収する方法と国家と個人が一緒に経営するという二つ の方法を取っていたが、徐々に牧主たちの家畜や牧草地、耕地などの所有制を 廃棄し、共同財産にした。1954年になると、連携組は普及した。これは牧畜の 社会主義的改革の初期段階であり、牧民の団結や共同で労働することによって、 労働力を節約し、労働成果を向上させ、牧民の合作社を建設するための基本を なした。その後、政府は牧民の牧畜生産連携組織を建設することを奨励した。 それは、牧民が自主的に家畜や財産を株式で投資し、共同経済組織を建設する ことである。バルーン・ソムは、1958年になると9か所の牧畜生産連携組織を 建設し、1か所の国有牧場を建設し、牧主たちの特権を徹底的に廃棄した(『バ ルーン・旗志』:75~76)。

1959年から、「以食为纲」(食糧生産を綱領とする)、開墾、鉱山開発を中心にした生産方針を実施し、生産の数だけを求め、成果を無視したため、人民公社生産隊の規模が拡大し、家畜の群れや牧草地の管理などが現実を離れていく結果に陥った。

人民公社時代には、1958 年をはじめ、もとの牧民連携組織と個人と国家が経営する牧場、個人経営などを農・牧業と副産業、公社から経営した企業を総合的に経営するように、土地、牧草地、家畜、生産用具、家畜、生活用具をすべて公社が所有する改革を行った。人民公社の初期には、公社員は共同で食事し、食事代を払わない、物資の供給は無料で、生産隊の生産用具や生活用品、労働などを無料で使うことになり物資と人力の浪費に繋がっていった。それは1961年から人民公社の機関を調整し、《生産隊を基にした三階級の所有制》を実施し、階級を分けて管理し、階級を分けて生産するという方針のもと、生産隊を基本生産の単位とし、生産隊の下に生産小隊を建設し、生産を請負する基本単位とした。そして、「生産労働・生産品・コストを請負する」生産担当制度を実施し、牧民の生活用品を再び個人所有することが可能となり、ある程度の家畜を私有することと副業を営むことも可能になった。1962年から、もとの人民公社と生産隊の規模を縮小させ、裕福な公社を東と西という二つの公社に分けて行政と生産を分けて経営・管理するようになった。

文化大革命の時、行政と公社が統一した公社を復帰させ、1984年まで続いた。

_

³⁹ モンゴル語で「ホルシャジル」と言い、中国語で「牧民合作社」と言う。現在行われている 合作社と区別するため、ここで協同連携組織と意訳した。以下「連携組」と略称する。

農村改革時代の時、共産党 11 回第 3 期大会後、1983 年から《大請負制度》を実施し、家畜を世帯ごとに分配し、私有し、個人で経営するようになった。牧草地をすべて世帯ごとに分け、村協会から指導管理を行い、団体と個人という二重経営の管理制が実施された。同時に、過去の生産隊を基に三階級の所有制を改革し、1984 年から、民族郷、牧村協会を建設し、もとの生産隊を生産合作社と改革した。そして、1990 年をはじめ、四季の牧草地を世帯が請負で契約できるようになり、30~50 年の契約であった。

12 10	<i>/ 1/V</i>	7 4001	入田女、但	規ジ及し	(千四・奥	.)	
年	ヤク	ウシ	ウマ	ヒツジ	ヤギ	ラクダ	合計
1949	647	389	93	4, 095	4, 240	26	9, 490
1959	6, 937		1,440	53, 279	48, 548	383	110, 587
1969	9, 253		3, 580	61, 033	29, 701	490	104, 057
1979	11,004	815	2,777	43, 678	26, 594	971	85, 839
1989	6, 957	825	2, 112	45, 962	28, 415	1, 410	85, 681
1995	6, 346	688	2, 265	42, 250	31, 659	1, 152	84, 360

表 13 バルーン・ソムの牧畜数・種類の変化(単位:頭)

『バルーン・旗志』に基づき、筆者作成

ここまで見てきたように、海西モンゴル族牧畜にける経営方式の変化をまとめると次のようである。

1949 年以前は、主に牧畜を所有していた世帯によって経営され、旗のジャサグ王、ジャンギなどの官僚たちは統一的に管理を行うか幾つかの世帯が自主的に連携して経営していた。1949 年以後は、連携組織はもともとあった家族小組織の基に成立され、家畜の種類によって群れ分けて、それぞれの労働を担当するようになり、報酬を交換するようになった。連携運動の時は、牧民が株式の形式で参加し、各連携組織が共同経営を行うようになり各問題について組織員大会や代表大会によって解決をしていた。

1962 年から公社と生産隊の規模を縮小し、生産隊の階級生産を中心にした公社・生産隊という 2 階級の管理制度を実施し、ノルマを定めて、点数で精算する方法を取った。1984 年から、家畜の請負制が実施され、1985 年に労働力と人口を基に、労働力は 3 割、人口は 7 割の比率で家畜と牧草地を配分し、家畜の所有と経営権を統一し、牧草地の所有と経営権を分け、家族式の経営制度を実施した。1990 年から牧草地を個人に負かせ、経営権を与え、ソム、村、連携組織(合作社)、個人の牧草地の境界線と経営期間を明らかにした。

第3節 海西州における「定住プロジェクト」の実施現状

海西州で定住化政策が実施されたのは2009年からである。基本原則として、中央政府と青海省の定住化プロジェクトに従い、州政府は「海西州遊牧民定住化プロジェクト建設方案」を定め、「退牧還草」、「生態移民」、「三江源プロジェクト」によって定住されなかった全州の1万939世帯の牧民を対象にした40。そして、政府側は牧民の定住区の建設を、できるだけ都市、新農村新牧区の建設と一致させようとしてきた。牧民の第2、3次産業への転換によって、放牧地の家畜と人口の負担を減少させ、都市化の促進を図ってきたのである。その結果、80%の牧民はデレンハ市や、県中心地あるいは鎮・郷の定住区に集住させられ、20%の牧民だけが地方の放牧地の近くに定住させられた(索南2009)。

これらの牧民を定住化させるために、中央政府と地方政府は住宅補助金を支給し、牧民の定住化を推進すると同時に、牧民の生業の転換、第2、3次産業への参加を奨励している。

以下、調査地の2タイプの定住区の環境と建設状況を通して定住化プロジェクトの実施現状について見てみたい。

州都デレンハ市 41 は、海西州の北東部に位置する。面積は 27,613 km 2 、人口は約 10 万人であり、そのうち 74%は漢族で、少数民族は 1 万 7,659 人、26%に過ぎない。そして、自治州の主体となるモンゴル族は 7,232 人、チベット族は 4,093人である 42 。

都市型A定住区はデレンハ市から北に1㎞離れた郊外に建設され、10軒のマンション式の5階建てのビルからなる。海西州でモンゴル族が最も集中した定住区である。移住対象となったのは、デレンハ市付近のフルルグ鎮、シュージ・ソム、ホィトタリャン鎮、バガアルノール鎮のモンゴル族牧民である。

都市型 A 定住区の住宅建設の状況と補助金の支給状況は次のようである。本定住区の移住は二回に分けて行われている。まず、第一期の移住は 2009 年から始まり、520 世帯の牧民を移住させた。第二期の建設は 2014 年から始まり、現在建設中で、300 世帯のモンゴル族牧民が移住の対象となっている。聞き取り調査によると、2009 年当時は牧民たちが移住に対してあまり積極的ではなかった。しかし、学校に通う子供のために移住する牧民と都市地域の住宅価値の上昇に伴い、固定資産を増やすという認識のもとマンションを購入する牧民が増加し

⁴⁰ その内、州都のデレンハ市では 1,094 世帯が対象になり、地方行政区のドラン県では 4145 世帯、天峻県では 3419 世帯、ウラン県では 1151 世帯、ゴルムド市では 849 世帯、大柴旦では 206世帯、茫涯では 75 世帯の牧民が対象になった。

⁴¹ 河西街道、河東街道、駅街道、フルルグ鎮(柯魯柯)、シュージ(蓄集)ソム、ホィトタリャン鎮(懐頭他拉)、バガアルノール鎮(尕海)から成る。

⁴² http://baike.baidu.com/view/205827.htm (2014年9月20日に検索)

ている。都市型 A 定住区のマンションの面積は 70 ㎡~120 ㎡で、その面積の大きさは牧民の選択による。国家補助金として、4万7,000元を支給し、牧民はマンションの面積によって、6万元~10元を分担する。もし、定住区に移住せず、放牧地域内の冬営地に住宅を建設するなら1世帯当たりわずか2,000元の住宅補助金だけを支給するという政策が実施された。

地方型 B 定住区が所在するドラン県バルーン・ソムのクル村は、海西州の東南部に位置し、デレンハ市から約 315km 離れており、車で移動するには 6 時間かかる。バルーン・ソムの人口は 5,986 人であり、モンゴル族はソム総人口の64%を占め(資料③)。地方型 B 定住区はバルーン・ソムの中心地イケゴルから国道 109 号で東へ車で 30 分移動する距離にあるクル村の近くに建設された。土地面積は 94 万ムー、総人口は 96 世帯(305 人)、すべてモンゴル族である。

地方型 B 定住区の住宅建設の状況と補助金の支給状況は次のようである。地方型 B 定住区は、2009 年に、クル村から 5km 離れた場所に国道 109 号の南側に建設された。 4列に並ぶ平屋のアパート式の住宅からなる(写真 4 を参照)。水道水、電気のインフラ設備が整備されているが、庭や畜舎などがない。移住対象となったのはクル村の牧民の一部、27 世帯の牧民である。住宅の面積は、それぞれ 60 m² (18 軒)、77 m² (6 軒)と 80 m² (3 軒)の 3 種類があり、その面積によって国家補助金が与えられた 43 。

第4節 定住化プロジェクト下における牧民の生業・生活

以下では、都市型 A 定住区と地方型 B 定住区に移住した牧民たちの事例を通じて、定住化政策が牧民の生活・生産様式、経済、伝統慣習などにどのような影響をもたらしたかに焦点を当て、就業ルートや次世代の将来、牧畜に対する意識も含めて見てみたい。そして、牧民の定住生活の実態をより明らかにするため、牧畜を維持している牧民と他生業に転換した牧民の事例からそれぞれ 2 世帯を取り上げ、分析する。

(1) 都市型 A 定住区における牧民の事例分析

事例9 牧畜を維持している牧民

JH氏、40代、女性、小学校卒である。家族は、夫と長男、長女と4人の核家

4

 $^{^{43}}$ 60 ㎡の住宅には 5,000 元が与えられ、1 世帯 1 万 8,000 元を分担した。 77 ㎡の住宅に 3 万 8,000 元が与えられ、個人が 4 万元を分担し、80 ㎡の住宅に 4 万 2,000 元が与えられ、個人は 4 万 3,000 元を分担した。

族を構成している。2009 年シュージ・ソムから移住してきた。長男は蘭州の西北民族大学に通い、長女は州第二中学校に通い、漢語の授業を受けている。 収入源は牧畜に依存する。耕地を夫の兄弟に貸している。

表 14 都市型 A 定住区における牧民 JH 氏の生活基本状況 (2013 年)

牧草地	耕地	家畜の数・種類		放牧形態	住 宅	収入源	
(ムー)	(ムー)	ヒツジ	ヤギ	ウマ		面積	牧畜
4,000	8	400	200	1	1年3回移動、一	87 m²	150,000
				部の家畜を委託		元	

牧草地は、定住区から 30km の距離にある。人民公社が解体されてからも、また 1983 年の生産請負制度が実施されて、家畜の私有化が行われた後にも、季節移動の放牧(遊牧)を行っていた。そして、1997 年に牧草地の請負制度(50 年契約)が実施されてから、移動範囲が狭まり 1 年に 3 回の移動に変わった。放牧地では井がないため、川や泉に頼る。冬営地と春営地は同じ場所で、10 月から翌年の 6 月まで半年間放牧する。夏営地へ移動するには、2 つの坂を越えてから、たどり着く。秋は農民の耕地刈り跡に一か月ほど放牧する。草刈りは行っていない。草を刈るほどの草地もない。

草原補助金として、年間1人当たり3,700元をもらっている(2011~2015年まで)。JH氏は定住後の生活の変化や問題について次のように語っている。

「生活・生業の面では、マンションは便利で、定住区の管理と治安は良く、この点は満足している。しかし、放牧のためには不便になった。移住前は、夫とふたりで家畜の放牧を担当し、子供たちは学校の休みの時によく手伝ってくれた。現在では、子供たちは放牧地にほとんど行かなくなった。普段は娘の面倒を見て、2人でマンションに住んでいる。夫が放牧地に住み、家畜の放牧を担当している。しかし、家畜が出産する時期に、夫が1人で家畜の世話をするのは無理なので、子供を親戚の家に預けて、放牧地に行く。食生活では、依然として一年に20頭のヒツジを自家消費している。ただ、移住する時ヤクを全部売却したので、現在、ミルクや乳製品は購入に頼っている。移住前は、近所の人たちが互いに遠慮なくいつでも家まで訪問し、付き合ったものの、現在、マンションに移住してから、徐々に遠慮する関係へ変わった。」

「経済的な面では、移住のためには、住宅と家具、電気製品などを購入 し、全部で15万元を使い、交通手段として9万元の車とオートバイを 買った。家族の別居により、生活費用は増加し、放牧地で労働力が不足してしまった。そのため、家畜の種類を減らし、一部の家畜を近所の牧民に委託した。また、牧草地が不足しているため、近隣の牧民の牧草地を借りている。牧畜のための支出はかなり増加し、牧草地の借用代と放牧代は一日当たり約100元に達している。」

「伝統慣習の面では、これまで毎日行ってきた「サン」(天地へ供える)、「サブサル」(祖先へ供える)の儀礼は、放牧地にいる時のみ行うようになった。しかし、移住後も家族や親戚の健康と安全、家畜の繁盛を祈る「護法神」祭祀を毎年3月に行っている。最も変わったのは、結婚式と葬式だと思う。移住前の結婚式は庭でゲルを建て、参加するお客様を招待していたが、現在すべてレストランで行うようになった。ブクリ・シュース(まるごとのヒツジの肉)を出し、モンゴルの祝詞を詠むほかは、漢族とあまり変わらないようになった。葬式も移住前はほとんど鳥葬だったが、現在デレンハ市の火葬場で行う牧民も増えている。」

「次世代の将来に対して、娘を定住区から近い漢語の学校に通わせて後悔しているが、民族学校を卒業しても就職が困難であることを考えると何とも言えない。できれば牧畜をこのまま維持したいが、息子は大学校に通っているため、次世代へ継承させるのは難しい。」

事例 10 牧畜を維持している牧民

CR氏、50代、男性、中学卒である。家族は、妻と長女、次女、三女、次女の 夫と孫の7人による、3世代の直系家族を構成している。

表 15 都市型 A 定住区における牧民 CR 氏の生活基本状況 (2013 年)

牧草地	耕地	家畜の頭数・種類		放牧形態	住宅面	収入源	
(ムー)	(ム	ヒツジ	ヤク	ウマ		積	牧畜
	<u>—)</u>						
15, 500	1.8	300	20	2	1年3回移動、一	120 m²	70,000 元
					部の家畜を委託		

2009 年、シュージ・ソムのシュージ・ガチャから移住してきた。長女は大学を卒業してから、ホィトタリャン鎮政府に務めている。三女は修士号を取得して、デレンハ市民政局に契約職員として働いている。次女は大学卒業しても就

職ができず、塩業工場の臨時職につき、次女の夫は大卒だが放牧に従事している。

牧草地は現在の定住区より 20km の距離にある。冬営地・春営地は同じ場所にあり、10月から翌年の6月まで固定家屋に住んで放牧する。6月~9月までは夏営地で放牧する。夏営地では1990年代までモンゴルの伝統的住宅であるゲルを利用していたが、2000年代からは、簡易式テントに変わった。秋営地では、9月から10月まで1か月放牧する。耕地の刈り跡は利用していない。耕地は農民を雇用し、オオムギを栽培している。以前は、冬春営地から夏営地まで移動するにはヤクで移動し、約3日間かかっていた。今は車で移動するようになった。昔はウマを10頭以上に飼っていたが、現在は放牧に乗るための2頭しか飼っていない。

禁牧政策が実施され、牧草地を削減したことにより、3,000 ムーに対して、年間 1 ムー当たりに 1 元の草原保護奨励補助金が支給されている(2012 年~2015 年の契約)。

CR氏は定住後の生活の変化や問題について次のように語っている。

「生活・生業の面では、移住後の生活は便利になった。燃料の家畜の糞を準備する必要もなく、いつ帰ってきても暖かく、治安もよくなった。定住する前は、夏はヤクを3ヶ月ぐらい搾乳し、1年の食用に使う乳製品を作り、ヤクとヒツジ・ヤギの群れを分けて、家族成員がそれぞれ分担して放牧していた。移住後は、自分と次女の夫が交替で放牧を担当するようになった。定住区には、孫の面倒をみる妻と工場で働く次女が常住している。しかし、家畜の出産期になると、ほぼ家族全員が冬営地へ赴き、手伝いする。放牧地の労働力が不足し、ヤクの放牧を近所の牧民に委託した。」

「経済的な面では、移住後は、かなり現金支出が増加している。現在の住宅に移住する際に、住宅代の10万元を自己分担したが、電気製品や家具などの購入で20万も使った。そして、放牧地に通うため、7万元で車とオートバイも購入した。このように都市生活の費用が増加し、収入を増やす手段もないのに、禁牧制度で、家畜の数を削減する政策に従って、ヤギ100頭以上を全部売却した。」

「伝統慣習などの面では、食事は依然としてヒツジ肉が中心にであるが、 乳製品は完全に購入に頼るようになった。移住後もできるだけサン・サ ブサルを供えているが、移住前といろいろ変化している。伝統的に住宅 の南側にサン台を設け、毎朝サンを挙げる行事を行っていたが、移住後 は北向きのマンションの一階の玄関に毎朝臨時のサン台を設けて、行っている(写真 2)。サブサルは、移住前に毎晩夕食の前に行っていたが、現在はその回数が減少した。定住区の中心にサン台が一箇所設けられているが、520世帯が共同で利用するのは難しく、観光用のものになっている。また、これまで毎年行ってきた「護法神」祭祀は、定住後も行っているが、放牧地にいた時と比べ、順序や内容などは簡単になっている(写真 3)。そして大晦日の火を祀る行事も大きく変化している。それは、伝統的に家族内で行っていたが、現在は定住区の広場に団体で祀るようになった。牧民はそれぞれの家からアルチャ⁴⁴、ツァンバ(オオムギの粉を炒った食品)、菓子、絹、香典などを持参してお供えするが、まず政府の代表、村長がスピーチしてから行事が始まるようになっている。そして、前の村にいた時、毎年4月11日に村の男性は全員オボー祭祀⁴⁵に参加していたが、都市へ移住してから、参加する人が徐々に減少している。」

「牧民の就業方策や次世代の将来に対して、デレンハ市では、大学を卒業した若者も就職が難しい状況であるため、牧民を雇うところがほとんどない。次女と次女の夫は大学を卒業したのに就職口がないため、次女が工場の臨時の仕事に従事し、次女の夫が放牧に従事している。3歳になった孫の幼稚園があまりにも遠くて困っている。定住区に民族幼稚園が設置することを期待している。このまま牧畜を維持したい。次女の夫婦に牧畜を継承させるように考えている。」

事例 11 他生業に転換した牧民

BY 氏、30 代、男性、中卒である。家族は、妻と6歳の長男と3人の核家族を構成している。長男をモンゴル語の民族幼稚園に通わせている。ジューン・オーラ・ソムのトストガチャから移住してきた。BY 氏は2009年に本定住区に移住する前に放牧に従事し、ヒツジ、ヤギ、ラクダの数は600頭に達し、牧畜による1年の純収入は10万元以上だった。

_

⁴⁴ コノテガシワの種類で、その葉っぱはモンゴル族の行事や祭祀を行う際に、供え物を燃やすには燃料となる。

⁴⁵ オボー祭祀とは、モンゴル族の昔から行ってきた伝統儀礼の一つで、神聖視される山や丘の頂上、あるいは平原や河川のほとりに建てられた"石積みの築壇"である。モンゴル族は、オボーを神霊が宿る場として見なし、定期的に祭りを行なってきた。

表 16 都市型 A 定住区における牧民 BY 氏の生活基本状況 (2013)

牧草地	耕地	家畜の数・種類	放牧様	住宅面	収入源	
(ムー)	(4	ヒツジ	態	積	商売	牧畜
	<u>—)</u>					
2,600	なし	200	委託	89 m²	80,000	40,000
					元	元

1年3回の移動放牧を行っていた。冬営地と春営地は、現在の定住区から20kmの距離にあり、11月から翌年の6月まで放牧していた。夏営地は、冬・春営地から20kmの距離にあり、6月から9月まで、ガチャ単位の共同放牧地を利用していた。秋はデレンハ市の周辺の耕地刈り跡に1か月放牧していた。しかし、定住区に移住する際に、400頭以上の家畜を販売し、残りの200頭のヒツジを近隣の牧民に委託した。そして、2013年からデレンハ市で「ドイツ・タイヤの販売・交換・修理」の店を開業した。

BY氏は定住後の生活の現状と問題について次のように述べている。

「生活・生業の面では、移住前は妻と2人で放牧を担当し、放牧地の生活には満足していた。しかし、移住してから妻が子供の面倒を見て定住区に住むと、自分が1人で放牧をしなければならなくなった。家族が別居する生活を送るのは2人とも嫌なので、都市で商売を営む道を選んだ。しかし、以前の生活と比べて、朝から晩まで忙しく、生活のリズムが速くて、時間的にかなり厳しい。」

「経済的面では、商売を始める資金として、家畜を販売したお金と銀行ローンも含めて 70 万元を投資した。商店街に二階建ての店を借りて、店員2人を雇っている。1年の店の家賃と店員の賃金は 10 万にも達し、負担を感じている。牧畜と比べ収入はなかなか安定しない。このままだと投資した資本を回収するには 10 年もかかる。運転資金不足にも直面している。しかし、多額を投資したため、簡単にやめることができない。経験を重ねて、少なくとも2年間は頑張ってみたい。」

「伝統慣習の面では、食生活には、委託したヒツジから1年8頭ぐらい消費している。ミルクや乳製品は購入に頼っている。また、移住前の村では毎日サン、サブサルを供え、護法神祭祀や一年の4回の火祭をきちんと行っていた。しかし、現在は商売で忙しく、サンは祝日や年中行事の時に限り、サブサルは葬式や大晦日などの時だけ行うようになった。」

「就業方策や次世代の将来に対して、現在の収入には不安を抱いている。 牧畜をできるだけ現在の委託の方式で維持したい。商売が失敗したら、 牧畜業に戻るつもりである。子供を民族学校に通わせているが、将来の 就職を心配している。」

事例 12 他生業に転換した牧民

DD氏、30代、男性、学歴は高卒である。家族は、妻と8歳の長男と3人の核家族を構成している。長男をモンゴル語の民族学校に通わせている。ジューン・オーラ・ソムのオーチャガン村から移住してきた。

表 17 都市型 A 定住区における牧民 DD 氏の生活基本状況(2013)

牧草地	耕地	家畜の数・種類	放牧	住宅	収入源	
ムー	ムー	ヒツジ	様態	面積	商売	牧畜
10,000	6	300	委託	89 m²	150,000	60,000
					元	元

冬・春営地は定住区から 30km の距離にある。そこから夏営地までは約 60km の距離がある。2005 年の時は家畜の頭数は最も多かった。ヤギ、ヒツジ、ラクダは 800 頭に達し、当時の収入は約 10 万元以上だった。定住区に移住するには、500 頭の家畜を販売し、残りの 300 頭のヒツジを近所の牧民に委託した。放牧を担当する牧民に牧草地を提供し、増加する家畜を半分ずつ分けている。耕地を 1年 2,400 元で近隣の農民に貸した。

DD 氏は現在の生活の現状と問題について次のように述べている。

「生活・生産の面では、定住区に移住する3年前(2006年)に、家畜の一部分を売却し、デレンハ市で「青海民族用品店」を営業した。利益があがったため、40万元の店を購入し、2011年からチェーンの「雪山民族用品店」を増やし商売を拡大させた。都市に生活を営んでいる自分にとっては、補助金で安いマンションを購入することが喜ばしいことだった。マンションの価値が上昇しているので、固定資産にもなる。」

「経済的には、現在の収入に満足している。しかし、都市に移住する牧 民が増加するにつれて同じ商売を営む人も増え、競争は激しくなってき た。店の家賃が著しく上がっているため、自分で店をもてない事業者と 比べれば、利益は安定している方である。将来に対して、牧畜と商売を このまま続けたいという意識が強い。」

「伝統慣習の面では、食事にはヒツジ肉を中心に食用し、1年10頭以上のヒツジを食用している。ミルクや乳製品は牧民から購入している。そして、移住前と比べて野菜やブタ肉などを買うのが便利になったため、それも食べるようになった。しかし、2つの店の経営で忙しく、サン・サブサルを毎日供える時間ができなくなった。オボー祭祀、護法神祭祀や年中行事などの時だけに行っている。そして、護法神祭祀は家ではなく、お寺に行って、旗団体の護法神祭祀と一緒に行うようになった。」

以上の4世帯のほか、筆者は都市型A定住区では、計12世帯、20人以上に対して聞き取り調査を行った。聞き取り調査の結果、都市型A定住区では、90%の牧民は、牧畜業を維持し、そのうち労働力が不足している牧民が委託放牧や交替放牧などの方式を取っていることが分かった。そのため、家畜を全部委託した牧民を除くと、定住区に常住しているのは学校に通う子供の世話をする女性や老人が中心になる。定住後、夫婦の別居生活により、離婚率が上がっているという。そして、放牧地から近い牧民はオートバイや車で放牧地に通うケースも増えている。わずか10%の牧民が、家畜を委託し、その収入を確保しながら、他生業に従事している。しかし、資金や経験不足などの原因により、失敗して放牧地に戻った牧民も何世帯かある。病気や年をとったために放牧を止めた少人数の牧民を除くと、今のところでは牧畜を完全にやめて出稼ぎなどに行った牧民はいないという。

生業転換、将来における就業方策などについて聞き取りした結果、「牧畜業を維持したい」、「飼料栽培地や草刈る草地がないため畜産業の転換が無理」、「牧畜以外に収入が確保できる就業先が見つからない」という回答が最も多かったが、「牧畜を次世代に継承させたい」という回答が少なかった。漢民族が圧倒的であるデレンハ市において、学歴のある若者たちも理想的な仕事が見つからないため、学歴のない、漢語を話せない牧民たちにとって、新しい就業先を見つけるのは簡単なことではない。

また、定住区はデレンハ市の北の郊外にあり、民族学校と幼稚園はデレンハ市の南部にあるため、送迎に困り、子供を近くの漢語の幼稚園や学校に通わせる人が増えている。

最後に、定住化政策が牧民の生業転換を図るために進めている牧民合作社について、シュージ・ソムのイケアル村の書記と本村の牧民合作社の社長を務める GS 氏に対してインタビューを行った。GS 氏の語りによると、イケアル村の牧

民合作社が2010年に建設され、村の65世帯から42世帯が参加した。最初は、国が15万元を投資し、牧民が1世帯ごと5,000元を投資し、ヤク肉の加工などによって牧民の収入増加が図られたが、衛生許可書を得ることができなかったため作業が禁止された。しかし、2014年になると、国がまた45万元を牧民合作社に投資し、運営を奨励するようになった。牧民合作社は、この資金で家畜を肥育し、販売する市場を建設する計画である。家畜の肥育をするには、牧草の栽培に頼る必要があるが、村の耕地は285ムーしかなく、しかも近隣村の漢族の村の耕地と交差しているため、統一管理はできない状態である。GS氏のこの語りからも分かるように、牧民合作社は都市型A定住区の牧民にとって、収入源になっていないし、今後もあまり期待が果たされる見込みがないままである。

(2) 地方型 B 定住区における牧民の事例

① クル村の概要

クル村は、バルーン・ソムの 8 つの牧畜村の一つであり、ソム中心地イケゴルから 109 国道で東へ 30 分移動する距離に位置する。クル村の牧民はすべてモンゴル族である。クル村の牧民は、現在、三つの場所に住み分けられている。それはもともと人民公社時代に形成されたクル村(以下は「旧クル村」という)から、1997 年に牧草地再分配により 24 世帯の牧民がツァイダム盆地の牧草地へ移住し、また 1990 年代末に国営農場が閉鎖された後、10 世帯の牧民が現在の B定住区の周辺には前後移住していた。そこで、2009 年に B定住区が建設されてから、27 世帯の牧民が住宅を購入した。残りの 40 世帯の牧民は旧クル村に住み続けている。

クル村の牧草地の総面積は94万ムー、耕地面積は1,312ムー(1人当たり4ムー)である。彼らの生業は、主に牧畜で、牧草地は山地と盆地にはっきり分かれている。ツァイダム盆地では灌木類の植物しか生えないため、ヒツジ、ヤギ、ラクダを放牧し、山地は主にヤクを放牧している。小規模の耕地には、主に食用のオオムギやダイズ、アブラナ科の野菜を栽培している。放牧は天然草原に頼り、草刈りや牧草の栽培がほとんど行われていない。牧草地には井がないため、すべて川の水に頼る。

彼らは人民公社時代の集団放牧や生産請負制の実施により、移動の範囲が縮小したが、遊牧は続けていた。一年の移動を「大移動」と「小移動」と分ける。 大移動は、季節によって3~4回移動する。小移動は、主に夏営地において多数の移動を行っていた。近年になってから、冬・春営地→夏営地→秋営地という3回の移動になっている。冬と春営地はほぼ同じ場所を利用し、放牧する期間が 12月~7月まで半年、夏営地には7月~9月まで2か月間、また村周辺の耕地には9月に2週間収穫後の耕地に放牧し、秋営地には9月~11月まで放牧する。 夏営地へ移動するには4,000m以上の崑崙山脈を越え、移動の手段はヤクかウマで、およそ2~3日かかる。

1997年に冬・春営地は配分され(一人当たり 280 ムー)てから、夏営地での放牧は、村全体を四つの組に分けて共同で利用することにした。2003年から「退牧還草」が行われ、2011年に、クル村の共同放牧地の夏営地の半分(26万ムー、約1.73万ha)を禁牧にし、移動の範囲はますます減少された。草原保護補助金として、1人当たりに1年間4,800元が支給されている。また、牧草の年産量によって家畜の頭数を決めるという「草畜均衡」制度も強化された。しかも1人当たりの家畜は70頭のヒツジ単位を超えてはいけないという制度が実施された。さらに、家畜の頭数を削減する制度が強化され、それぞれ2011年には40%削減、2012年に40%削減、2013年に20%削減するという政策であった。

なお、1983 年、クル村で家畜の請負制度が実施された際に、一人当たり 11 頭のヤギ、22 頭のヒツジ、3 頭のヤク、2 頭のラクダ、2 頭のウマを分配した。しかし、30 年を経て、家畜の種類は著しく減少し、2014 年 3 月現在、クル村の家畜数は 3 万頭余だが、約 1,000 頭の大型家畜を除くと、すべてヒツジ、ヤギの中型家畜である。特にラクダは現在 3 頭しかない⁴⁶。ウマも急激に減少し、現在は 100 頭しかない。

② クル村における牧民の事例

事例 13 牧畜を維持する牧民

YB氏、50代、男性、小学校卒である。妻、次男、三男の4人の核家族を構成している。

表 18 地方型 B 定住区における牧民 YB 氏の生活状況 (2013年)

牧草地	耕地	家畜の数・種類		放牧様態	補助金によって			収入源	
(4	ムー	ヒツ	ヤク	ウマ		購入	した	物件	牧畜
<u>—)</u>		ジ				(m^2)			
3,000	30	400	100	3	1年3回移動	B村	ソム	県	120,000
					一部委託	60	120	87	元

長男は大学を卒業して内モンゴルで結婚し生活している。次男は大卒で、就

_

⁴⁶ 牧民たちの話によると、一部のラクダは外から侵入した漢族の泥棒に盗まれ、一部は売却された。

職活動中で、三男は大卒で県の観光事業に務めている。YB 氏の収入源はすべて 家畜に依存している。耕地は30ムーあり、農民を雇用してオオムギを栽培して いる。

冬・春営地は定住区から 30km の距離にある。ヤクは本村で最も多い世帯である。冬は水の多い、シャルガという場所で放牧する。そこに放牧する期間が最も長く、12 月から翌年の 7 月まで放牧する。夏営地は山地を中心に、7 月から10 月まで放牧する。秋営地は灌木、草の多い場所に 10 月から 12 月まで放牧する。

YB氏は現在の生活の現状と問題について次のように語っている。

「生活・生産様式の面では、B 定住区に住宅を購入し、家具や電気製品などをすべて新しくセットしたが、畜舎や庭がないため放牧に利用できず、一日も住んだことがない。売ろうとしても買う人がいない。現在住んでいる住宅は、B 定住区の近くあり、2003 年に建てた。畜舎などの設備を備えている。ヒツジの放牧を近所の牧民に依託し、ヤクを自分で放牧している。ヤクは、普段3日から10日に一回様子を見に行くが、4月から8月までは出産期のため、放牧地の簡単な家屋に住み、ヤクの出産の世話をする。」

「経済的面では、毎年、オスと年老いた家畜を販売することによって、収入を確保し、牧草地と家畜の数をコントロールしている。2005 年から2006 年に家畜の頭数は最も多く、800 頭以上だったが、牧草地が不足したため300 頭も減らし、収入が減少している。現在、ヒツジを他の牧民に委託し、毎年生まれる家畜の70%を放牧代として渡している。現在の収入にはある程度満足しており、遊牧を続け、都市には移住したくない。食用には1年に2頭のヤク、20頭のヒツジを消費している。夏は、ヤクを搾乳し、乳製品を中心に食用する。1頭のヤクから約2kgミルクを搾る。春には家畜が痩せているため、ブタ肉も食べる。

定住補助金あるといって、B定住区に一軒の住宅、ソム中心の商店街に一軒の二階建て物件、県中心に一軒のマンションを購入し、約30万元を支払った。しかし、どちらも利用できていない。現在利用中の住宅が古くなったため、今年(2014年)は庭にもう一軒の住宅を建設した(写真5)。このように固定資産が増えたが、貯金がなくなり、現金に困っている。2013年の秋に妻が病気になり、西寧市で2か月も入院した時に現金がなくて、一年の食用に用意した自家用バターまで売ってしまった。」

「伝統慣習の面では、毎日の朝はサンを挙げ、夕方はサブサルを供える。 正月、誕生日、結婚式、オボー祭祀などを行う際に、村の牧民はすべて 民族衣装を着て参加する。オボー祭祀では、人と家畜の隆盛であること を祈り、その後ナーダムを行ってお祝いをする⁴⁷。村の男性は全員参加 する。また、結婚式や葬式、誕生儀礼などはほとんど伝統的儀式を維持 している⁴⁸。婚約の祭に、新郎側の仲人が新婦の家に行く時に必ず9種 類の贈り物として、ハダー、タン茶、ティブ・シュース(お菓子の種類)、 酒6瓶を用意する。結婚式の際に、新婦や新郎を送る時に、必ずブクリ・ シュース(まるごとのヒツジの肉)を出し、祝詞を詠む。葬式は天葬(鳥 葬)を行っている。」

事例 14 牧畜を維持する牧民

BL氏、30代、男性、中学卒である。妻、長男、長女と4人の核家族を構成している。現在、クル村の村長と秘書を務めている⁴⁹。長男は小学校5年生で、ドラン県の漢語の学校に通っている。長女はドラン県の民族幼稚園に通っている。

表 19 地方型 B 定住区における牧民 BL 氏の生活基本状況

牧草地	耕地	家畜の数・種	放牧様態	住宅面積	収入源
(ムー)	(ムー)	類			
		ヤギ	定住放牧		牧畜
1,000	20	400		60 m ²	80,000

冬・春営地はすぐ定住区の側にある。ヤギの所有頭数は本村で最も多い世帯である。1990年代にカシミヤ需要が高騰した時に、政府からもヤギの飼育が奨励され、現地産のヤギをカシミヤ産のヤギに改良するブームがあった。しかし、遼寧省や新疆産から導入したカシミヤ産のヤギは寒冷の高原気候に適さない、妊娠率が低いため、ほとんどの牧民は現地産のヒツジに変えた。現在、クル村では、ヤギを飼育している牧民は5、6世帯に過ぎない。

草原保護補助金として、国から約2万元(4人分)を支給している。BL氏は、

⁴⁷ しかし、文化大革命の時はほとんどの伝統慣習は迷信として非難され、仏像や祭祀儀礼などは廃止されていた。その後 1980 年代から、伝統的宗教、祭祀などが復活され、クル村では 3 月、5 月、7 月に毎年 3 回才ボー祭祀を行うようになった。

⁴⁸例えば、9という数字を大事にする。仲人としてはじめて女性の家に行く人は9種類のプレゼントを用意する。

⁴⁹ 牧畜村の書記、村長、秘書などは普通の牧民から選ばれ、村の管理を担当し、上級機関の連絡などを牧民に伝える役割を果たしているが、普段は牧民の生活を営む。

現在の生活と問題について次のように語っている。

「生活・生産の面では、定住区の住宅に最も不満を抱いている。学校の 寮のように、放牧生活にはとても不便だ。移住前は、1年3回の移動放 牧を行っていた。しかし、牧草地はすぐB定住区の周辺にあるため、移 住してから移動放牧をやめ、定住放牧に移った。」

「経済的面では、牧草地が不足しているため、秋は1ムー当たり30元の交渉で、耕地刈り跡に放牧している。改良品種のヤギは、最初は1頭200gのカシミヤが取れるが、繁殖率が低いため、利益が少ない。1頭のヤギの平均寿命は5、6年に過ぎない。また、定住してから、牧草地の退化が以前より進んでいるため、家畜の数を減らすしかない。」

「伝統慣習の面では、食事などに大きな変化がない。依然としてヒツジ、ヤギ肉を中心に食用している。過去は、ヤギを搾乳していたが、現在はヤギの搾乳が行われない。毎日のサン・サブサルと年中行事、オボー祭祀などに参加している。」

「移住後、定住区に民族幼稚園や学校はないため、長男を妻の実家である香日徳鎮の漢語の学校に通わせた。今は小学校5年生になり、子供との漢語による交流は困難になってきた。それに反省し、現在長女をドラン県の民族学校の幼稚園に通わせている。親戚の妹に子供の世話をお願いしているが、まだ幼いためいろいろ心配になる。」

「最近、禁牧や草畜均衡などの生態保護政策が強化されているため、ヤギを飼育することが難しくなっている。このまま放牧を続けられるかどうか心配になっている。」

事例 15 他生業に転換した牧民

DC氏、50代、男性、小学卒である。妻、長男、長女と4人の核家族を構成している。長男は小学を卒業して牧畜に従事していたが、軍隊に行き、結婚してソム中心地に住んでいる。長女は漢語の中学を卒業し、現在店の営業を担当している。

表 20 方型 B 定住区における牧民 DC 氏の生活基本状況 (2013 年)

牧草地	耕地	家畜の	放牧	住宅面積	収入源		
(ムー)	(ムー)	数・種類	様態		商店	臨時仕事	
1500	40	なし		60 m²	5,000元	5,000 元	

1983年に家畜の私有化を行った際に、DC氏には40頭のヒツジとヤギ、5頭のヤク、2頭のウマが所有された。当時は労働力が不足で、多種類の家畜を放牧することに困って、ヤクを1頭400元で全部売却した。そして、家畜の頭数は最も多かった時期は1998年で、200頭のヒツジとヤギを飼っていた。2009年に家畜と旧クル村の住宅を全部売却し、B定住区に移住した。

草原補助金として1年14,400元(3人分)をもらっている。DC氏は現在の生活と問題について次のように語っている。

「生活・生産の面では、移住前に、ほかの牧民の140頭の家畜の委託を受けてから、自然災害に遭い、大部分を失ってしまい、家畜が減った。その後、デレンハ市付近に放牧の出稼ぎに行き、クコの実の採集などの臨時の副業にも従事した。定住区で常住する牧民が少なく、商売が利益にならないことに一番困った。出稼ぎを考えても、学歴もないため、重労働の仕事しか見つけられない。夏は、二年間続けて道路建設の臨時の仕事に従事しているが、年をとるにつれて、腰と足が痛くて続けられなくなった。収入を増やすため、マージャン機を購入、客に1時間20元をもらう。しかし、正月を除くと、ほとんど客がいない。」

「伝統の面では、慣習儀礼はまだ維持しているけど、食事の変化が大きい。肉やミルクはすべて購入に頼っている。家畜があった時に1年に10頭以上のヒツジを食用にした。現在、ただ1年3頭のヒツジを牧民から購入し、ほかはブタ肉などを食用している。」

「経済面では、収入源は日用品を売る店と、出稼ぎ、草原補助金などに頼っている。冬営地を年間 5,000 元で貸出し、耕地を年間 1600 元で貸出している。普段は道路建設などの臨時の仕事に従事している。1 日 120 元を稼ぐため仕事先まで 7 km も歩いている。

「将来について、これからまた家畜を購入しようと思っても資金がない。 老後を考えると不安になる。」

事例 16 他生業に転換した牧民

0B氏、40代、男性、小学卒である。妻、長女、長男と4人の核家族を構成している。18歳の長女は学校に通ったことがない。14歳の長男はドラン県の民族中学校に通っている。

	1/4			., 9 ,			± 1 / 1//2	(= - = - /	
牧草	耕地	家畜の数・種類			放牧	住宅	収入源		
地	ムー	ヒツ	ヤギ	ウマ	様態	面積	牧畜	商売	給料
ムー		ジ							
6,000	20	100	200	15	委託	60	30,000	20,000	14,000
						m²	元	万元	元

表 21 地方型 B 定住区における牧民 OD 氏の生活基本状況 (2013 年)

家畜を近所の牧民に委託し、2011年から林業局の公益林保護員⁵⁰に契約職員として務めている。放牧地は定住区から55km離れたツァイダム盆地にある。移住前は自分で放牧を担当していた。冬営地では固定家屋を建て、夏営地ではゲルを利用している。草原補助金として19,200元(4人分)をもらっている。

OD 氏は現在の生活と問題について次のように語っている。

「生活・生産の面では、移住前はツァイダム盆地の放牧地に住み、放牧を担当し、1年間4回の移動放牧を行っていた。元の妻は10年前に病気で亡くなり、娘としばらく放牧地で暮らした。再婚の妻は民族学校に通う息子の面倒をみるためドラン県の中心地にマンションを借りて住んでいる。学校休みの時だけ村に帰ってくる。自分は娘の面倒をみるため、放牧を委託し、公益林の仕事に務めるようになった。仕事の内容は春に木を植え、秋にはクコの実を採集し、普段は森林の伐採を防ぎ、草地を見守るという簡単な内容であるため、夏はほとんど暇になる。

「経済的面では、牧畜を委託してから、2011年から、約3万元を投資し、 定住区の近くにゲルを建て、観光客を対象にモンゴル料理の店を営んで いる。店は6月から10月までに営業する。投資が少なく営業期間も短 いが、少しでも収入を増やするため、楽しく営んでいる。」

「伝統慣習の面では、儀礼行事には大きな変化がない。食事などにも大

⁵⁰ 公益林の保護員の仕事に村から2人を雇っているが、55歳までの契約をしている。

きな変化を感じていない。1年に10頭以上のヒツジと1頭のヤク肉を食用している。ただ、もともとモンゴル人に大事にされたウマは急激に減少している。村では乗り物に使うウマ以外、ウマを飼育する人がほとんどいなくなった。自分はウマを飼うのが好きで、やめられない。」

「将来について、牧畜を完全にやめようとは考えない。牧畜からの収入が比較的に安定しているため、商売を副業として営み、自由自在な生活を送りたい。」

以上の4世帯のほか、筆者は、クル村では計21世帯30人以上に対して聞き取り調査を行った。その結果、クル村では家畜のない牧民が5%に過ぎないことが分かった。他生業に転換した牧民は事例に挙げた2世帯しかなかった。出稼ぎに行った2世帯を除くと、家畜を委託し、定住区の近くの臨時仕事に従事する牧民も10人に満たない。

定住化政策により、クル村の牧民は、地方型B定住区に27世帯が住宅を購入したほか、12世帯は子供の通学や便利さを求めて、県中心地に住宅を購入し、1世帯の牧民が隣の香日徳鎮に住宅を購入した。また、2世帯の牧民がソム中心地に店用の2階建ての物件を購入した。このように、定住化政策はコミュニティの分散化を引き起こしている。これまで維持されてきた伝統的コミュニティは徐々に崩壊の過程に置かれている。

牧民の定住後の就業についても、転換のチャンスは少ない。将来の就業先に関する聞き取り調査に対して、「牧畜業を維持したい」、「出稼ぎなどに行きたくない」、「生業の転換に自信がない」という回答が最も多かった。また、定住区の近くに民族幼稚園などの社会インフラが整っていないため、牧民の文化の継承が困難となり、次世代の漢化の問題も起こっている。政府によって、民族文化の観光開発が進められ、小数民族の文化保護と継承は提唱されたにもかかわらず、文化の継承は困難に直面しており、これは最も憂慮すべき問題である。

定住後の生態的効果についての質問に対して、「禁牧された夏営地では改善が見られるが、その他の牧草地と定住区周辺に新たな草原退化の問題が起こっている」という回答がほとんどだった。草原退化の問題が重視されるにつれて、クル村では2003年から「退牧還草」が実施され、2011年になると、夏営地の共同放牧地の半分(26万ムー、約1.73万ヘクタール)は禁牧地として放牧が禁止され、「草畜均衡」制度も強化された⁵¹。放牧地の削減に伴い、また、定住区周

⁵¹ 1人当たりの家畜は 70 頭のヒツジ単位を超えてはいけないという制度が実施され、村全体の 家畜の所有頭数を 2011 年には 40%、2012 年に 40%、2013 年に 20%削減するように政策が実施 された。

辺への放牧負荷が高まり、草地の劣化がより深刻になっているのである。

政府側は定住化政策と同時に牧民合作社の建設を企画した。本村の牧民合作 社は2010年に設立され、政府から40万元を投資し、牧草の栽培と家畜の肥育 を企画しているが、草刈る草地や飼料栽培地が不足しているため本格的に実施 されていない⁵²。

ここで留意しておきたいのは、地方型定住タイプとして選んだクル村は小規模の定住村であるが、バルーン・ソムでは郷鎮への定住タイプとしてソム中心地に、合計 329 世帯を対象にした比較的に大規模の地方型定住村が建設されている。次、定住村のセットとして、107 屋の 2 階縦店舗屋は建設され、牧民の第三産業への転換を奨励するため、飲食業、商業、自動車修理など商業に備えている。また、定住村の東部に 10 件の畜舎温室と 10 件の太陽エネルギーを利用した省エネ野菜温室が設けられ、農牧民の家畜の飼育と野菜栽培が奨励されている。しかし、2012 年に住宅の建設がすでに完成し、移住可能になっているにも関わらず、いままで牧民が移住を阻んでいる。その原因に関して、移住対象であったトグト村の村長 MC 氏と牧民に対してインタビューを行った。彼らの語りによると、定住村へ移住するための最初の手続きでは、牧民側が住居の頭金を1万元払い、完成してから3万~4万元を分担するという条件だった。しかし、定住村の建設が完成すると、その契約が破られ、住宅の購入金だけで牧民側が約9-11万元払わなければならない状況になった。その結果、牧民たちの不満が高まり、移住を拒否している。

牧民たちの生の声は、「定住村は外観からみて、近代的で立派なものであるが、家畜小屋は設置されていない、庭が小さいため、牧民の生活には合わない。仕事ができなくなった老人たちやソム中心に務める人が住むにはいいかもしれない」。「家屋の価額が常に変化し、政府は契約を守らないため、信用できなくなった」。「定住村に移住するより、現在の場所で新しい家屋を作ってほしかった」という現状であった。これに対して、ソム政府の2013年と2014年の年度会議に、牧民が定住に対して「積極的ではない」、また「経済的能力に限りがある」ため、分割払い方法などの政策によって定住の困難を解決することを模索している。

第5節 考察-2タイプの定住区の比較考察

前章で、定住化政策下における牧民社会の生活・生産様式、経済、伝統慣習、 就業ルートなどについて、異なる 2 タイプの定住区における牧民の事例とその

70

⁵² 村長と書記に対して行ったインタビューによる。

他牧民に対して行った聞き取り調査を通じてみてきた。その結果、牧民が共通に直面している問題とそれぞれの定住タイプによって抱えている問題点が浮かび上がってきた。本節では、フィールドワークの結果に基づき、定住化プロジェクトが牧畜社会の生活・生産様式と伝統文化にもたらした影響について、生活環境、遊牧の経営様式、経済、伝統慣習・儀礼行事などに焦点を当てて考察する。考察に当たっては、2タイプの定住区を比較することによってその特徴を明らかにする。

(1) 生活・生業様式にもたらされた影響

定住化プロジェクトの実施の目的には、生態保全と牧民の生活の改善が挙げられ、生業の転換あるいは他産業への参加が奨励されているが、2タイプの事例から見て、それぞれの問題が浮かび上がってきた。

まず、都市型 A 定住区の牧民の事例からみて、生活の改善について、補助金制度で購入した住宅の便利さや安全さが評価されているが、ごく少数の牧民の直面している問題しか解決できできない。他産業に転業した牧民と子供や年寄の利用だけに適合していると言える。多くの場合、放牧を維持する牧民には労働力の不足、家族の別居や交通の面での様々な困難をもたらし、牧畜の正常な生産の妨げになっている。生業の転換として、家畜の数の削減、品種改良などが強化されているが、飼料栽培地の不足により畜舎飼育などの政策がまた実施されていない。

地方型 B 定住区の場合は、放牧地に比較的近い場所に定住化したにも関わらず、生産様式と切り離された住宅の利用度が最も低く、他生業に転換するチャンスもほとんど見られない。また、定住区と放牧地の距離には大きな変化が生じていないが、郷・鎮・県中心への定住に対する奨励政策のもと、一部の牧民が子供の通学や年寄の家族や老後の医療施設の便利さなどに魅了され、周辺の郷・鎮・県の定住区において住宅を購入しているため、伝統村の崩壊を招いている。

(2) 経済的側面にもたらされた影響

定住化プロジェクトは、牧民を都市へ移住させる政府側の目的には、牧民の第2次、3次産業への転業により、牧畜以外の収入を増加し、牧民の生活を向上させることが挙げられている。しかし、2タイプの定住区の牧民の事例からみて、プロジェクトが進行中の現段階でもその効果がすでに明らかになっている。

都市型 A 定住区の場合、生活における支出は増加し、生産コストは向上して

いる一方、他産業への参加者が限られており、収入を増加したケースは極めて 少ない。全体的にみて、住宅、家具、電気製品、交通手段などによって、牧民 の消費が増加するばかりである。

地方型 B 定住区では、牧畜を維持する牧民にとって、放牧に利用できない住宅は牧民の無駄な投資になっている。一方、生業の転換を試みる住民にとっても、収入を増やす市場はほとんどなく、生活の基盤を失う恐れが潜んでいると言える。

総括すれば、定住化における牧民の生活向上とは、まさに移動財産であった 家畜を固定資産に変え、生活消費を向上させたことであったと言える。

(3) 伝統的儀礼・慣習などにもたらされた影響

ここまで考察してきたように、定住化プロジェクトの影響は、牧民の生活・ 生産様式の変化に留まらず、遊牧によって構築された伝統的慣習、儀礼祭祀、 年中行事などの文化にも影響をもたらした。

都市型A定住区では、その影響は最も顕著であり、「サン・サブサル」などの日常的儀礼、オボー祭祀、護法神儀礼、火の祭祀、鳥葬儀礼などの伝統の変化や喪失を招いている。

地方型B定住区では、これらの伝統慣習・儀礼は比較的維持されている。

なお、2 タイプの定住区の共通点として、定住しても牧畜に従事するケースがほとんどであり、牧畜を維持するため、牧民がそれぞれの状況に合わせ、委託放牧や交替放牧などの方式を取っており、そのケースは増加している。もともと家族や親族などの血縁集団によって維持されていた伝統的牧畜は、地縁集団の関係によって維持されるようになった。経済的な面では、ほとんどの牧民の家庭では、収入は減少し、支出は増加した。なお、生業の転換、転業により収入のルートを増やすという目標からみて、いずれの定住先においても牧畜に代わるほどの見込みがない。政府が牧畜の発展方式として進めている牧民合作社も形としての投資に留まっており、ほとんど機能していない実態が明らかになった。

第6節 定住化プロジェクトの問題点と議論

ここで定住化プロジェクトの問題点を整理し、さらにその背景にある思想を 分析し、生態保護政策がモンゴル族牧畜社会にもたらした影響の全体像を分析 することを試みる。

(1) 定住区の配置について

定住化政策は牧民の都市への移住を奨励し、海西州では80%の牧民を州・県・鎮・郷中心地に集住させ、わずか20%の牧民を放牧地の近くに定住させた。それにより、都市化や新農村・新牧区の建設を促進し、生態的・社会的収益を測ろうとしてきた。

韓(2010)は、定住化が青海地域のチベット族牧民社会にもたらした影響について調査し、他生業に転換された牧民は牧畜を維持している牧民より貧困に陥り、従来の伝統的な生活への回復を望んでいると述べ、その原因は定住化そのものではなく、定住タイプと配置によると主張した。

しかし、事例で挙げた 2 タイプの定住区において、いずれにも生活・生産様式、経済、伝統慣習などの面では様々な問題が生じている。生業の転換やその他産業への参加からみても、都市型 A 定住区の場合では、移住後に他生業に転換した牧民の数は 10%にも達しないため、政府側が求める牧民の他生業への転換、第 2、3 次産業への参加の目的からはほど遠いと言える。地方型 B 定住村の事例からみて、それは実現しがたい夢である。そのため、定住先における就職や収入増加のルートを提供できない限り、配置の問題ではなく、定住化自体に問題があると言える。そして、牧民の定住後の収入源を安定させることが最も重要ではないかと考える。定住化が牧民の消費経済に及ぼす影響は住宅購入の投資に留まらない。家畜の少ない世帯はこれによって、収入源を失い、貧困に陥る危機も潜んでいる。

石(2013)、索南(2009)が主張するように、「都市に住み、農村に放牧する」 生活は牧民にとっては最善の道とは言えない。

(2) 政策実施の画一化について

「定住化プロジェクト」は、これまで行ってきた生態移民政策と共通点もあれば、相違点もある。定住化させるために政府の企画と援助によって移住させる点では共通しているが、生業の転換と移住の面では、その実施手段が異なる。生態移民が強制的に行われ、失敗が大きかったのに対して、定住化プロジェクトは現段階においては、牧畜をある程度維持できている点に利点が見られる。しかしながら、環境、生活、経済、文化を通じて、さまざまな困難が生じつつある。現状を把握することにより、軌道修正すべき点は多い。

大小規模の定住区は、海西州の州・県市から放牧地まで建設され、牧畜地域の発展のシンボルとしてマス・メディアに報道されている。遊牧は貧困の源、

遅れた文化、持続的発展の弊害、自然環境破壊につながる生業として宣伝される今日、定住化政策が「牧民の生活環境を徹底的改善し、生活水準を上昇させ、調和のとれた社会建設の需要である」(索南 2009:4)と積極的に評価されている。しかし、牧民の生活に注目してみると、牧民の遊動的資産である家畜の頭数が減少し、固定資産としての住宅の購入により、投資と支出が大きく増加したのに対して、生産様式の改善と収入の増加はほとんど見られない。2 タイプの定住区のいずれにおいても、定住後に生業転換できる牧民は限られている。それは、牧民自身の学歴、経済的能力などにもよることが言うまでもない。牧民の定住を画一に進めることにより、牧民の生活・生産コストの増加、労働力の不足、牧草地の新たな退化問題などが発生している。王(2009)は指摘したように「多くの場合、環境保護政策の「画一化」が、かえって環境を破壊している」(王 2009: 197)。

(3) 定住化プロジェクトの生態的・社会的効果について

まず生態的効果からみて、定住化プロジェクトの重要な使命として、牧民の定住化を通じて、草原の人口と家畜の圧力を減らし、砂漠化・草原退化を抑制し、生態システムの改善を図ろうとする。しかし、冒頭で挙げたように、政府やメディアにより草原の植被率が明白に向上したという評価や報道が圧倒的であったにも関わらず、退牧還草や禁牧が行われた一部の牧草地の改善が少し見られている所で、定住放牧などの現れにより新たな草原退化も発生している。

定住化プロジェクトの事例は、現在の環境問題の時代にあって、人間と自然とを対立的に考え、牧畜の長い歴史に築かれた自然と地域の特徴に調和した生業様式を軽視し、人工的飼料栽培に頼る畜産業への発展を高く称揚している点に問題があると言えよう。

社会的効果からみて、牧民の定住化により都市化の促進、新農村・新牧区の建設、民族団結、辺境地域の安定などが挙げられている。とは言え、定住区における幼稚園や民族学校、医療設備などの社会インフラはすでに遅れており、少数民族の文化の保護や発展の支障となっている。

小括

定住化プロジェクトは、草原における人口と家畜の削減、従来の生業の転換によって、草地の砂漠化・草原退化の進行を抑制し、牧民に対して第2次、3次産業への転業を進めることにより、牧民の生活レベルを向上させ、最終的に都市化の促進と民族の団結及び辺境地域の安定を図ることがその目的として挙げ

られてきた。

ここまで考察してきたように、定住化プロジェクトの実施に伴い、伝統的生業の経営方式などに様々な変容が見られ、生業の転換を試みる牧民もわずかに現れているが、多くの場合は、地方と都市のいずれに定住しても牧民の生活は牧畜によって支えられていることが明らかになった。換言すれば、牧畜を直接的または間接的に維持している牧民の生活はより安定的であるが、生業の転換を試みる牧民たちは下手をすれば生活の基盤を失う恐れがあり、成功した事例が極めて少ない状態である。

定住区の配置如何に関わらず、牧畜社会は、すでに都市化、新農村・新牧区の建設という「科学的発展」の推進に巻き込まれている。結果的に、都市型定住タイプにしろ、地方型定住タイプにしろ、牧民の生活と生産様式が切り離せないという特徴を無視し、住宅に不必要な投資を進めた結果、牧民の生活を向上させるより、むしろ不安定にしている。また、民族幼稚園や民族学校などの社会インフラの不備により、次世代の育成、文化の継承でも困難に直面している。そして、都市型定住区の生活は、放牧地と子供たちの住む定住区と離れたため、牧畜経営の継承が困難となり、遊牧という生業そのものの喪失につながりかねない。

牧畜の転換や定住先での転業が期待通り実現していないのは、牧民たちの学歴、経験、言語、資金、健康状態などの様々な条件によるが、彼らの伝統的牧畜に対す肯定的評価と認識が要因として働いていることは言うまでもない。換言すれば、その土地の自然状況に牧畜という生業が最も適合しているという認識が働いているため、定住化プロジェクトによる「定住」そのものは、現段階では「定住」と「放牧地」の二重生活に留まっている。

それは、政府側は牧民を定住させるには、定住先における市場経済や就業構造などに対して十分に把握してないことが明らかである。また、そもそも牧民の視点から問題の解決を求めていないため、牧民たちを草原生態から切り離そうとする動きには、山ほどの問題が隠されている。

第4章 内モンゴルと青海地域の比較考察

ここまで、事例調査を通じて、内モンゴルと青海省のモンゴル族が生態保護 と経済発展を目指す国家政策制度によって定住と生業の転換を強いられている 実態についてみてきた。

本章では、2 地域の比較を通じて、生態保護政策と定住化政策下に置かれるモンゴル族牧畜社会の実態についてより包括的に考察したい。比較考察には、現地調査によるデータに基づき、生産活動を中心に、日常生活及び伝統慣習・儀礼などの影響も含め、考察する。

第1節 生産活動にもたらした影響ー共通点と相違点

(1) 2 地域にみられる共通点

内モンゴルと青海省の 2 地域の事例から分かるように、生態保護政策の諸制度と定住化プロジェクトの実施では、いくつかの共通点が浮かび上がってきた。政府の公式の政策目的は、いずれも、破壊された生態の回復・改善を図り、あわせて牧民の生活の向上と地域経済を発展させることを通じて、民族地域かつ辺境地域の安定、国内の経済的格差を是正するという点で共通している。政策の実践からみても、いずれも、生態環境悪化の対策として、草原に依存する家畜と人口を減らし、伝統的牧畜を「現代的・科学的」発展方式に転換させる事業に取り組み、牧民の第 2 次、3 次産業への参加を奨励している。そして、中央政府と地方政府が連携し、これらの政策制度の実施と改革に対して、膨大な補助金や資金を投資している。

しかしながら、牧畜経営にもたらした影響からみて、2地域で、従来の牧畜の経営における家畜・草地・労働者のかかわりが、これらの政策によって次第に変化してきた。委託放牧が増加し、交替放牧、牧草地の借用などの牧民間の連携が一般化している。委託放牧によって、裕福な牧世帯と貧困牧世帯の連携、労働力不足の牧世帯と労働力余剰の牧世帯の連携が結ばれ、またそれによって、多様な家畜の飼育や家畜の分散、草地の利用などの調整が行われている。

牧畜の将来の発展に向けて、いずれの地域も、牧民合作社を発展させようという動きがあるが、まだ成功の事例はない。

家畜の少ない牧民の牧畜業が維持できなくなり、出稼ぎや臨時の日雇いを余儀なくされ、貧富拡大が生じている。また牧畜を維持している牧民に対しても 生産コストの向上、生活費用の増加、労働力不足問題、家畜種類の単一化問題 などをもたらした。

(2) 相違点

2 地域の事例で見てきたように、生産様式の面では、基本的形態、移動方式、 家畜管理の方式、家畜構成の変化、労働力などの側面で、それぞれの影響はす でに顕著化されている。

① 牧畜形態

内モンゴルの牧畜は、多くの場合、季節的移動は短期間の移動あるいは定住 放牧、畜舎飼育に変化し、牧草刈りと飼料栽培に頼る経営システムへ変化した。 いくつかの地区で維持されてきた半遊牧は、生態保護政策と定住化政策のもと、 鉱山工業開発などの影響と相まって、その多くが定住牧畜の形態に変化してい る。

青海省の牧畜は、調査地の二か所の事例からみて、基本的に季節移動が維持されているが、移動の範囲が従来の遊牧より縮小されている。

生態保護政策と定住化がもたらした影響を中心にその変化を検討してきたが、2地域における牧畜形態をみるには、それぞれの自然状況と地域特徴をみることが重要であり、生態保護政策が実施される以前の国家政策・制度の影響と21世紀からの西部大開発による資源開発などの影響を考慮しなければならない。また、内モンゴルの場合は漢族の影響、青海の場合はチベット族の影響なども無視できない。

② 移動方式

牧畜にとって、移動は根本的に重要な要素である。家畜の移動によって土地 の最も効率の良い利用が図られ、自然災害にも対応しうる方式とされた。

しかし、生態保護政策の実施では、遊牧や自然放牧による草地に対する家畜の圧力が強調され、生態を改善するには遊牧生業が転換すべきものとされている。また、遊牧の経済的特徴からみても、自然災害に対応できない欠点などが挙げられ、それが牧畜地域の貧困問題の源であるとされ、改革や転換が正当化されてきた。よって、牧民の定住が進められ、定住後の施設インフラの投資、牧草の栽培、家畜の改良、草畜均衡などの面で強化されている。

内モンゴルの場合は、調査地では、もともと農耕化や炭鉱開発などの占有により縮小された牧草地は、破壊された草地の回復と保護された重要な生態地区

の建設などの一連の制度により利用できる草地が限られ、それにまた放牧様式 に対する様々な規制が加えられ、従来の季節的移動は、ただ一部の牧民に限る 冬と春営地の移動に変わった。

青海の場合は、定住化政策が中心に強化される一方で、以前と比べ、「退牧還草」「禁牧」制度により移動の範囲が比較的に縮小しているが、牧草地の面積が比較的に広いため、季節的移動が維持されている点に特徴が見られる。冬・春営地は分配され、夏営地は共同利用になっている。そしてほとんど針金の区切りが行われていない。それは、地域特徴から見て、牧草刈る草地と飼料栽培を拡大する耕地が不足するため、畜舎飼育などの制度を免れているところも無視できない。その意味では、定住化プロジェクトによる現段階の「定住」は一部に限られ、ほとんど形式上のものとなっている。

③ 家畜管理

遊牧には、もともと最少人数の労働者によって、最大の利益を得る特徴があり、草地と水資源のある場所で家畜の自然な繁殖によって、生計を立てた。しかし、生態保護政策の諸制度の実施には、家畜管理の方面での現代化、科学的発展が挙げられ、従来の「後進的」管理方式を変えようとしてきた。しかし、2地域の事例調査からみて、その効果は次のような段階に留まっており、それが新たな問題を起こしている。

まず、内モンゴルでは、一部地域での 1 年間通じて畜舎飼育する「禁牧」制度、半年畜舎飼育の全面的実施により、家畜の管理に最も手間をかかるようになり、畜舎の建設、井戸掘り、家畜糞の掃除、様々な防疫作業の増加、家畜改良などによる種付け作業などの一連の仕事の増加により、労働力が不足し、一部の牧民が牧畜を諦めることを余儀なくされた。また、労働力が不足する牧民が家畜の委託によって、牧畜を維持しているが、収入は大幅に減少してしまう。畜舎期間中に、少しでも油断すると、地方政府の管理人に家畜が掴まれてしまい、罰金されるなどの困難に直面している。牧草地を針金で囲んでも、近隣の家畜がお互いの牧草地に入ることによって矛盾が生じている。牧民たちが指摘するように、牧草地を針金で区切るのは、そもそも水資源が不足するステップ草原に合った政策ではない。それが家畜のそれぞれの性格を無視した上、もともと縮小された牧草地の新たな生態破壊を起こしている。

青海の場合は、牧草地は比較的広いため、家畜の放牧管理は内モンゴルほど 人手を縛れない。特にヤクはそのまま放しておき、数日で一回様数を見に行く という状態である。ただし、定住地と放牧地の二重生活により、放牧地におけ る一連の作業に労働力が不足し、そのため近隣や家族の連携が新たに形成され、 委託放牧や交替放牧が行われている。

④ 家畜構成

モンゴル族の従来の家畜には、ウマ、ウシ、ヒツジ、ヤギ、ラクダは「五畜」と呼ばれ、主な家畜として放牧されてきた。過去、ウマは重要な交通手段として使われ、またモンゴル族の伝統的儀礼行事と密接にかかわり、生活に欠かせない動物であった。ラクダは「砂漠の船」とも言われ、内モンゴル西部の砂漠性草原に運搬、交通手段として活用されていた。しかし、2地域の事例からみて、生態保護政策の強化につれて、政府の主導による飼育家畜種類の選定、または放牧様式に対する規制、牧草地の分配や針金区切り、労働力不足などの原因による家畜の単一化が起こっている。

内モンゴルの調査地は、牧草地の分配と針金による区切り、畜舎飼育などによるウマの激減と、ヤギの削減政策によるヤギの激減、また「増牛減羊」制度によるウシの増加が見られており、ブタも飼育も増加している。過去、ウマが放牧の手段になっていたが、現在、ほとんどオートバイにの放牧に変わっている。

青海省では、政府主導によるヤギの削減のほか、牧草地の分配による家畜の種類の調整と定住後の労働力不足の原因によるウマ、ラクダなどの家畜種類の減少が起こっている。一番問題になっているのは、ツァイダム盆地の希少な動物の一種とされるフタコブラクダが激減し、絶滅に瀕している。現在、海西州の政府からラクダの保護と管理の方法を実施している。また、政府主導のもとヤギが樹木の根まで食べてしまう生態破壊的動物とされ、激減した。ウマは過去重要な交通手段として使われ、放牧に使う頭数だけで飼育されている。

⑤ 草地所有と利用

従来の伝統的遊牧では、移動によって、牧草の再生を保っていたが、1980 年代から実施された草地請負制により、各地でその利用方式が変化された。それに 1997 年代に行われた草地再分配により、地域間の草地利用の大きな格差を生み出した。

内モンゴルの調査地では、従来の季節移動はますます制限され、夏営地は 2 か月ぐらいの短期間の移動となり、ガチャ全体で利用されているが、多くの牧民が定住化され、冬営地における日帰り放牧を行う牧民が増加し、半年の畜舎飼育のため、草刈り、飼料栽培とそれによるインフラ設備が拡大されている。井戸掘り、灌漑耕地の改善、飼料保存の穴蔵掘りなどの設備は進行中である。

針金で牧草地を囲む牧民が増加し、生態の再悪化問題や牧民間の争いを起こした。それは一部の裕福な牧民が先に草地を囲み、ほかの牧民の草地か共同草地を利用したためである。なお、草地請負制度により各地の貧福の格差をもたらした。農耕機械で行う草刈り、飼料栽培の拡大により新たな草原退化がすでに起こっている。

青海省では、春・冬営地はほぼ同じ場所で、その面積は比較的に大きく、それぞれ世帯単位で利用される場合が多いが、針金で草地を囲むことが少ない。春・冬営地でも自然の窪地を利用して家畜の囲いとする場合が多い。草を刈る場所もなければ、飼料栽培を拡大する耕地もない。標高の高さにより井戸を掘ることも進められない。

⑥ 草地の借用と家畜の委託

所有家畜の数や労働、所有草地と所有家畜はアンバランスの状態に置かれた 現状の解決に応じて、牧民たちは草地の借用と家畜の委託方法を取っている。 これによって、親戚などの血縁関係による連携、また信頼感の強い村同士の連 携が結ばれているほか、裕福家庭と貧困家庭の連携ができ、また労働力不足世 帯と余剰労働力のある世帯の連携もできている。

内モンゴルの調査地の場合は、主に飼料栽培と草刈りなどの冬営地における作業と夏営地の放牧という分業による委託放牧が多く、草地を共有する血縁関係者の間で行うケースは多い。草地の借用のケースは少ない。それは、もともと草地面積が小さい状況によると考えるが、牧草の購入でこれに代わる場合が多い。

青海の調査地の場合、血縁関係と地縁関係の連携が様々な内容で行われている。委託は主に親戚や近隣の世帯間のやり取りで、信頼感のある関係者の間で行われ、放牧代として現金を渡す場合があれば、増加家畜の半分を払う場合もある。草地面積が比較的に大きいため、家畜のない、あるいは少ない世帯によって草地の借用が可能となっている。

第2節 日常生活と伝統文化への影響―共通点と相違点

前節では主に牧民の生産活動を中心に、生態保護政策下と定住化プロジェク下トにおける 2 地域を比較したが、その影響は牧民の生産活動の変化に留まらず、牧民の日常生活、伝統的慣習文化にも深く関係し、影響をもたらしている。

(1) 共通点

生態保護政策と定住化プロジェクトでは、牧民の生活環境を改善することが 挙げられている、2地域の事例から見て、いずれも新たな生態悪化の問題と生活 費用の向上などに悩まされている。

生活環境からみて、多額の資金を投資し、砂漠化・草原退化などの生態悪化を食い止めようと生態保護と定住化政策を勢いよく推し進めているにも関わらず、その改善がただ一部地域を保護するため、新たな地域の破壊を繰り返す結果に到っている。

牧民の生活水準の現状からみて、生業の転換と定住化の強化には、牧民の生活を向上させることが常に宣伝されてきたにもかかわらず、2 地域のいずれの場合も生産コストの向上、収入の減少が見られ、ただ一部の少人数の牧民の裕福なる夢が叶っても、大半以上の牧民の正常な生産・生活に支障をもたらした結果になった。従来の生産様式が、「粗放的・後進的」様式とされ転換を強いられる一方、「科学的」発展方式による経済的効果はほとんど見られず、牧民合作社などの新しい経営方式の発展にも期待できない状況に置かれている点ではほぼ同様の現象が起こっている。

そして、2地域のいずれも、従来の牧畜から現代牧畜へ転換することを目指している一方、民族文化の保護と継承が唱えられ、民族地区の特色ある地域を建設しようと努力している。

(2) 相違点

① 経済的にもたらした影響からみて

まず、ここまで見てきたように、内モンゴルの場合は、草地の縮小は年々と続き、それによる家畜の減少が生じている一方、生態保護諸制度による、飼育家畜頭数の制限、また畜舎飼育の実施により生産コストが大幅に増加した。そして、畜産業村への移行と飼料栽培に頼る生産様式が強化され、それらの投資によって日々の圧力を受けている。現在、地方政府のGDPが急成長を成し遂げ、牧民の平均収入も向上しているが、それがあくまでも炭鉱開発などの草地占有と政府からの一時的補助金によるもので、一端それが切れると生活の基盤を失う牧民が大幅に増加する恐れがすでに潜んでいる。

青海の場合は、牧民の定住化を進める同時に、第2、3産業への参加を奨励し、 それによって牧畜に頼る経済システムを変えようとしているが、他産業へ参加 できる牧民の数が限られており、それによる収入の増加がほぼ見られていない。 逆に、定住区への入居による投資、また定住区と放牧地という二重生活を維持するには生活費用が増加するばかりである。そのため、牧民の生活を向上させるための定住化政策は、中央政府と地方政府と牧民による膨大な資金を投資して、ただ定住区の建設という段階に留まっており、経済発展とはほぼ関係していない。定住村での電力の供給や水道水の供給などのインフラ設備を発展のシンボルとして宣伝するところが、生産様式に対する具体的科学的発展の投資が見られない。総括すれば、牧民の収入を増加すると言ったより、むしろ困難にさしている状態にあるのではないかと考える。定住による消費経済が増加するばかりで、生業転換の前提となる飼料栽培地も不足していいれば、水資源も乏しい。

結果的には、牧畜を維持している青海モンゴル族の生活水準は内モンゴルより高く、生活に満足する牧民の比率も内モンゴルより高いと言える。

② 伝統的慣習文化にもたらした影響からみて

モンゴル族は、昔から宗教的にシャマニズムを信仰し、後にチベット仏教を中心に信仰するようになったが、シャマニズムの内容も多く残っており、それが様々な儀礼行事によって維持されてきた。伝統的儀礼行事には、方角の配慮、様々なタブー、また家畜と関連する内容が多く含まれていた。しかし、それらの文化はほとんど遊牧生活によって、形成されたものが多いため、生産様式の変化に連動して、文化の変容と喪失が起こっている。2 地域の事例からも分かるように、農耕化がより進んでいる内モンゴルと、遊牧を維持している青海地域のモンゴル族の伝統的文化慣習は明確に異なる。

内モンゴルの場合は、半遊牧ですら様々な制限を受け、牧民の生活はすでに市場経済に巻き込まれる一方、伝統文化の喪失が深刻である。まず、昔から「五畜」として飼育された家畜の種類に変化が生じ、それによる伝統文化の喪失に直面した。畜舎飼育、草地の針金による区切りは、ウマの激減をもたらした。昔からウマを愛して飼育するモンゴル族は草地の利用変化によって、それを維持できなくなった。馬の激減によって生じる伝統文化の喪失には、食卓から見れば、自家製馬乳酒などの伝統的飲み物の飲用は不可能となり、儀礼慣習からみて、伝統的ナーダム祭における競馬などにも深く影響している。そして、ヒツジやヤギを削減する政策によって、これまで食卓で愛食されたヒツジ肉もブタやトリなどの肉で代用されることがすでに予測される。

青海の場合は、もともと日常生活における伝統的かつ宗教的儀礼慣習は多く、 それぞれの家で行う儀礼があれば団体で行う祭祀なども多かった。それが定住 化によって、変容や喪失に直面している。事例で触れたように、地方型定住区 における変化が顕著ではないが、都市型定住区における伝統文化の変容は明らかである。

青海モンゴル族は「天、仏、神」を信じ、日常生活には毎日天と地に祈り、サン・サブサル儀礼を行うほか、毎年、家族の安全と健康、家畜の繁盛を祈る護法神祭祀、オボー祭祀などの行事を行ってきた。また通過儀礼として、誕生儀礼、また3歳や5歳に行う初めての髪の毛にハサミを入れる「ウルボー・ウルボーフ」儀礼、シャマニズム的内容が多く含まれる独自の結婚式、チベット族と似ているが自らの伝統文化の要素をもつ鳥葬儀礼などには強気維持してきた、

第3節 2地域に関する先行研究についての検討

以上、生態保護政策と定住化が牧民の生活・生産活動に与えた影響について、 事例調査地を中心に比較してみたが、2地域の問題がこれに留まるものではない。 ここでは、先行研究の成果を引用して、生態移民問題も含めて、2地域の影響を より総括的に検討したい。

(1) 内モンゴル地域の牧畜に関して

2000 年をはじめ、まずシリンゴル盟、フルンボィール市、オルドス、赤峰市などの遊牧が行われていた地域において、生態移民政策が実施された。そして、多くの牧民が地元を離され、移住先で舎飼いの酪農業などに従事させられたが、その結果、酪農業が失敗すると貧困生活へ追い込まれ再就業もできないケースが、多くの先行研究によって指摘されている(アルタンボリグ 2008、王 2009、ナムラ 2009 など)。

また、移住が行われていない、半遊牧、定住地域においても、退牧還草、禁牧、休牧、区画輪牧、畜舎飼育などの一連の政策・制度が実施され、牧畜の数、種類、放牧の期間などが制限され、ほとんどの地域では移動放牧が出来なくなった。その結果、家畜の生産コストが上昇するだけではなく、長期的に畜舎飼育されるため、家畜の栄養のバランスが崩れ、免疫が低下し家畜が死亡するなど、多くの問題に直面した。

内モンゴルの牧畜地域の現状について、中国社会科学院社会学研究所の農村環境と社会センターの主任を務める王曉毅(2009)は、内モンゴルの六つのガチャ・村を対象に現地調査を行い、その著書『環境圧力下的草原―内蒙古六個嗄査的調査』において、生態保護政策下における内モンゴル自治区牧畜社会をより総体的に論じている。まず、牧草地の再分配がもたらした問題について、次

のように4つにまとめている。

- ① 草地の分配は草原の有機的関係を破壊した。
- ② 牧民の負担を増加し、「増産不増収」、貧困化させた。
- ③ 有効な管理メカニズムがないため牧民の過放牧は存在する。
- ④ 環境問題の表面化は政策と牧民の衝突をもたらした(王 2009: P194)。

そして、禁牧や畜舎飼育制度などにより自然放牧が定期的に禁止された牧民たちの現状について、牧民が生活のため、管理責任者を賄賂で買うかあるいは人目を避けて夜中放牧するなどの行為を行うことを余儀なくされた実態を明らかにし、草原資源管理の政策措置の失敗について、二つの問題に分けて分析した。「一つは、簡単な「画一」政策の実施は草原環境の多様性に適していない。もう一つは、上から下への解決方法は常に下部に拒まれ、村民の違反を招き、地方政府は環境保護を利益拡大の手段として利用したからである」と指摘し、政府と牧民の関係は「猫とネズミのゲーム」関係になったと指摘した。

これは、現在の草原資源管理における牧民と政府の関係を非常に巧妙に表現した皮肉的な比喩だと筆者が考える。このような「ゲーム」は、猫にとっては遊びかもしれないが、ネズミにとっては必死にもがく選択である。そのため、「猫とネズミのゲーム」を如何に見直すことは、草原の主体となる牧民たちの生活をどのように確保し、またその生業をどのように持続的に利用させるかという問題であり、草原を誰のためどう守るかという問題になる。

地方政府はこれらの政策を実施するには罰金を手段としたが、牧民たちはそれに対して、地方政府の管理人に賄賂を払う、隠れて放牧するなど、あらゆる対抗策を考えるようになった。

しかし、牧畜業を終焉の道へ追い込んでいるのは生態保護政策だけに限らない。というのは、地下資源などの開発で牧草地を大規模に占有し、生態を破壊している産業の拡大が牧畜地域のもう一つの課題となっている。内モンゴルの2009年の石炭生産量は6.37億トンに達し、山西省を越えて中国第一の石炭生産地となった。例えば、筆者が過去調査した内モンゴルジャロード旗のゲロチョロー・ソムでは、炭鉱開発によって、牧草地が占有される一方で、禁牧、畜舎飼育などの生態保護政策が強化され、牧畜業を維持することがますます困難になっている(司玉潔 2013、2014)。

また筆者と同じゲルチョロー・ソムを対象に研究調査を行ったナラン (2006) とバガナ (2007) によれば、前者は資料栽培地の拡大による新たな生態破壊に 配慮すべきことを主張し、後者は「過放牧」に注目した。しかし、これらの研究では牧民が直面している一部の問題について検討しているが、その影響を十 分に論じることができていない。

(2) 青海地域の牧畜に関して

青海地域における定住化プロジェクトに関して研究者たちはそれぞれの現地 調査や立場によって評価している。

まず、積極的に評価している先行研究のなかから、見てみたい。

石(2013)は青海省の定住化プロジェクトの建設とそれによる都市化の現状を分析した結果「定住化プロジェクトは民族の進歩、文明程度をアップさせる必然的な選択であり、【都市に定住、農村に放牧】する定住タイプは牧区の都市化の最高の道である」(石2013:14、15)と主張している。しかし、このような主張には牧民の生活・生産様式に対す人類学的調査は欠如しており、牧民の収入源、就業ルート、労働力などの問題が考慮されていない。

また、索南(2009)は、定住化政策は「牧民の生活環境を徹底的に改善し、生活水準をアップさせ、調和のとれた社会建設の需要である」(索南 2009:4)と積極的に評価している。ところが、ここまで考察した結果からみて、その目標からほど遠い。徹底的に改善することより、むしろ生産コストの向上、生活費用の増加をもたらしたと言える。

そして、マイナス的影響にも言及した先行研究からも見てみよう。

韓(2010)は、青海省のチベット族牧民の定住化に対する考察を通じて、定住後も牧畜を維持できた牧民と完全に牧畜をやめさせられ、他生業への転換を強いられた牧民の生活を比較して分析した結果、前者の生活は安定しているのに対し後者は以前よりも貧困に陥り、不満が高まり、従来の伝統的な生活への回帰を望んでいると述べている。これと比較してみれば、筆者が調査を行った事例地の牧民は定住を強いられているが、牧畜を維持できているため、その他地域より問題が若干少ない方であると言えよう。それは、韓(2010)の調査地の3村は定住化政策の最初の段階とされる2004~2006の間に実施されたため、その失敗の影響により、後の定住化に対する政策も比較的に緩くなっていると言えよう。

また、別所(2014)は、青海省の三江源地域におけるチベット族牧畜社会の現地調査に基づき、「国家主導の環境―開発パーケージに基づく今後の「生態牧畜業建設」計画では、2009年から通算で60億元を超という膨大な予算規模で確保される生態環境改善対象の土地と、そこに生活を営む牧畜民の一括した管理統制の進展によって、今後の中国辺境ではもはや自然放牧の生き抜く余地はなく、定住化への流れは逆らい難い奔流となって牧畜民の生活社会に流れ込んでいる」(別所 2014:184)と述べている。政策の目指す結果から見れば、別所が指摘す

るように自然放牧から定住化へすでに呑み込まれていく恐れがあるが、筆者の 事例調査からみれば、一部の地域では遊牧という生業は変容した姿で生き残る 期待も見られる。

小括

以上、生態保護諸制度と定住化政策がモンゴル族牧畜社会に与えている影響について、内モンゴルと青海省の事例を通じて、比較考察を行ってみた。比較考察の結果、2地域の牧畜社会の共通に直面している問題と、またそれぞれの地域において直面している問題が浮かび上がった。

総括すれば、生産活動からみて、生態保護政策と定住化政策の実施を通じて、農耕化や畜産業への転換を強いられる内モンゴルにおけるモンゴル族の直面している困難が最も多く、移動放牧の空間を失うだけではなく、自然放牧さえ失う結果になり、牧民はすでに、工業鉱山開発、農耕化、新農村・新牧区(モデル区、畜産業村)の建設へ組み込まれ、牧民がその損失と圧力を被っている。そのため、生態保護よりも経済発展優先にしているという実態が明らかである。青海省の場合は牧畜を維持できているところの現段階において、その直面している問題は内モンゴルほどではないが、以前とくらべて、牧畜を維持するために多くの工夫がこらされている。しかし、このまま生態保護が強化され、定住化が進むと、特色ある産業、生態牧畜業、牧民合作社などといった地域経済発展を目指す政策によって牧民の生産・生活は左右されることがすでに予測され、内モンゴルと同様に、新たな生態悪化と牧民の貧困問題を起こすことのではないかと考える。

第5章 生態保護政策と定住化における問題と議論

ここまで、生態保護政策がモンゴル族牧畜社会にもたらした影響について、内モンゴルのゲルチョロー・ソムと青海省海西州における牧民社会を事例対象地として、考察してきた。そして、2地域における生態保護政策と定住化プロジェクトによる問題について、それぞれに検討した。そこで、牧民の定住化、生業様式の強制的転換、放牧様式の様々な規制などの政策の実施により、その各プロセスで山積する問題が隠されていることが分かった。それらの問題をめぐって、本章では、生態保護政策と定住化政策の問題点を、それらの指導思想における問題と実施自体における問題点と 2 つに分けて検討し、最後に生態保護政策と定住化政策の本質に迫ることを試みる。

第1節 先行研究についての検討

ここまで考察してきたように、生態保護政策の実施における問題点がすでにいくつか浮かび上がってきた。ここで、生態保護政策の指導思想における問題と政策の実施自体における問題と大きく2つに分けて検討したい。

(1) 生態保護政策と定住化政策の指導思想における問題

① 「過放牧」問題をめぐる議論

すでに上述しているように、生態保護政策と定住化政策の実施の必然性と緊迫性には、牧畜社会の「過放牧」問題が主眼になっている。

「過放牧」を主張する説では、しばしば「草畜均衡」の指標に従って、家畜飼育頭数の増加を論証として挙げているが、淡野(2011)のように、家畜頭数にブタを入れた換算も少なくない。それでは、牧畜社会の歴史的・社会的変容のプロセスが隠れてしまうのみならず、生態悪化の主要因が不明となり、生態改善及び牧畜社会の持続的発展には不利になる。

ところが、内モンゴルの建国以来の家畜飼育頭数の変化から見ると、驚くほどの結果があった。1949 年の内モンゴルの草食家畜頭数はヒツジ単位で換算すると 1,009 万頭であったが、1968 年になると 5,301 万頭に達し、建国以来の一番多い年になった。その後、1965 年から 1986 年までほぼ 5,000 万頭程度であったのは、1990 年以後になると減少しはじめ、2005 年になると、2,000 万にも達しない状態であった(達林太・娜仁高娃 2010:33)。

この結果を見ると、3,000 万頭の家畜頭数が減少したのになぜ過放牧になるのか。実は、その歴史的背景には、清末から始まった「漢人入植」による人口増加と過剰な開墾による牧草地の大規模な縮小と、建国以来の社会主義建設による農耕の拡大、改革開放後の略奪的開発、また西部大開発に伴う工業鉱山のさらなる拡大という看過できない国家政策・制度の影響が隠されている。そのため、今日の「過放牧」問題を論じるにはその歴史的社会的事実を無視することが出来ない。

砂漠化発生に関する説を見ると、「砂漠化が起こる背景には、乾燥地の気まぐれな気象や脆弱な生態系と言った自然条件があり、さらに土地利用の集中や人口増加のような社会状況が存在する」(吉川 1998:32)。また、「砂漠化問題は、人間が環境容量を超えて、生産、消費や廃棄を繰り返していることに本質的な原因がある」(厳 2008:7)という指摘がある。

この二つの説によると、調査地の 2 地域の歴史的開墾による脆弱な草原生態の破壊と、人口の増加がむろん、後の乱開発問題が最も責任を問われるはずである。すでに縮小された草地における家畜の頭数を載畜量によって「過放牧」と位置付けているが、その増加をもたらした制度について最も検討すべきであり、現在、さらなる生態悪化をもたらしている生態保護諸制度や定住化の「科画的」発展性に対して、冷静に考えるべきである。

② 牧畜をめぐる議論

ここまで考察してきたように、生態保護政策と定住化プロジェクトは生業の 転換と定住を進めるには、牧畜が「粗放的・後進的」生産様式として扱われ、 それが生態破壊と貧困の源として論じられてきた。しかし、牧畜に対する研究 者側の説からすると、牧畜に対する評価は必ずしも否定的ではない。

その評価は主に、大きく二つのグループに分かれて議論を展開してきた。その一つは、遊牧は「後進的・粗放的」様式であるため転換すべきであると主張する側と、もう一つは、遊牧は環境保全的で、草原の持続的発展の在り方であると主張する側である。

前者は、遊牧が生産性の低い、自然災害に弱い生業様式であり、牧民の貧困と生態破壊を起こしているため、畜舎の建設、飼料栽培の拡大、品種改良などにより畜産業へ転換すべきであると主張しているが、後者は、それが草原の特徴、遊牧の原理に合わない。遊牧をそのままを残すことが草原の持続的利用につながるため、その文化を守り、遊牧の知恵を継承すべきであると主張している。

この二項対立の主張はどちらが適切かを判断するより、牧民と自然との深い

関わりから、牧畜の持続的資源利用の在り方を探究する必要がある。

世界の潮流では、特に人類学の視点から、牧畜の人・動物・自然の平衡を保 つ方法は次のように再評価されている。

「牧畜生業の自然との共生について「牧草や水などの資源が不安定で、 各地に散在している環境に適応した生業様式である。」(湖中 2011:22)

「牧畜は、生態系と動物と人の間の動態的な相互作用のシステムである。 家畜を介した自然と文化の相互作用と言い換えることもできる。それは、 文字通り「動く資源一動産」である動物を媒介とした生業であり、どの ように移動するのかが、その相互作用の重要なポイントとなる。」(稲村 2014:310)

「遊牧は、自然に依存し、自然を利用するには保護・回復によって持続する生業である。遊牧文化は、遊牧業を営む人間が自然に依存し、自然を保護する関係から形成したため、自然と人間の平衡を保つに有利な生業である」(エ・エルデンジャブ、サラナ 2006:159) そして、牧畜の移動性と土地資源利用の特徴について、最も積極的評価を挙げると、小長谷(1997)は「遊牧とはまさに移動によって土地利用の高度化を図るものなのである。」(小長谷 1997:70)

「遊牧は、自然に依存し、自然を利用するには保護・回復によって持続する生業である。遊牧文化は、遊牧業を営む人間が自然に依存し、自然を保護する関係から形成したため、自然と人間の平衡を保つに有利な生業である。」(エ・エルデンジャブ、サラナ 2006:159)

さらに、近年、遊牧によって草原生物の多様性が守られていると主張する説も出ている。その説の一つには、「内モンゴルでは定住放牧が行われてきたことにより、草原の原生植被の退化が深刻であり、1年草が中心になり、生物の減少を起こした。それに比べて、モンゴル国は季節的移動放牧を行い、草原のには十分休む期間を与えているため、草原植被の退化は軽く、生物多様性も豊富である。」(包・易(2010:68)

これらの説を踏まえて、筆者の調査の結果から見れば、現在の牧畜社会の転換と定住化を捉えるならば、それが生態システムの新たな破壊、自然と共生してきた在来知の廃棄、生物多様性の減少につながる。そのため、遊牧を後進的

な生業として位置づけ、生業転換を「科学的発展」として提唱する生態保護政策と定住化政策には、憂慮すべき問題が多く、政策の核心を見直す必要がある。

これらの政策を進めるには、まず生態破壊の主要因について、牧畜社会の生業様式と家畜頭数の制限などを中心に力をいれて統合管理を図るよりも、草原の「癌」とも呼ばれている鉱山開発に焦点を当てるべきではないかと考える。

③ 伝統文化の保護をめぐる議論

生態保護政策と定住化政策の実施は主に西部の民族地域を対象に実施されているため、「民族団結」と「辺境地域の安定」が重要な目的として挙げられているが、そこで、少数民族の伝統文化への尊重が問われる。しかし、主体となる漢民族以外 55 の少数民族がいる多民族国家である中国では、少数民族の伝統文化の保護と継承はより難しく、複雑である。

というのは、伝統的文化の核心は生業様式であり、もし生業転換を徹底的に進めるならば、これまで、牧畜によって築かれた様々な伝統的文化が喪失に直面する。そこで、登場したのは少数民族の文化保護・継承のブームである。しかし、地域開発と連動して、実施された文化政策には、文化の資本化が重視され、文化開発と繋がっていった。

それは、西部大開発によって、特に、2000年12月にはユネスコの【無形文化遺産保護条約】を始め、全国的な世界遺産、文化遺産ブームになり、西部地域の少数民族の「伝統的な」有形・無形の文化、民俗が見直されるようになった。伝統文化を活かして、地域ブランドを作る観光開発が、中国の少数民族地域に広く起こっている現象であり、それが少数民族の伝統文化の変容、民族的アイデンティティの変容と関連し、民族地域の重要なテーマの一つにもなっている。この様な「文化保護」について、桜井ほか(2011)は、「21世紀に入ってからの中国は、ようやく文化はわが民族、わが国の宝物だと思いなおし」、そこで「文化が革命の対象から保護の対象になるという大きな転換が生まれた」(桜井ほか2011:6)と述べている。

伝統文化の保護と遺産化に連動して、文化大革命の時代、古い慣習あるいは 迷信として廃止され、改革開放後に復活を見せたモンゴル族のオボー祭祀、ナーダム、などの「伝統」が新たに発掘され、活性化されるようになった。海西州のモンゴル族の場合は、2008年に、海西州のモンゴル族伝統的な「ナーダム」祭が第1次国家級無形文化遺産拡大項目に登録され、また海西モンゴル族の英雄叙事詩である『ハン・チンゲル(汗青格勒)』が第2次国家級無形文化遺産に登録された。では、定住化政策において、モンゴル族伝統的遊牧文化の保護はどのような程度のものであるのか。 定住化政策は、遊牧文化が「後進的文化」であるという認識に基づいて実施されているため、モンゴル族の伝統的生業・生活である遊牧文化の保護はより難しい。それはそもそも、遊牧は生業様式であるにとどまらず、生活様式でもある(小長谷 1997:70)という遊牧の特徴を無視し、生態的・経済的・社会的効果を目指している改革開発に過ぎない。しかし、農耕と工業社会の視点からみて、遊牧は広い土地を占有し、経済的効果が低く、それが経済発展の阻止となり、貧困にもつながる。そのため、ナーダムなどの伝統的活動の遺産化は、あくまでも地域開発の一環として進められているため、観光化され、行政機関の関与を通じて再編され、再創造されている。

松岡正子は指摘したように、「文化は、かつては政府の宣伝に利用される存在であったが、今は経済発展至上主義なのでなんでも経済で解決する」(桜井ほか2011:8)。特に、21世紀に入ってからの中国の文化体制改革の特徴と言える。

(2) 生態保護政策と定住化政策の実施自体における問題点

砂漠化・草原退化が牧畜地域の経済発展や牧民の貧困をもたらすばかりではなく、黄沙の被害を周辺地域から周辺国まで受けるようになった。それを改善するために、中国政府は膨大な額を投資し様々な政策を実施してきた。それにも関わらず、その改善が期待通りになれず、地方政府と牧民の間、生態保護関係の勤務に従事する役人と牧民の間で、しばしば衝突が起こり、民族地域の安定にも関わっている。定住化政策の実践からみても、牧民の生活を向上させ、生活環境を改善するために実施されている政策に対して、なぜ牧民たちは積極的に協力しないのか。

その問題を追及するには、生態保護政策と定住化政策の実施自体における政策と牧民の利益の関係、また管理メカニズムにおける問題について検討する必要がある。

生態保護政策と定住化政策は、いずれも牧民の生活を向上させるという名目で実施されているが、事例と先行研究の結果からも分かるように、実際のところ、牧民の利益と衝突するところが多かった。

生態移民、退牧還草、禁牧、草畜均衡制度などの一連の政策がそれぞれ牧民の生産コストを向上させ、生活費用を増加させている。このような損失に対して、政府が一時的補助金を支給することによって、牧民の正常な生活を維持させようと努力してきた。しかし、退牧や禁牧された牧草地、あるいは無人無畜の地域に指定され、計画された草原は牧民たちの利用できないものとなり、その保護は政府の責任となってしまい関心が下がる。畜舎飼育政策を実施されている地域では、もともと農耕化が進み、牧草を栽培する耕地が不足するうえ、

草を刈る草地も限られている。そのため、牧草が不十分な牧民が家畜を餓死させないために、違反放牧を行う。王(2009)が述べたように、畜舎飼育制度に抵抗し、夜放牧する牧民と管理人に賄賂を渡して放牧する牧民が増加するのは、政策と牧民の利益の衝突を反映しえいる。

この点では、定住化プロジェクトの実施も同じ結果に至っている。定住区の利用の低さ、定住を阻む牧民、定住後の他産業への転換の失敗などの例からも分かるように、遊牧はまだ可能である地域の牧民を定住化させること自体は妥当かどうか検討すべき点が多い。

政府が生態保護を実施するには、地方林業局などと手を組んで、指定された 草地の保護と管理を図っている。しかし、その管理はほとんど違反放牧の牧民 に対する罰金という関係機関の収入を増加する手段となっていることが稀では ない。

このような管理は、牧民の生態保護に対する関心をなくすだけではなく、だれのために、草原をまもるかということになる。そのため、政策に対する不満を呼び、反抗の声も高くなっている。

第2節 生態保護と定住化政策の本質について

生態保護政策と定住化政策は、生態保全と牧民の生活向上を通じて、地域経済を発展させ、国内の経済的格差を是正し、民族団結、辺境地域の安定を守るなどの目的上は一致しているが、定住化政策はまだ遊牧あるいは半遊牧を行っている牧畜社会の最終的定住を狙った政策であった。

生態保護の実施には、「人と自然の調和の促進を重点とし、自然生態保護を強化する。天然植被を優先的に保護し、土地に合わせた措置を堅持し、自然回復を重視する」(国家環境保護総局:21)という名目が挙げられているが、実際のところ、生態保全より経済発展を重視していると言える。

冒頭ですでに述べたように、生態保護政策の諸制度の焦点が牧畜に当てられ、 伝統的牧畜は、「科学的」改革が行われ、これまで農耕化や地下資源開発が進め られるなか、また根強く維持されてきた一部の牧畜社会の伝統的牧畜は定住と 生業の転換を強いられた。その影響は生産様式だけに留まらず、伝統的村社会 の崩壊を招き、これまで継承されてきた伝統的儀礼・慣習、行事などまでの喪 失を起こした。

そして歴史的に様々な政治的潮流にさらされ、生き残ったモンゴル族の遊牧 社会は、定住による都市化の促進、「民族団結」などのスローガンのもと、新た な地域社会が構築されていることが明らかになった。

振り返れば、中華人民共和国が成立してからこれまで、発展概念のレベルで

は、「社会主義建設」や「近代化」から「総合的発展」、「科学的発展」へ転換し、 実践のレベルでは、「略奪式採掘」から「生態移民」や「天然林保護プロジェクト」、「生態牧畜業」への転換まで、様々な反省すべき過ちを経験し、牧畜社会もそれらによって左右されてきた。現在、「後進的生産様式」である遊牧から「科学的発展」へ、すなわち定住化と畜産業へ進められ、また貧困から脱出する手段として、都市化や他産業へ従事することが奨励されている。

今日、遊牧の自然に対する依頼性が「粗放的・後進的」生産様式とみなされ、「科学的」発展方式として、飼料栽培による飼育様式が強いられているが、短期的経済利益が重視された結果、生態環境に重大な破壊をもたらした。というのは、達林太・娜仁高娃(2010)が指摘するように、飼料栽培地の拡大による開墾は、建国以来の第3回開墾運動となり、それが以前の2回と比べて、規模がそれほど大きくないが、現代化農業機械による草原の破壊は重大な結果に至り、短期間で一定の飼料を確保できたとしても、一部の荒漠草原における河川や湖沼が乾いてしまったのはこの時期である(達林太・娜仁高娃2010:34)。

そもそも中国の生態保護思想による生態保護諸制度は、草原の砂漠化・退化問題の主要因を「過放牧」と牧畜における「後進的生業」によるという視点から実施されているため、植被率の回復を重視し、そこで住み慣れた人間と共生してきた伝統的知恵はそこから排除されたのである。そのため、一部の破壊された草地を保護するため、新たな土地への略奪を計画し、結局のところ草原の全体的な破壊につながると考えられる。生態保護では、最も重要なのは人間の営みと自然との調和を如何に保つかということであるのではないかと考える。

自然条件から見れば、事例で挙げた地域はほとんど農耕に適さない山地草原であり、年間雨量が極めて少ない、寒冷な気候が特徴とされるため、歴史的に農耕化が免れた地域と言ってよい。それにもかかわらず、人民公社期に農耕化が進み、草原が破壊された歴史はそれほど遠く、過去のことではない。

これまで実施されてきた生態保護政策とは、あくまでも遊牧民の定住及び「退牧」を指していることが明らかであり、鉱山工業開発によって破壊されている草原生態をいかに回復させるかについての工夫はほとんどなされていない。このような産業社会で宣伝される環境問題について、金岡秀郎は「しばしば現実にそぐわぬ空論に陥っている。あるドイツ人の観光客がシープに乗りながら轍による環境破壊を嘆いていたが、これはビーフを食べながらクジラの保護を訴えると同じ矛盾である。厳しい自然に生きるモンゴル人は、自然を恐れつつも、意外なほどに現実的である。すっかり工業化が進んだ社会で生まれた環境論は、モンゴルの田舎のように自然と対峙・共生して生活する人々にとって、偽善以上に命取りとなる」と述べ、さらに「環境保護は地球全体の問題といいながら、特定地域のエゴと戦略であることも見抜かねばならない」(金岡秀郎 2000:79

~80) と指摘している。

小括

以上、生態保護政策と定住化政策の問題点を大きく、指導思想における問題点と実施自体における問題点と二つに分けて検討し、それを通じて、生態保護政策と定住化政策の本質について検討してみた。

生態保全と定住といった国家戦略には、いずれも牧畜は貧困の源、草原退化・砂漠化の原因として扱われ、生業転換のスローガンを挙げ、牧畜社会の「持続的発展」及び「科学的発展」が行われている。

しかし、地域特徴、自然環境を考慮せずに、生態保護政策や定住化政策を画一的に実施することによって、牧民の生産・生活はすでに左右され、安定できなくなっている。民族の団結、辺境地域の安定という目的から見ても、牧民の生産・生活を優先にしない限り、補助金などの一時的援助で長期的問題の解決を図ることができない。草原の持続的発展には、遊牧における人と家畜と自然の平衡を保つ知恵を評価すべきであり、継承すべきである。

終章 結論と今後の課題

本研究の目的は、生態保護政策と定住化プロジェクトがモンゴル族牧畜社会にもたらした影響について、その実施のプロセスと現状に注目し、内モンゴル自治区と青海省の2地域の比較を通じて、その動態を総括的に論じることであった。

生態保護政策の実施の目的は生態環境悪化の趨勢を抑制し、改善することを通じて社会発展を目指すことであったが、区別分類指導により、事例地の 2 地域において異なる政策が実施されている。すなわち、「退牧還草」・「禁牧」を中心とする政策と「定住化」を中心とする政策であった。しかし、各地の自然状況や生業の特徴によって、これらの政策が実施されているにもかかわらず、生態改善を目指すよりも経済的発展を優先していることが指摘できる。

本論では、内モンゴルでは、半農・半牧に移った内モンゴル東部における小規模の「半遊牧」社会と「退牧還草」・「禁牧」政策に焦点を当て、青海では、 チベット社会において独自の伝統的生活を維持してきた海西州における「遊牧」 社会と「定住化プロジェクト」政策に焦点を当てた。

生態保護政策は、内モンゴルの牧畜社会に全面的・徹底的とも言える大きな変動をもたらした。地下資源などの開発と相まって、遊牧そのものを終焉に至らせた。また、それが後に行われた辺境地域における政策の実施プロセスと密接に関連している。換言すれば、内モンゴルでの大勢の牧民が生態保護政策の犠牲になり、持続的発展の生業を失った結果の反省ともなり、今日の辺境地域における「遊牧」の維持が可能となった。なお、辺境地域の資源開発を免れた遊牧の維持には、飼料栽培のできない自然環境の影響も考慮しなければならない。生態保護政策と定住化プロジェクトの実施プロセスには、地域の経済的発展が重要な影響を及ぼしているため、場合によって、生き残った地域の遊牧は観光化の資源とされ、それによってオボー祭祀やナーダムなどの伝統文化はが地域の発展の計画に組み込まれ、復活する現象も起こっている。

このような、中国でも広い範囲に分布するモンゴル族牧畜社会の動態について、本論文では、内モンゴルと青海の事例を挙げて考察した。第 1 章では、生態保護政策と定住化プロジェクトの実施背景およびプロセス、内容についてまとめた。第 2 章では、内モンゴルにおける「退牧還草」、「禁牧」政策に焦点を当て、生態保護政策がモンゴル族牧畜社会にもたらした影響についてゲルチョロー・ソムの事例を通じて考察した。第 3 章では、青海省における定住化プロジェクトに焦点を当て、定住化政策がモンゴル族牧畜社会にもたらした影響について、海西州の 2 地域を事例に考察した。そして第 4、第 5 章では、生態保護

政策と定住化政策の影響下における内モンゴルと青海地域のモンゴル族牧畜社会の比較を通じて、その実態を明らかにし、これらの政策の本質について検討した。

これまで、モンゴルの歴史において重要な存在であり、人口的には世界のモンゴル族の6割を占める中国のモンゴル族社会は、国家政策・制度の下で、様々な歴史を経験し、伝統的社会と文化が変容してきた。

圧倒的な人口をもつ漢民族のほか55の少数民族からなる多民族国家である中国では、「伝統的な」有形・無形の文化と民俗が見直されているにも関わらず、少数民族の伝統的生業とそれによって形成された一連の文化が「後進的生産様式」として宣伝され、国家政策による改革の対象となり、消滅の危機にさらされている。だが、遊牧を「後進的生業」と見なす宣伝や認識は、古典的文化(社会)進化論における狩猟採集→放・遊牧社会→農耕社会→産業社会というモルガンやチャイルドの原点に立った古い思想に過ぎず、国際社会ですでに提唱され半世紀以上経つ文化相対主義の立場から見れば、「個々の文化は、環境とのかかわりや移住の経験、隣接するほかの文化からの借用など、それぞれ固有の歴史の積み重ねによって形成されるもので、単純に進化の図式に位置づけることはできない」(沼崎 2006:57)という思想から完全に立ち遅れており、「一つの民族の生業様式の総体を文化と捉える」ことさえできていない。そのため、多民族による異なる文化に対する尊重が必要とされる。

生業の特徴からみても、人類は自然を支配するのでなく、自然の一部であるという観点によると、遊牧生活における合理性は環境にとっても合理的であり、自然破壊と回復を繰り返す農業に適さない地域で、持続的な発展を維持する生業様態であり、「科学的発展」の政策によって、産業社会へ転換させることは合理的ではない。21世紀初期のモンゴル族牧畜社会は、生態保護政策の実施により、多くの地域で自然放牧さえ出来なくなり、限られた場所での遊牧の維持も、新農村・新牧区の建設、都市化を促進するという名目で、新たな地域社会に再編され、伝統的村社会の崩壊を迎える時期であった。

本論では、生態保護政策と定住化プロジェクトの影響に焦点を当てたため、これらの政策によって起こっている文化変容について詳しく考察することができなかった。今後の課題として、いまだに定住化が進行中である青海省を中心に、中国の文化政策も視野に入れながら、伝統文化の変容について、文化人類学の視点から研究を続けることが必要である。また、内モンゴルでは、すでに生態移民として移住させられた牧民たちと最近移住させられた牧民たちを研究の対象にフィールドワークを行い、それらを比較研究することによって、中国における現代牧畜社会の実態について、より一層の研究を行うことが求められる。

謝辞

本論文を作成するにあたって、もと指導教官の稲村哲也教授と、杉山三郎教授、亀井伸孝教授に熱心なご指導を賜りました。また、現地調査において、多くの方々にお世話になりました。ここに、心から感謝の気持ちとお礼を申し上げます。

写真

次の写真は、主に3つの内容に分けて、整理している。

写真 1-1 から写真 1-8 までは、内モンゴル自治区のゲルチョロー・ソムの 牧民の生活・生産の状況に関する内容である。

写真 2-1 から写真 2-8 までは、青海省の海西州のクル村の牧民の生活・生産様式の内容であり、3-1 から 3-8 まではデレンハ市における都市型 A 定住区の牧民の生活・生産に関する内容である。



写真 1-1 ゲルチョロー・ソム夏営地の 家畜



写真 1-2 ゲルチョロー・ソム夏営地の 牧民の生活



写真 1-3 ゲルチョロー・ソムの夏営地 における炭鉱開発の現状



写真 1-4 ゲルチョロー・ソム冬営地の 家畜



写真 1-5 ゲルチョロー・ソムの 牧民の家



写真 1-6 ゲルチョロー・ソムの畜舎飼 育の現状



写真 1-7 ゲルチョロー・ソムの ウシ飼育モデル村の現状



写真 1-8 ゲルチョロー・ソムの JN 氏の牧民 合作社



写真 2-1 クル村のツァイダム盆地における放牧現状



写真 2-2 クル村のツァイダム盆地における住居



写真 2-3 クル村の冬営地の住宅



写真 2-4 クル村の YB 氏の冬営地の放牧



写真 2-5 クル村のB定住区の建設現状



写真 2-6 クル村の牧民 YB 氏の古い家



写真 2-7 クル村のA定住区の牧民 の生活



写真 2-8 筆者はクル村の牧民たちと一緒



写真3-1 都市型A定住区の建設状況



写真3-2 都市型A定住区の建設特徴



写真 3-3 A定住区の牧民の家



写真 3-4 「護法神」祭祀を行っているA定 住区の牧民



写真 3-5 「サン」を挙げる A定住区の牧 民



写真3-6 A定住区の周辺の夏営地



写真 3-7 A定住区の周辺の冬営地



写真3-8 A定住区の牧民牧民合作社

資料

- ① 「巴隆郷政府工作会議資料」(バルーン・ソム第十回人民代表大会第二次会議、2012年4月7日)。
- ② 「巴隆郷現場办公会発言資料」(バルーン・ソムの事務会議の発表資料、2013 年、2014年重点工作状況)。
- ③ 巴隆郷簡介」(バルーン・ソム概要、2013年)。
- ④ 『中共中央1号文件・青海省委1号文件』海西州新農村新牧区建設領導小組 办公室、2010年2月26日(中共中央1号公文書・青海省委1号公文書)
- ⑤ 『海西州创建民族团结进步先进区 100 問答』中国海西州党委宣伝部・海西州 创建民族团结进步先进区小組、2013 年 10 月(海西州の民族団結先進モデル 区を建設する 100 問答)
- ⑥ 「格日朝鲁苏木各嘎查自然情况」2011(ゲルチョロー・ソム各ガチャ自然状況)
- ⑦ 「扎鲁特西北边区的一颗闪亮明珠-格日朝鲁苏木的简介」2011(ジャロード 北西部に輝くゲルチョロー・ソムの概況)
- ⑧ 「格日朝鲁苏木 2011 年上半年工作总结及下半年工作安排意见的汇报」2011 (ゲルチョロー・ソム 2011 年上半年工作総括及び後半年工作配置意見報告)
- ⑨ 格日朝鲁苏木养牛专业建设嘎查三年规划」2011(ゲルチョロー・ソムのウシを飼育するモデル村建設の三年企画)
- ⑩ 「格日朝鲁苏木开展被征用草牧场整改活动的实施方案」2010、6、10 (ゲルチョロー・ソムの牧草地徴用活動の展開実施方策)。
- ① 「建設養畜促発展 提質提効奔小康」2011、7、10(家畜の飼育によって発展を促進し、質と効率を向上させ裕福へ)
- ② 「格日朝鲁苏木落实惠牧政策暨治理非法开垦草原工作实施方案」2011(ゲルチョロー・ソム恵牧政策及び不法草原開墾に関する工作実施方策)
- ③ 「格日朝鲁苏木当前存在的突出问题和对策」2010(ゲルチョロー・ソムが直面している問題とその対策)。
- ④ 「格日朝鲁苏木 2011 年工作总结」2011(ゲルチョロー・ソム 2011 年の工作 総括)
- ⑤ 「格日朝魯苏木 2013 年渉農渉牧工作安排情報報告材料」2013、3(ゲルチョロー・ソム 2013 年農牧に関わる工作の配置と情況)
- 16 『中華人民共和国土地管理法』(中国民族語文翻訳中心訳、2009年9月)民族出版局
- ① 中国人民共和国農業部(編)(2004~2009)『中国農業発展報告』中国農業出版社

参考文献

中国語:

阿拉騰 2006 『文化的変遷——個嗄查的故事』民族出版社,北京

阿拉坦宝力高 2011「論徘徊在伝統与現代之間的遊牧」中央民族大学学報(哲学 社会科学版)(38) 199:51-58

艾麗曼 2010「従伝統遊牧走向定居遊牧」柴達木開発研究 6:46-48

王建革 2006 『農牧生態与伝統蒙古社会』山東人民出版社、済南

王曉毅 2009 『環境圧力下的草原社区—内蒙古六個嗄查的調查』社会科学文献出版社, 北京

王曉毅 2013「制度変遷背景下的草原干旱—牧民定居、草原碎片与牧区市場化的 影響」中国農業大学学報 30(1):18-30

汪国均 2006『蒙古紀聞』内蒙古人民出版社,呼和浩特

余大鈞訳注 2001 『蒙古秘史』河北人民出版社, 石家庄

海西蒙古族蔵族自治州概況編写組(編)2009『海西蒙古族蔵族自治州概況』民 族出版社, 北京

楊永林編 2001 『蒙古秘史』河北新華印刷厂

楊慧清・李世雄 2010「青海省海西州天然草地資源現状及動態」草業科学 27 巻 06:153-157

色音 1998『蒙古遊牧社会的変遷』内蒙古人民出版社, 呼和浩特

双喜 2011 (双喜編)「内蒙古農村牧区開発模式和順序的探討」『区域経済発展与 新農村牧区建設動態』内蒙古出版集団・内蒙古人民版社

額爾敦布和・恩和・双喜編 2002 『内蒙古草原荒漠化問題及其防治対策研究』内 蒙古大学出版社

蘇発祥 2009『安多蔵族牧区社会文化変遷研究』中央民族大学出版社、北京

索南加措 2009「徹底改善牧民生活方式的戦略舉措」柴達木開発研究 4:4-6

石凡涛 2013「関于推進牧区城鎮化和遊牧民定居工程建設的思考和建議」青海農牧業 3 期 総第 115:14-16

党永年 2012「青海省海西州農村牧区生活用能研究」青海師範大学学報(自然科学版)2:90-92

謝元媛 2010『生態移民政策与地方政府実践-以敖魯古雅卾温克生態移民為例』北京大学出版社

樊保良 1992『蒙蔵関係史研究』青海人民出版社, 西寧

崔永紅・杜常順・張得祖 1999『青海通史』青海人民出版社, 西寧

朱世奎 1994『青海風俗簡志』青海人民出版社,西寧

- 文化 2002『衛拉特—西蒙古文化変遷』民族出版社,北京
- 格桑本・尕蔵才旦 2000『青蔵高原遊牧文化』甘粛遊牧出版社
- 劉学敏・陳静 2002「生態移民、城鎮化与産業発展―対西部地域的城鎮化的調査 与思考」中国特色社会主義研究 2:61—63
- 劉鐘齢・郝敦元 2002 (双喜)「草原荒漠化的分析和生態安全帯的建設」『内蒙古草原荒漠化問題』内蒙古大学 26-41
- 李静・戴寧寧・劉生琰「西部草原牧区遊牧民定居問題研究綜述」内蒙古民族大学学報(社会科学版)(37)3:7-10
- 包秀霞・易津・劉書潤・吉木色・吉格吉徳蘇仁 2010「不同放牧方式対蒙古高原 典型草原土壌種子庫的影響」中国草地学報 32 (5):66-72
- 躍進編 2009『青海海西蒙古族風俗文化』青海人民出版社,西寧
- 姚洪林・閻徳仁・楊文斌・劉永軍 2002「内蒙古砂漠化土地動態変化的研究」(額爾敦布和・恩和・双喜編)『内蒙古草原荒漠化問題及其防治対策研究』内蒙古大学出版社,1-9
- 費孝通 1999「赤峰篇」『費孝通全集』群言出版社、第 9:489-517
- 馬桂英 2011「内蒙古草原生態環境退化的深層生態学視覚分析」双喜編『区域経済発展与新農村牧区建設動態』内蒙古出版集団・内蒙古人民出版社、30—42 馬戎 2004『民族社会学-社会学的族群関係研究』北京大学出版社,北京 尹燕亭 2013「内蒙古草原区牧户草畜平衡决策行为的研究」『蘭州大学』 都瓦薩 2001 『 扎魯特旗志』方志出版社、3—74
- 陳海燕・肖海峰 3013「牧世帯対草原生態保護政策的評価与期望—基于可持続発展背景下的考察」現代経済探討 8:42-46
- 李金霞・殷秀琴・包玉海 2007「農牧交差帯土地荒漠化及其影響因子研究」干旱 区研究(24) 2:146-24
- 李児只斤·布仁賽音著 2007 (娜仁格日勒訳)『近現代蒙古人農耕村落社会的形成』 内蒙古大学出版社
- 雷振揚 2011「少数民族牧民定居政策実施効果与完善研究-基于新疆博爾塔拉蒙古自治州両個定居点調査」中南民族大学学報(人文社会科学版)(31)6:1-6

日本語:

- アルタンボリグ 2008「中国・内モンゴル自治区における貧困と貧困農民施策に関する研究―『生態移民』政策によるモンゴル人の生活実態調査を通して」 東洋大学大学院紀要 45:121-145
- アジア経済研究所編 2012 『アジア動向年報 2012』アジア経済研究所 阿拉坦沙他 2012 「内モンゴルの牧畜業の持続的発展方向に関する検討―『連合

- 牧場』を事例として」『北東アジア研究』23:129~149
- 秋山侃・川村健介・汪詩平・横田浩臣 2002「内蒙古草原の持続的利用のための 衛星モニタリング」額爾敦布和・恩和・双喜編『内蒙古草原荒漠化問題及 其防治対策研究』内蒙古大学出版社
- 稲村哲也 2014『遊牧・移牧・定牧ーモンゴル・チベット・アンデスのフィール ドから』ナカニシヤ出版, 東京
- 稲村哲也・尾崎孝宏 1996「中国内モンゴル自治区における環境と人口調査報告 一漢族移住、生産様式の変化と環境問題」リトルワールド研究報告 13:57 -100
- 稲村哲也・本江昭夫・山本紀夫ら 2000「チベットにおける農業と牧畜の現状」 愛知県立大学文学部論集,日本文化学科編 49:1-21
- 稲村哲也・渡辺道斉 1999「モンゴルのゴビ地方における遊牧民の居住形態と家 畜管理」環太平洋研究 2:23-33
- 稲村哲也・川本芳 2005「アンデスのラクダ科動物とその利用に関する学際的研究-文化人類学と遺伝学の共同」『国立民族学博物館調査報告』55:119-174 石井祥子・鈴木康弘・稲村哲也編 2015『草原と都市―変わりゆくモンゴル』風
 - 媒社
- 今西錦司1995『遊牧論そのほか』平凡社ライブラリー
- 今岡良子 2005 「モンゴルの遊牧社会の変容―資源をめぐる紛争予防の観点から」 『IPSHU 研究報告シリーズ』35:69~89
- 一般社団法人 中国研究所編 2013『中国年鑑 2013』一般社団法人 中国研究所 一般社団法人 中国研究所編 2014『中国年鑑 2014』一般社団法人 中国研究所
- 梅棹忠夫 1990「モンゴル牧畜の研究」『梅棹忠夫著作集』中央公論社, 2:123 -544。
- 梅棹忠夫 1992「狩猟と遊牧の世界―自然社会の進化」、『梅棹忠夫著作集』中央公論社、8:513-604。
- 内堀基光・菅原・和孝・印東道子編 2007『資源人類学』財団法人 放送大学教育振興会,東京
- 尾崎孝宏 2003 「内モンゴル牧民に関する 『遊牧』 論的比較考察」 『鹿大史学』 50: 11-23。
- 尾崎孝宏 2006「モンゴル国東部牧畜地域における開発と移住」『東アジアからの 人類学―国家・開発・市民―』伊藤亜人先生退職記念論文集委員会編,207 ~222。
- 尾崎孝広 2011「内モンゴル牧畜における土地利用の現状―四子王旗、農牧境界地域の事例」『鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集』73:1~25
- 尾崎孝宏 2012「牧地争いをめぐる語りと実践:中国内モンゴル自治区の1事例

- より」鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集 76:19-34
- 鬼木俊次・根鎖「『生態移民』において移住の任意性―内モンゴル自治区オルドス市における牧畜民の事例から」小長谷有紀他編『中国の緩急政策 生態移民―緑の大地、内モンゴルの砂漠化を防ぐのか?』、昭和堂,198~217。
- 岡本信広 2001 『「西部大開発」戦略の検討―格差の構造と産業立地』日本貿易振 興会アジア経済研究所。
- 大西康雄 2004「中国西部大開発の評価と展望」『中国 21』 V01. 18。
- 大西康雄編 2001 『中国の西部大開発—内陸発展戦略の行方』アジア経済研究 所
- 韓霖2010「中国における遊牧民の定住化に関する考察-青海省におけるチベット族遊牧民の事例を中心として」地域政策科学研究 7:105-125
- 韓霖 2011「定住化施策下における遊牧民の生活様式の変容に関する考察―青海 省におけるチベット族遊牧民の事例を中心として」地域政策科学研究 8:75-99
- 岸上伸啓 2006 (綾部恒雄編)「環境人類学」『文化人類学 20 の理論』弘文堂, 東京,197-212.
- 金湛 2010「内モンゴル自治区における『生態移民』政策の内容と執行」『アジア 経済』L1-1:31~47
- 小長谷有紀編 1997『アジア読本 モンゴル』河出書房新社
- 小長谷有紀 2001「中国内蒙古自治区におけるモンゴル族の牧畜経営の多様化: 一牧地配分後の経営戦略」国立民族学博物館調査報告, 20:15 - 43
- 小長谷有紀 2005「黒河流域における『生態移民』の始まり一内モンゴル自治区 アラシャー盟エゼネ旗における事例から」『中国の環境政策 生態移民』昭 和堂,35-55
- 小長谷有紀 2007「生態資源の広がり【モンゴル遊牧世界における資源の変容― モンゴル国の土地問題】」内堀基光・印東道子・菅原和孝編『資源人類学』 148-161
- 小島麗逸 2011(愛知大学現代中国学会編)「資源開発と少数民族畜」『中国 21』 (1)34:71-94、東方書店
- 児玉香菜子 2012 『「脱社会主義政策」と「砂漠化」状況における内モンゴル牧 畜民の現状的変容―オルドス地域農耕民とゴビ地域遊牧民の事例』アフロ・ ユーラシア内陸乾燥地文明研究会・名古屋大学文学研究科比較人文学研究室
- ガザンジェ 2013 「中国改革以来の青海省チベット族村社会の変遷―チュマル(曲馬爾) 村とシュンポンシ(双朋西) 村の事例から」金沢大学文化資源学研究 12:90-98
- 厳 網林編 2008 『国際環境協力の新しいパラダイム―中国の砂漠化対策における

- 総合政策学の実践』慶応義塾大学出版会
- シンジルト 1998 「中国青海省河南モンゴル自治県におけるモンゴル語教育運動」 一橋論集 119 (2): 104-123
- シンジルト 1998「文化変容と民族的アイデンティティの変遷―中国青海省河南モンゴル族自治州の事例より」地域研究論集 2 (2) 97-121
- シンジルト 2003 『民族の語りの文法―中国青海省モンゴル族の日常・紛争・教育』 風媒社
- シンジリト 2005 (長尾正義編)「中国西部辺境と『生態移民』」小長谷有紀、シンジルト、『中国の環境政策 生態移民』昭和堂
- シンジルト 2011「牧畜民にとってのよいこと―セテル実践にみる新疆イリ=モンゴル地域の自然認識の動態」『中国 21 国家・開発・民族』東方書店, Vol. 34:135-162
- ソロンガ 2012「伝統の継承、再創造、移植―内モンゴル自治区における「白いスゥルデ」祭祀の「復興」をめぐって」ヒマラヤ学誌 13:211-224
- 淡野明彦・淡野寧彦 2011「中国内モンゴル自治区における『退牧還草』政策による牧畜(遊牧)業の変化に関する考察」奈良教育大学紀要 60巻1:49 -62
- 達古拉 2007「『生態移民』政策による酪農経営の課題」『アジア研究』53 (1): 58~65
- ダゴラ 2011「内モンゴルにおけるモンゴル族の伝統的オボー祭祀の研究」奈良 女子大学、大学院人間文化研究科年報 26:53-65
- 田曉利 2011 (愛知大学現代中国学会編)「中国におけるエネルギー―資源開発の現状と課題」『中国 21―特集 国家・開発・民族』34:95-116,東方書店,東京
- 佐々木信彰(一般社団法人 中国研究所編) 2014「少数民族」『中国年鑑 2014』 一般社団法人 中国研究所 286-291
- 佐藤俊 1992『レンディレー北ケニアのラクダ遊牧民』弘文堂
- 桜井龍彦・雲星・長谷川 清・周星・長沼さやか・松岡正子(愛知大学現代中 国学会編)2011「開発と文化遺産」『中国 21―特集 国家・開発・民族』34: 3-28 東方書店,東京
- 司玉潔 2013 「内モンゴル東部牧畜地域における地下資源開発とその影響に関する一考察」愛知県立大学大学院国際文化研究科論集 14:135-162
- 司玉潔 2014「内モンゴル牧畜地域における生態保護政策とその影響に関する一 考察」愛知県立大学大学院国際文化研究科論集 15:175-201
- 司玉潔 2015「青海省における「遊牧民定住化プロジェクト」とそのモンゴル族 牧畜社会への影響|ヒマラヤ学誌 16:116-134

- 司玉潔 2015「青海モンゴル族の葬送文化に関する一考察-鳥葬習俗を中心に」 共生の文化研究 9:60-68
- 関谷正明・全亮 2009「中国における砂漠化拡大に関する一考察—中国内蒙古草原の事例考察」千葉科学大学紀要 2:49-60
- 蘇徳斯琴・佐々木達 2014「中国モンゴル自治区における草地請負制度の変遷と 草地利用への影響」札幌学院大学経済論集 7:29-40
- 中国環境問題研究会編 2005「環境状況公報(9)草原」『中国環境ハンドブック 2007-2008 年版』蒼蒼者社, 186-187.
- 沼崎一郎 2006 (綾部恒雄編)「文化相対主義」『文化人類学 20 の理論』弘文堂, 東京,55-71
- 中尾正義編 2005 『中国の環境政策生態移民』昭和堂
- ナラン 2006「ジャロード旗ゲルチョロー=ソムA家の牧畜」早稲田大学モンゴル研究所(編)早稲田大学モンゴル研究所紀要 3:137-151
- ナランビリゲ 2009「牧畜儀礼の一環としてのオボー祭祀」比較民俗学研究 3:81 -94
- ナムラ 2009 「牧畜民から生態移民へ--内モンゴル・シリンゴル盟を事例として」 千葉大学人文社会科学研究 18:111-128
- 西野真由 2008「中国山西省における『生態移民』政策に関する一考察—山西省 呂粱地区中陽県の事例より」『愛知県立大学外国語学部紀要第 40 号(地域研 究・国際学編)』87~102
- 21 世紀中国総研編 2010『中国情報ハンドブック[2010 年版]』蒼蒼社,東京根本正之 2007『砂漠ってなんだろう』岩波書店、東京
- ネメフジャルガル 2006「内モンゴル自治区における『禁牧』政策に関する一考察」亜細亜大学大学院経済学研究論集 30:23-48
- ネメフジャルがル 2011 (双喜編)「牧畜地域労働力問題に関する研究」『区域経済発展与新農村牧区建設動態』内蒙古出版集団・内蒙古人民出版社、121-144ネメフジャルがル 2013「内モンゴルにおける牧畜地域政策動向」亜細亜大学アジア研究所報 150:4-5
- 巴図 2006「内モンゴル牧畜経営と耕種農業」横浜国際社会科学研究 11 (3): 369 -391
- 巴図 2007「内モンゴル牧畜経営の実態と環境問題」横浜国際社会科学研究 12(2): 103-126
- 白福英 2013「内モンゴル牧畜社会の資源開発への対応をめぐって―西ウジュムチン旗・S ガチャの事例から」総研大文化科学研究 9:99-121
- ボルジギン・ブレンサイン 2003 『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』 風間書房

- 松原正毅 1983『遊牧の世界(上・下)』中央公論社。
- 楊海英 2011「西部大開発と文化的ジェノサイド」『中国 21 国家・開発・民族』 東方書店, Vol. 34:117-134
- 楊海英 2001「遊牧から定住へ一赤峰バーリン右旗事例を中心に」『モンゴル高原 における遊牧の変遷に関する歴史民族学的研究』03:91-100。
- 楊海英 2011「西部大開発と文化的ジェノサイド」愛知大学現代中国学会編『中国 21』東方書店、117-134
- 吉川賢 1998『砂漠化防止への挑戦』中央公論社,東京
- 別所裕介(楊海英編)2014「チベット高原における社会主義と定住化」『中央ユーラシアにおける牧畜文明の変遷と社会主義』名古屋大学文学研究科比較人文学研究室、名古屋、161-188
- 藤田昇 2003「草原植物の生態と遊牧地の持続的利用—植物学からみたモンゴル 高原」『科学』73 岩波書店 5:563-569
- 祖力菲姫 買買堤・志賀永一・黒河功 (2004)「中国における遊牧民の定住化施 策に関する考察-新疆ウィグル自治区における事例分析―」『北海道大学農 経論叢』60:43-53
- 祖力菲姫 買買提 2008「定住化による草原牧畜業経営の変化に関する実証的研究:中国新疆ウィグル自治区を事例として」『北海道大学大学院農学院邦文 紀要』30(1):43-119
- 祖力菲姫 買買提 2009「定住化による草原牧畜業経営の展開に関する一考察—新疆ウィグル自治区を事例に」『北海道農業経済研究』14(2):65-76
- 劉建新・馬瑞萍 1999「中国内蒙古における生態系環境の改善」『立命館産業社会 論集』35(3):85-96
- 劉春發・山本裕美 2008「森林環境政策の到達点と課題」『中国の環境政策―現状 分析・定量評価・環境円借款』京都大学学術出版会 93-119
- 長谷川信美・宋仁徳・李国梅・井世帯田幸子・西脇亜也(2010)「中国青海省チベット高原におけるヤク(Bos gruuiens)の行動が屋草放牧地物質循環に及ぼす影響」日本草地学会誌 56(1):67-73, 特集 アジアの草原研究
- 平田 昌弘・ナム タルジャ・小川 龍之介・別所 裕介ほか 2015「中国青海省の アムド系チベット牧畜民の乳加工体系-青海省東部の定住化遊牧世帯と農 牧複合世帯の事例から」ミルクサイエンス 64:7-13
- 満鉄調査部 1939『興安西省扎魯特旗、阿爾科爾沁旗畜産調査部』南満鉄道株式 会社
- 吉岡久四郎 1938「東部内蒙古貿易状態」哈爾濱学院『学院調査研究資料第一輯蒙古踏査報告集』哈爾濱印刷所、24-66

モンゴル語:

- 巴義編 2012『徳都蒙古宗教文化』内蒙古文化出版社, 呼和浩特
- 斉・布仁巴雅爾ら訳(羋一之主編)1996『青海蒙古族歴史簡編』内蒙古科学技術 出版社,呼和浩特
- 薩仁格日勒・小長谷有紀 2002『青海省モンゴル族民俗文化における資料とその解釈―ナストニー・ジル・アルホーラハ・バヤルを事例に』国立民族学博物館調査報告(30))2002/10
- 才仁東徳布編 1998『巴隆旗志』内蒙古科学技術出版社、呼和浩特
- 納・才仁巴力 2007『青海モンゴル族歴史文化散論―青海蒙古族非物質文化研究』 内蒙古教育出版社。
- 布林特古斯主編 1997 『蒙古族民俗百科全書・経済巻』内蒙古科学技術出版社, 呼和浩特
- ボルジギンアギナル・ジルガ 2007 (乌日尼 訳)『游牧文明史論』内蒙古文化出版社,呼和浩特
- バガナ 2007「ジャロード旗ゲルチョロー・ソムのオトルの考察」『QUAESTIONES MONGOLORUM DISPUTATAE』3:196—213
- フルルシャ編 2003『ホルチン風俗文化研究』内蒙古教育出版社。
 - エ・エルデンジャブ・サラナ 2006『遊牧経済論』内蒙古教育出版社
- エセルメンド 2006 『現代化と 游牧社会』内蒙古人民出版社
- 希青龍 2008『ノン・ホルチン蒙古族風俗』内蒙古人民出版社)
- 道爾吉編 2010『蒙古秘史』) 内蒙古文化出版社
- ロブサンチョイダン 1981『モンゴル風俗鑑』ハ. ダンビジャルサン注釈)内蒙古人民出版社
- フルルシャ編 2003 『ホルチン風俗文化研究』) 内蒙古教育出版社
- 劉金鎖 1985『モンゴル史概要』)内蒙古人民出版社
- ガ・シャラブジャムソ『ガ・シャラブジャムソの文章の選集』) 注:出典不明

Web サイトによる参考資料:

① 国家発展和改革委・住房和城郷建設部・農業部編 2012『全国遊牧民定居工程建設【十二五】規划』2012年9月28日

http://zfxxgk.ndrc.gov.cn/PublicItemView.aspx?ItemID=%7Bec582153-5fd0-49b7-92ed-4e9c5ca53d4a%7D(2014 年 9 月検索)

② 中国環境情報コーナ「特集 国家環境保護「十一五」計画;国務院通達について」国務院 2007 年 11 月 22 日

http://www.oecc.or.jp/old/c_info07tokusyu-2.html (2015年3月検索)

- ③ 科学的発展観を実行し環境保全を強化することに関する国務院の決定 http://www.edcmep.org.cn/japan/bf/CNE/down/3_2_2_053.pdf#search='%E7%A 7%91%E5%AD%A6%E7%9A%84%E7%99%BA%E5%B1%95%E8%A6%B3%E5%AE%9F%E7%8F%BE%E3 %81%A8%E7%92%B0%E5%A2%83%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E5%BC%B7%E5%8C%96%E3%81%AB% E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%B1%BA%E5%AE%9A (2015 年 5 月検索)
- ④ 国家環境保護局「全国生態保護十一五規划」2006年1月 http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201301/W020130130527978232875.pdf
- ⑤ 国家環境保護局「全国生態保護十二五規划」2013年1月(2015年5月検索) http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201301/W020130130527978232875.pdf#s earch='%E5%85%A8%E5%9B%BD%E7%94%9F%E6%80%81%E4%BF%9D%E6%8A%A4+%E5%8D%81%E4%B8%80%E4%BA%94+%E8%A7%84%E5%88%92'(2015年5月検索)
- ⑥ 国家環境保護局「全国生態保護与建設規划 2013-2020」2013 年 10 月 http://www.sdpc.gov.cn/fzgggz/ncjj/zhdt/201411/W020141119598729670157. pdf#search='%E5%85%A8%E5%9B%BD%E7%94%9F%E6%80%81%E4%BF%9D%E6%8A%A4+%E5%8D%81%E4%BA%94+%E8%A7%84%E5%88%92'(2015 年 5 月検索)
- ① 国家環境保護局「生態保護紅線划定指南」2015 年 5 月 http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201505/W020150518543913143409.pdf (2015 年 6 月検索)
- ⑧ 「国务院关于促进牧区又好又快发展的若干意见」(国发〔2011〕17号)2011 年8月公布。中華人民共和国中央人民網:
- http://www.gov.cn/zwgk/2011-08/09/content_1922237.htm(検索日:2015 年 5月)
- ⑤ 「青海省人民政府贯彻落实国务院关于促进牧区又好又快发展的若干意见的 实施意见」青政[2011]92 号青海省人民政府網:
- http://xxgk.qh.gov.cn/html/1664/173163.html (検索日:2015年6月)
- ⑩ 「关于加快推进我省游牧民定居工程建设的建议」青海省政协经济委员会 http://www.qhszx.gov.cn/ztzl/jyxc/dybg/2011-04-14/212.html(2015 年 6 月 検索)

付録

2009年中国の全国と内蒙古自治区及び青海省の主要経済指標 (『中国情報ハンドブック[2010年版]』 p268-270を基に筆者作成)

	人口	面積	人口密	GDP	1 人あ
	(万人)	(万k㎡)	度	(億元)	たり
			(人/		GDP
			km²)		(元)
全国	133, 474	960.0	139	335, 352. 9	25, 188
内蒙古	2, 422	118.30	20	9, 725. 8	40, 225
青海	557	72. 12	8	1, 081. 3	19, 454

	1人当たり	听得	消費支出		固定資産投資額	
	(元/年)		(元/年)			
	農村家庭	都市家庭	農村生活	都市消費		
	純収入	可処分所	消費支出	性支出		
		得				
全国	5, 153. 2	17, 174. 7	3, 993. 5	12, 264. 6	224, 845. 6	
内蒙古	4, 937. 8	14, 849. 2	3, 968. 4	12, 369. 9	7, 318. 9	
青海省	3, 346. 2	12, 691. 9	3, 209. 4	8, 786. 5	798. 3	

	産業別就業者構成比		産業別 GDP 構成比				
	(2008年末)(%)		(億元) (%)				
	一次	二次	三次	一次	二次	うち工業	三次
全国	39.6	27. 2	33. 3	35, 477. 0	156, 957. 9	134, 624. 5	142, 918. 0
				(10.6)	(46.8)		(42.6)
内 蒙	50.5	16. 9	32. 7	929. 0	5, 101. 4	4, 503. 5	3, 695. 4
古				(9.6)	(52.5)		(38. 0)
青海	44. 5	21.3	34. 2	107. 4	576. 3	471.3	397. 5
				(9.9)	(53. 3)		(36.8)